

2023 年度  
東洋大学審査学位論文

中国における 3 歳未満の子どもを育てる家庭の  
祖父母協力型保育に関する研究  
-上海市調査を通して-

福祉社会デザイン研究科  
ヒューマンデザイン専攻博士後期課程  
4730170001 尹 曉珊

# 目 次

序章	1
第1節 研究の背景	1
第2節 研究の目的・研究の意義・研究の方法	9
第3節 本論の構成	11
第4節 用語の説明	12
第5節 中国における法制度・政策の分類と制定機関	14
<b>第1章 中国における3歳未満の子どもの保育制度の展開と祖父母の協力</b>	<b>15</b>
第1節 本章の目的	15
第2節 中国成立後から改革開放までの計画経済期（1949年～1977年）	15
第3節 1978年改革開放から1991年までの市場経済期への移行期	19
第4節 1992年の市場経済確立以降から2015年までの市場経済期	20
第5節 保育制度の整備期（2016年～現在まで）	24
第6節 考察	28
<b>第2章 中国における3歳未満の子どもの保育と祖父母の協力の現状</b>	<b>32</b>
第1節 本章の目的	32
第2節 中国における3歳未満の子どもの現状と保育	32
第3節 中国における3歳未満の子どもの保育施設の現状	37
第4節 中国における3歳未満の子どもの「託幼一体化」の現状と課題	43
第5節 中国における3歳未満の子どもに対する祖父母の協力のあり方	51
第6節 考察	61
<b>第3章 中国・上海市における3歳未満の子どもの保育の現状と課題</b>	<b>63</b>
第1節 本章の目的	63
第2節 上海市の概況	63
第3節 上海市における3歳未満の子どもの保育の現状	65
第4節 上海市における3歳未満の子どもの保育制度	67
第5節 上海市における3歳未満の子どもの保育の取り組み	70
第6節 上海市における3歳未満の子どもの保育の課題	72
第7節 考察	72
<b>第4章 中国・上海市における3歳未満の子どもを持つ子育て家庭への調査を通して</b>	<b>79</b>
第1節 本章の目的	79
第2節 研究の方法	79
第3節 調査の分析	83

第4節 結果.....	95
第5節 考察.....	96
<b>第5章 中国・上海市における保育施設の責任者の視点から見た祖父母の協力.....</b>	<b>104</b>
第1節 本章の目的.....	104
第2節 研究の方法.....	104
第3節 調査の分析.....	107
第4節 結果.....	113
第5節 考察.....	114
<b>終章.....</b>	<b>119</b>
第1節 研究目的と結果.....	119
第2節 総合考察.....	121
第3節 中国における祖父母協力の展望.....	126
第4節 本研究の限界と課題.....	126
<b>初出一覧.....</b>	<b>129</b>
<b>参考文献・引用文献一覧.....</b>	<b>130</b>
中国語文献（アルファベット順）.....	130
日本語の文献（アルファベット順）.....	134
参考URL（アルファベット順）.....	136
<b>謝辞.....</b>	<b>140</b>
<b>添付資料.....</b>	<b>142</b>

# 序章

## 第1節 研究の背景

### 1. 問題意識

中国では、1990年代まで個々の国有企業が1つの「単位」として存在していた。毛<sup>1</sup> (2011)の研究によると、「単位」は、英語では単に「danwei」あるいは「work unit」と訳され、社会保障機能のほか、一定の行政機能ないし政治機能を持つとされた。また、毛は、「単位」について、従業員及びその家族の「生老病死」（「ゆりかごから墓場まで」）に関するすべての責任を負い、大きい「単位」では、各種の社会サービス機構（食堂、浴場、商店、学校、病院）を内包しており、従業員及びその家族の各種社会サービス需要に対応し、小さな「社会」を形成していたと述べている。さらに、従業員及びその家族は単位の内部で自己完結する暮らしを送っており、言わば小さな福祉国家あるいは福祉社会であると指摘している（毛 2011：220-221）。当時の「単位」は政府の社会機能を肩代わりしており、「単位」制度のもと、国営企業内で働く女性に対する子育て支援として集団保育が提供されていた。しかしながら、1990年代後半に市場化経済改革による国営企業の改革が行われて以降、国営企業に付属する保育施設は一気に減少し、公的な保育制度が崩壊した。その結果、子育ては公的責任から家庭の責任に転換され（洪・陶 2019）、多くの子どもは、3歳で幼稚園に入るまで、子守りや祖父母により養育されるようになった<sup>2</sup>。

2016年に中国は、それまでの人口抑制政策を緩和し、人口増加を支持する政策に転換した。それにともない、政府は子どもを産むことを推奨する一方で、働く女性の増加による子どもの保育需要への対応をどのように行うかが問われるようになった。3歳未満の子どもの保育は、女性が子どもを産み育てる意欲に大きな影響を及ぼすため、保育の課題が重視され、議論されるようになった（楊 2020）。

2017年の中国第19回全国人民代表大会では、保育が国民生活の保障と改善に関する重要な課題として初めて提示された。同年の中国中央経済工作会議では、国民の関心が

<sup>1</sup> 毛桂榮(2011)「公共サービス提供の制度構築：中国事業単位の改革」『明治学院大学法学研究』90, 219-302.

<sup>2</sup> 洪秀敏・陶鑫萌(2019)「改革開放40年我国0～3歳早期教育服務的 policy 与实践（改革開放40年我が国0～3歳早期教育サービスの政策及び実践）」『学前教育研究』2, 3-11.

高い問題として保育に関する制度・政策が打ち出され、乳幼児のケアと早期教育サービス問題を解決すべきであるという意見が出された。

保育の議論について、中国の知網<sup>3</sup> (CNKI) を使って保育 (中国語 : 托育) というキーワードで調べてみると、管轄部局の不明確さ、供給と需要の不一致、保育の基準と監督など、保育制度構築に関する課題などをテーマとする研究が多く研究者によって行われていることが分かる。また楊 (2018) は、政府が保育制度の構築において担うべき役割を論じている。さらに、劉 (2017) は、今後の保育サービスのあり方として、公益性及び市場化、施設化、専門化の傾向について述べている。

これらの課題を解決するため、2019年に国務院 (日本の内閣に相当) が公布した「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見<sup>4</sup>」では、家庭での保育を主としつつも、施設での保育を補助し、子どもを優先する原則で乳幼児を最大限保護し、乳幼児の安全と健康を確保することが定められた。また、同年に、中国国家衛生健康委員会によって公布された「保育施設の設置基準 (試行)」と「保育施設の管理規範 (試行)」により、保育の管轄部局が明確化され、保育施設の運営基準と管理規範が定められた。さらに、国の保育制度に沿って、各省・直轄市がその地域の実態に即した保育に関する政策を策定し、全国的に展開されるようになっている。

2019年に実施された北京市、上海市、広州市、鄭州市、太原市など中国国内13都市での調査では、子育て家庭における3歳未満の子どもの保育ニーズは82.1%あるものの、現在の保育供給の資源は子育て家庭の保育ニーズを満たせていないと指摘されている<sup>5</sup> (洪・朱 2020)。また、黄ら<sup>6</sup>は2019年末に温州市の3,089名の保護者への調査を通して、85.2%の子育て家庭に保育ニーズがあるにもかかわらず、実際の入所率は10.1%であることを明らかにした (黄・高・宋 2021 : 10)。

以上のことから、中国都市部においては、保育の需要と供給のアンバランスが課題となっていることが分かる。特に子育て家庭の60%以上は祖父母の協力を得ながら子育てをしている。

<sup>3</sup> 中国の「知網」CNKIは日本の「CiNii」に当たる論文検索サイトである。

<sup>4</sup> 「指導意見」は行政に公布された規範的な文書である。法律のような効力は持たない。各自治体に対する指導と指示を行う公文書である。

<sup>5</sup> 洪秀敏・朱文婷 (2020) 「托育的三个课题 (保育サービスの三つの課題)」中国人口報 2020年2月19日第003版。

<sup>6</sup> 黄杰・高謹・宋占美 (2021) 「城市家長对托育服務的需求及期望-基於3089位家長的調查研究 (都市部の保護者の保育サービスのニーズ及び希望-3089名保護者の調査に基づく研究)」『陝西学前師範學院學報』37(2), 1-11.

近年、子育て家庭に協力する祖父母への支援のあり方について、李<sup>7</sup> (2022) が、労働経済分野で、労働力としての祖父母をめぐる課題として検討している。それによれば、第1に、子育て家庭の保育に協力する祖父母は、生産的労働市場から著しく脱落し、有給労働時間を減らしている。第2に、祖父母の個人的特徴、家庭内の分業、健康状態、居住地や生活環境、孫の年齢の違いなどによって、就業行動への影響は異なる。このことを踏まえて、祖父母への支援が検討されなければならない(李 2022)。しかし、保育分野では、保育に協力する祖父母の支援の実態等についての研究はなされていない。

## 2. 子育て家庭への祖父母の関わりの捉え方

本節では、保育分野において、子育て家庭への祖父母の関わりに着目した研究を整理し、祖父母の関与がどのような表現および内容として捉えられてきたかを検討する。

先行研究では、子育て家庭への祖父母の関わりを示す用語として、「祖父母の子育て参加」、「祖父母の育児参加」や「親族ネットワークによる育児支援」、「祖父母の共同保育」、「家族からのサポート」という表現が使われている。

八重ら<sup>8</sup> (2003) は、「食事の世話をする、お風呂に入れる、一緒に遊ぶ、物を買ってやる、保育園等の送迎、子育て相談」などを「祖父母の子育て参加」とし、祖父母の子育て参加の実態や祖父母の子育て参加と子育て不安との関連性を検討した。

「祖父母の育児参加」の研究として、孫<sup>9</sup> (2020) がある。孫は、都市部では88%の1歳児家庭において祖父母がある程度孫の育児に参加しており、両親が仕事に出ている昼間に子どもを祖父母に預けることが一般的だが、両親ともに多忙で帰宅が遅い場合は、夜も祖父母が孫の面倒を見ることを指摘している。

孫<sup>10</sup> (2019) は、「祖父母の共同保育」と表現し、祖父母の共同保育が子どもと保護者に対して果たした役割を明確にした。

樋口<sup>11</sup> (2006) は「祖母力」について論じ、その内容として、祖父母が子育て家庭に情報を提供していること、子どもの保育施設への送迎を担当していること、子どもが

<sup>7</sup> 李曉寧(2022)「隔代照料与老年人労働供給研究(世代間ケアと高齢者の労働供給に関する研究)」中国社会科学院研究生院 2022 年度博士論文。

<sup>8</sup> 八重樫牧子・江草安彦・李永喜・ほか(2003)「祖父母の子育て参加が母親の子育てに与える影響」『川崎医療福祉学会誌』13(2),233-245。

<sup>9</sup> 孫怡 (2020) 「祖父母育児参加が子どもの発達に及ぼす影響—日本と中国」(<https://www.ritsumeihuman.com/essay/essay-2471/>最終閲覧 2023 年 11 月 13)

<sup>10</sup> 孫怡 (2019) 「中国都市部における祖父母との共同育児の現状と影響」(<https://www.blog.crn.or.jp/lab/08/32.html> 最終閲覧 2023 年 10 月 17 日)

<sup>11</sup> 樋口恵子 (2006) 「祖母力」新水社。

病気の際の保育を担っていることを挙げた。

また、祖父母が子育て家庭を支援する社会資源として論じられる際には、「親族ネットワークによる育児支援」や「サポート」という表現が使われている。

中見ら<sup>12</sup> (2012) は、幼児期の子どもをもつ母親がサポート源 (夫、実母、家族以外) からどのような育児サポートを受けているかを検討する際に、祖父母を、サポート源の一つとして取り上げた。翁 (2020) は、親族ネットワークによる育児支援という場合には、祖父母以外の他の親戚や家族が含まれる場合があることを指摘している。

以上のように、子育て家庭に対する祖父母の関与を示す表現は研究によって異なり、その定義も明確にされているとは言い難い。それは、子育てにおける祖父母の役割が論じられる際に、その対象が、子ども、保護者、子育て家庭のいずれであるのかが明確に区別されていないことや、子どもの年齢について言及されていないことに関連すると考えられる。

先に見たとおり、中国では、祖父母が3歳未満の孫の保育を担うこと、親世代への支援、子育て家庭への支援を行うことが一般的である。そして、その範囲は、子どもの身の回りの世話だけではなく、保護者への経済的、精神的支援にまで及ぶこともある。そのため、本研究では、中国社会の現状を踏まえ、祖父母によって行われる子育て家庭への支援全般を「協力」という表現を用いて論じる。

Weblio 辞書<sup>13</sup>には、「協力 (きょうりょく) とは、複数の個体が共同で行動し、特定の目標を達成するための行為を指す。個体は人間だけでなく、動物や機械、組織なども含まれる。協力は、個々の能力や知識を組み合わせることで、単独では達成困難な目標を達成するための重要な手段である。また、協力は社会的な活動であり、相互理解や信頼関係の構築が必要とされる。」と記されている。

中国の子育て家庭では、祖父母と保護者が、子どものケアと発達という目標に向けて努力している。また、祖父母と保護者の間には、通常、相互理解や信頼関係がある。したがって、「協力」という用語は、祖父母と子育て家庭の保護者との関係性に合致すると言える。

---

<sup>12</sup> 中見仁美・桂田恵美子・石曉玲 (2012) 「幼児子育て期における家族からのサポートの重要性」『園田学園女子大学論文集』46, 227-239.

<sup>13</sup> Weblio 辞書

(<https://www.weblio.jp/content/%E5%8D%94%E5%8A%9B> 最終閲覧 2023 年 10 月 27 日)

### 3. アジアにおける祖父母の子育て家庭への協力

ここでは、日本・韓国の子育てを手掛かりにして、アジアにおける祖父母の子育て家庭への協力の態様等を検討する。

王ら<sup>14</sup> (2015) は、中国は2001年に「老年型国家」になったと判断でき、その後、中国の少子高齢化が持続的に進み、2013年には少子高齢化の深刻度が一層増大したと指摘している。少子高齢化に対する政策では、日本と韓国は、中国より一足早い動きを取っている。ここでは、祖父母の孫育てについて考察してみたい。

祖父母が孫育てに協力する要因について、久保ら<sup>15</sup> (2017) は子孫を育てていく“家族内の仕事”といった儒教的考え方が強く影響していると指摘している。日本と韓国における祖父母の孫育てとして久保らが紹介したように、日本には里帰り出産などの育児文化があり、祖母が母親（娘や嫁）の子育てや家事を支援する習慣がある。また、韓国では、伝統的に（家門の維持及び発展、家族の安易を最優先とする）儒教的家族価値観の影響により、主に祖母が、孫の育児をはじめとする社会化の過程に関わって子育てを支援する（久保ら2017：327）。以上のように、日本と韓国の子育て家庭では、祖父母の協力を得ることは珍しくないと見られる。

そのため、本節では、日本と韓国において、祖父母がどのように子育てに協力しているのかを概観し、現状の課題を検討する。

#### (1) 日本・韓国における祖父母の現状

日本の令和3年版高齢社会白書のデータによると、昭和55年には三世代世帯の割合が一番多く、50.1%と全体の半数を占めていたが、令和元年になると9.4%まで下がっている。2022年国民生活基礎調査によれば、日本全体の児童のいる世帯のうち、祖父母がいる世帯は11.1%しかない。1986年調査では27.0%であり、その割合は減少の一途をたどっている。

日本の三世代世帯が減少する傾向について、佐藤<sup>16</sup> (2019) は、女性のライフコースが変化し、仕事と子育ての両立型の母親が増加していること、祖父母のインフォーマル

<sup>14</sup> 王桂新・戴二彪(2015)「中国における少子高齢化の実態, 発生要因と対策」『AGI Working Papers Series』2015, 1-22.

<sup>15</sup> 久保恭子・宍戸路佳・坂口由紀子・ほか(2018)「日中韓の祖母の孫育て・心理社会的な変化・子育ての世代間伝承との関連」『東京学芸大学紀要総合教育科学系』69(2), 327-336.

<sup>16</sup> 佐藤淑子(2019)「父母のワーク・ライフ・バランスと祖父母による孫育て—日本とオランダの比較—」『鎌倉女子大学学術研究所報』19, 77-88.



保育を必要とする母親が増えていること、同時に、少子高齢社会において祖父母世代の孫育てに参加する意識の向上がみられることを指摘した（佐藤 2019 : 77）。

一方、韓国では、祖父母の孫育てについて李<sup>17</sup>（2015）が論じたように、近年、さまざまな理由により孫育てに勤しむ祖父母が増えており、その様子を指す「黄昏育児」という造語まで現れた。血縁関係や親族関係が重視される韓国では、祖父母が子育ての支援者として期待され、活躍している。また、李は、「祖父母の多くは、共働きの子ども夫婦を支援するために、孫育てを引受けており、子どもを預けている親も、祖父母を最も適切な子育て担当者であると考えている母親が多く、親世代の子育ての負担が祖父母世代に移譲された状態で、働き夫婦の生活が維持されている」と論じ、加えて、「祖父母による孫育ては、必ずしも自発的な選択ではないこと、代替方法があればやめたいと考えている祖父母が多い」と指摘している。

以上の点から見ると、同じアジアの国である中国、日本、韓国では、子育て家庭に協力するため祖父母が孫育てをするという共通点がある。

## （2）日本・韓国における祖父母の子育て家庭への協力に関する課題と支援

日本と韓国で祖父母が子育てに協力している現状を踏まえ、祖父母の孫育てについての課題を論じてみたい。

佐藤<sup>18</sup>（2019）は祖父母による孫育ては有意義であるが、祖父母の孫育てが、高齢者の身体的・精神的健康に負の影響をもたらすと指摘している（佐藤 2019 : 84）。

祖父母の協力という課題に対して、日本では、2011年に「孫育て・ニッポン<sup>19</sup>」というNPO法人が創設された。この法人では、祖父母や孫育てに興味を持っている者を対象とした孫育て講座やイベントを定期的に開催している。また、子育て中の父母に対しても、祖父母と協力して子育てするための冊子「孫育て10か条」、「祖父母とのおつきあい10か条」、「今と昔の違い」を無料で配布している。なお、「孫育て・ニッポン」のホームページには、習志野市、鳥取県、さいたま市、熊本県、横浜市などの地域の「祖父母手帳」が紹介されている。

<sup>17</sup> 李環媛（2015）「韓国における子育て支援政策の動向と『黄昏育児』のゆくえ」『家族社会学研究』27（2）、139-148.

<sup>18</sup> 佐藤淑子（2019）「父母のワーク・ライフ・バランスと祖父母による孫育て—日本とオランダの比較—」『鎌倉女子大学学術研究所報』19, 77-88.

<sup>19</sup> NPO法人「孫育て・ニッポン」.

(<https://www.magosodate-nippon.org/>. 最終閲覧 2023年12月13日)

また、日本では、三世代同居の促進を少子高齢化の支援の一環として捉えている。平成18年度から27年度までを計画期間とする住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）では、「深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給、子育て支援施設を併設した住宅の供給支援や三世代同居・近居への支援を行う」としている。また、少子化が進む昨今、子育てに対する様々な施策を展開している宮城県は、夫婦での子育てを支援するのはもちろん、共働き世帯の増加により、祖父母も積極的に孫の育児に関わっていることを踏まえ、日本初となる「孫休暇」を打ち出した。

韓国では、「祖父母育児教室」を運営する地方自治体があり、私設の「育児塾」に通う祖父母も増えている<sup>20</sup>。また、ソウル市は2023年9月から、祖父母をはじめ、四親等以内の親族が子どもの面倒を見る場合、養育手当として1人当たり月30万ウォンを最長13か月間支給する事業を始めた<sup>21</sup>。

以上のように、日本や韓国では、祖父母の孫育てに対し、祖父母世代、親世代、子どもの三世代の関係を円滑にするための取り組みが行われている。また、韓国では現金給付も行われている。

日本と韓国では、子育て家庭への祖父母の協力の割合は中国より高くないが、子育て政策の一環として、祖父母向けの支援や取組が行われている。同じアジアにある日本及び韓国での祖父母による協力の実態を検討することにより、中国における祖父母支援に関する示唆を得ることができると考える。

#### 4. 子どもの権利の視点

子どもの権利条約の一般原則は生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止である。

子どもの権利条約の第1条では「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」としている。子ども（18歳未満）を権利の主体と位置づけ、おとなと同じ、ひとりの人間としてもつ権利を認めている。また、子どもの権利委員会一

<sup>20</sup> 李環媛（2015）「韓国における子育て支援政策の動向と『黄昏育児』のゆくえ」『家族社会学研究』27（2）、139-148。

<sup>21</sup> KBS・WORLD・JAPANESE「ソウル市 親族への養育手当3か月で約3900人が受給」。  
([https://world.kbs.co.kr/service/news\\_view.htm?lang=j&Seq\\_Code=86942](https://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=86942) 最終閲覧 2023年12月13日)

般的意見7号(2005年)の乳幼児期における子どもの権利の実施の「3. 権利の保有者としての乳幼児」によれば、「乳幼児は条約に掲げられたすべての権利の保有者である。乳幼児は、特別な保護措置の対象とされ、かつ、その発達しつつある能力にしたがって自己の権利を漸進的に行使する資格を有する。」とされる。

日本では子ども基本法において子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利条約の一般原則を理念として以下のように明記している。

一. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること、二. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること、三. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、四. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること、五. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること、六. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること、である。

日本では、子どもの成長発達と子どもの権利の具体化のために、子どもの権利条約の一般原則を踏まえた制度の策定が期待されている。

中国は、1992年に子どもの権利条約に批准した。中国政府が子どもの権利委員会に提出した第1回報告書(1995)、第2回報告書(2003)、第3、4回の統合報告書(2010)とこれら報告書に対する子どもの権利委員会から中国政府への総括所見では、3歳未満の子どもの保育に関する記載は以下のようにになっている。第1回報告書および総括所見では、3歳未満の子どもの保育について言及されていない。第2回報告書では、中国で1992年に施行された「未成年保護法」の第33条で託児所の開設が推奨されている。しかし、実施報告では幼稚園の入園状況が報告されているのみで、3歳未満の子どもの

保育については触れられていない。第3、4回の統合報告書でも3歳未満の子どもの保育について言及はなかったが、2013年の子どもの権利委員会からの質問事項で3歳未満の子どもの早期教育に関する質問があり、中国政府は3歳未満の子どもの早期教育のサービスの仕組みに関して回答した。これにより、中国政府が子どもの権利委員会に提出した定期報告書と子どもの権利委員会の総括所見には、3歳未満の子どもの早期教育については記されたが、3歳未満の子どもの保育への言及はなかった。保育制度改革が行われている現在の中国では、2021年に国家衛生委員会により「保育施設の指導大綱（試行）」が公布され、乳幼児の特徴と成長の過程を尊重し、個人差があることに留意して、乳幼児それぞれの全面的な発達を促進するとされている。また、月齢に分けて、子どもの成長・発達に関わる養育、認知、情緒社会性などの非認知能力を育成することが定められた。近年の保育改革では、子どもを優先し、尊重することが保育制度に取り込まれている。しかし、子どもが自分に関する事柄に自由に意見を述べるという子どもの意見表明や子どもの参加については言及されていない。これらから、中国では子どもの権利の認識が十分ではないことが伺える。

本論では、子どもの権利の一般原則に視点を据え、子どもの発達の尊重、子どもの意見表明、子ども参加という観点から、3歳未満の子どもの保育について検討を進めていく必要がある。

## 第2節 研究の目的・研究の意義・研究の方法

### 1. 研究の目的

本研究の目的は、以下の3つである。第1に、3歳未満の子どもの保育が制度化されつつある現代の中国において、祖父母の役割がどのように変化したかを明らかにする。

第2に、中国において、3歳未満の子どもの保育制度の整備が進む自治体を選定し、子育て家庭の保育に協力する祖父母の実態と支援の課題を明らかにする。

最後に、第3に、中国における子育て家庭の保育への祖父母の協力の課題とこれからの展望について、子どもの権利の視点から検討する。

本研究の目的を達成するために、以下の手順を進める。

第1に、保育の変遷と祖父母の協力の位置付けを明らかにする。（第1章）

第2に、現代中国の保育の現状を明らかにする。また、祖父母に関する研究の課題を

明らかにする。(第2章)

第3に、保育制度が先行する上海市において、3歳未満の子どもの保育の課題と、保育における祖父母の協力の役割および課題を明らかにする。また、保育施設側から見た祖父母の協力の必要性を明らかにする。(第3章、第4章、第5章)

第4に、以上をふまえて中国における祖父母の協力実態と課題、祖父母協力型の保育の今後を考える。(終章)

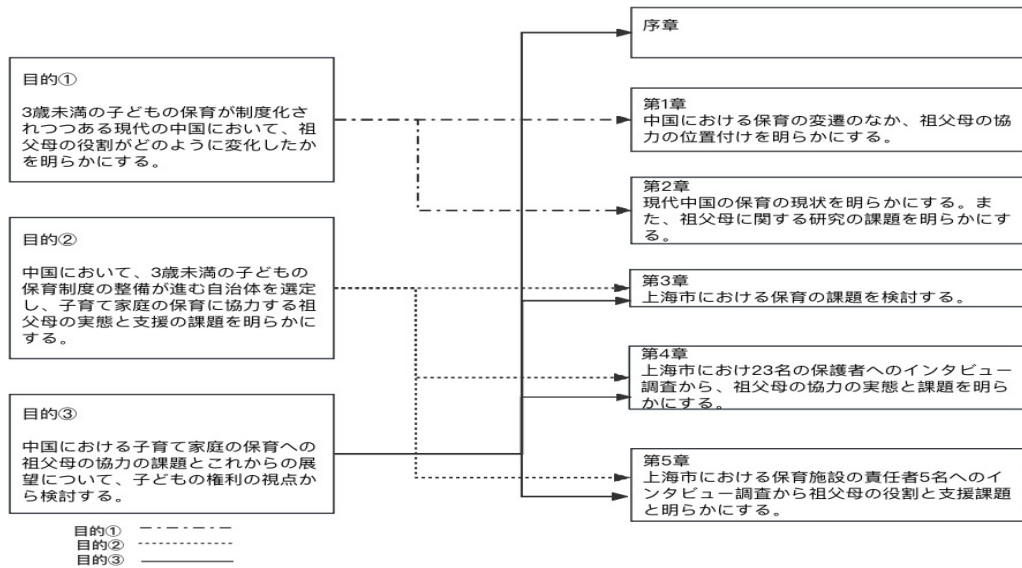


図 序-1 本研究の目的と各章の構成との関係 筆者作成

注：各目的の線の種類が違う。

## 2. 研究の意義

3歳未満の子どもの保育制度の再建が行われた現代中国社会では、保育に関する研究において、多くの研究者が保育ニーズに対する供給の不足を唱えている。だが、保育の分野では、祖父母の協力を得ている一般的な子育て家庭で、保育施設での保育と祖父母による保育がどのように関わっているのかについての研究は行われてこなかった。子育て家庭の保護者への調査を通して、3歳未満の子どもの保育に関わる祖父母と保育施設に対する保護者の要望と課題を明らかにすることができる。また、保育施設の責任者への調査を通して、祖父母の子育て家庭への協力の必要性を明らかにすることができる。また、この研究のフィールドである上海市は、保育のニーズが高い地域であり、現在中国の中でも新しい保育の取り組みが展開されている地域である。ゆえに、上海市において保育の実態を調査することにより、保育制度の過渡期にある中国での、今後の新

しい保育制度の構築に有用な示唆が得られると考える。

### 3. 研究の方法

研究目的を達成するために以下のような調査方法を用いる。

#### (1) 文献研究

行政文書と先行研究を用いて、保育制度の変遷に影響を与える要素と祖父母の協力との関連を検討する。また、3歳未満の子どもの保育と祖父母の協力の現状と課題を明確にする（第1章）（第2章）（第3章）。

#### (2) インタビュー調査

筆者は2019年に、上海市の保育施設を訪問し、保育施設側の協力のもと、上海市の子育て家庭における子どもの保育に協力している祖父母を対象に事前調査を行った。このフィールド調査から、祖父母の孫の面倒を見る意欲の程度やコロナ禍で調査協力が得られる環境が整っていないこと等による祖父母調査の難しさが明らかとなった。その結果をふまえて、本論における調査を次の2つに設定した。

① 3歳未満の子どもを持つ子育て家庭における保護者へのインタビュー調査（第4章）

保育施設の整備が進んでいる上海市において、3歳未満の子どもを育てる23名の保護者に対して、インタビュー調査を行い、祖父母の協力の役割・価値や課題を明らかにする。また、3歳未満の子どもの保育に対する保護者の期待を明らかにする。

② 保育施設の責任者へのインタビュー調査（第5章）

上海市における保育施設の責任者5名を対象にインタビュー調査を行い、保育施設側から見た祖父母の協力の必要性を明らかにする。

### 第3節 本論の構成

本論文は、序章、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、終章によって構成され、各章の内容は以下のとおりである。

序章では、研究の背景及び問題の意識、研究の目的、研究の意義、研究の方法、論文の構成、用語の説明について述べた。

第1章では、中国成立後から現在に至るまでの保育政策の変遷を（1）中国成立後から改革開放までの計画経済期（1949年～1977年）（2）改革開放から1991年までの市場経済期への移行期（1978年～1991年）（3）1992年の市場経済確立以降から2015

年までの市場経済期（1992年～2015年）（4）保育制度の整備化期（2016年～現在まで）の4つの段階に分けて保育の変遷と祖父母の協力の变化を整理する。

第2章では、中国における3歳未満の子どもの現状と保育施設の現状、子育て家庭の保育のニーズ及び保育施設を増やしているにもかかわらず、保育の施設が足りない現状と課題を分析する。また、中国の祖父母による子育て家庭の保育への協力の現状と特徴、影響、を論じる。さらに、現在の子育て家庭の保育に協力する祖父母向けの講座の内容を整理し、祖父母の協力の課題を検討する。次章では、祖父母の協力の割合が高く、保育が進んでいる地域である上海市における保育の課題を検討する。

第3章では、保育の先行している中国・上海市において、保育制度・政策と先行文献を整理し、上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームへの分析を通し、3歳未満の子どもが置かれている状況と保育の課題を確認する。

第4章では、上海市における3歳未満の子どもを持つ子育て家庭の保護者に焦点を当て、当事者である23名の保護者へのインタビュー調査の結果を分析する。保護者の視点から保育が進んでいる上海市において、子育て家庭の祖父母の協力の保育の実態を明らかにし、祖父母と保育施設に対する保護者の期待を明らかにする。

第5章では、中国・上海市における保育施設の責任者へのインタビュー調査を通して、保育施設の責任者の視点から、祖父母の協力の必要性を明らかにする。

終章では、第1節では、本研究の目的に対応した調査研究結果を示す。第2節では、本研究の結果についての総合考察を行う。第3節では、今後の展望を論じる。第4節では、本研究の限界と課題を論じる。

#### 第4節 用語の説明

1. **保育施設**：本論文で使用する保育施設は3歳未満の子どもの預かり施設と発達を促進する施設を指し、各類型の保育施設が含まれている。（中国語：托育机构）
2. **月嫂**：月嫂(ユエサオ)とは、産後ヘルパーのことである。産後の一ヶ月の間、住み込みまたは通いで母子の世話をする。中国語では「月嫂 (yue sao)」と言うが、本論文では、「月嫂(ユエサオ)」を「産後ヘルパー」と訳した。
3. **家政服務員**：2019年の中国人力資源社会保障の「家政服務員(家政婦)国家職業技能標準」によると、家政服務員とは顧客の要望に応じて、各家庭において家事全般を担当し、家庭メンバーのケアをしつつ、家庭の様々な業務に携わる者であると定められて

いる。

4. **早期教育センター**：子どもとその両親・祖父母が、週末や週日の開催日に幼稚園あるいは地域のセンターに集まって、専門家からの健康指導、育児指導を受けたり、親子で自由に遊んだり、一緒にさまざまな活動を行うものである<sup>22</sup>。（中国語：早教机构/早教中心）
5. **託児所**：1990年代以前の国営企業に付属するや農村地域の子どもを預かる施設である。現在わずかに残っている。（中国語：托儿所）
6. **託児クラス**：幼稚園で2歳か2歳半から受け入れている子どもを保育・教育をするクラスである。（中国語：幼儿园托班）
7. **育嬰師**：主として3歳未満の子どもの保育・看護・教育に従事し、保護者に対して保育の指導を行う者である。全日制の専門学校教育で、その訓練目的および指導計画に基づいて決定される。昇格のための研修期間について、育嬰員は100時間以上、育嬰師は120時間以上、高級育嬰師は160時間以上の標準的な研修が必要である。（中国語：育嬰員、国家职业资格五级；育嬰師国家职业资格四级；高级育嬰師、国家职业资格三级）
8. **保育員**：保育・社会福祉などの施設で、子どもの基本的な世話、健康管理、自己能力の養成、補助などを行う者である。（中国語：保育员）
9. **幼稚園**：学期制に合わせて9月まで、満3歳以上から就学までの子どもが保育・教育を受ける場所である。
10. **社会的勢力（社会力量）**とは、自然人や法人（社会組織、政党や政府機関、非政府組織、党員団体、非営利組織、企業など）を含む、社会の発展に参加し役割を果たすことができる基本的な単位である。中国の社会学分野の専門用語（中国語：社会力量）
11. **託幼一体化**：託幼一体化は中国における独自の取り組み形態である。幼稚園の中に特別な託児クラスを開設し、2歳または2歳半から3歳未満の子どもを受け入れることを指す。（中国語：托幼一体化）
12. **家族**：本論では、同居や近居して、子育て家庭や子どもの保育に協力する祖父母は家族として捉える。
13. **保護者**：本論では、保護者とは子どもの親を指す。

---

<sup>22</sup> 翁文静（2010）「中国都市部における育児ネットワークと育児分担について-上海市徐匯区の事例から-」公益財団法人福岡アジア都市研究所若手研究者研究活動奨励報告書 2010. 31-40.



## 第5節 中国における法制度・政策の分類と制定機関

本研究では、3歳未満の子どもに関わる中国の法制度、政策、分類などを扱う。そこで、法規の効力が及ぶ範囲等の理解を促すため、中国の法体系について若干の説明を行う。中国の法体系は、憲法、法律、行政法規などによって構成されており、法規制は、国家レベルと地方レベルに分類される。法規制は、国家レベルと地方レベルに分類される。国家レベルの法規制には、憲法 (constitution)、法律 (law, resolution)、行政法規 (regulation)、部門規章行政法規がある。憲法は、国の最高法規である。これら国家レベルの法規制の制定機関は、全国人民代表大会などである。地方レベルの法規制として、地方法規 (ordinance)、地方規章 (rule, resolution, notice) がある。これらの制定機関は、省レベル人民代表大会およびその常務委員会などである。法制度の分類と制定機関の関係等は表序-1に示す。

表 序-1 中国の法制度の分類と制定機関

レベル	法規制 (英語)	制定機関	法律や法規の一般的な呼び方
国家	憲法 (constitution)	全国人民代表大会	中華人民共和国憲法
	法律 (law, resolution)	全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会	〇〇法 中華人民共和国未成年者保護法
	行政法規 (regulation)	国務院	〇〇条例 中華人民共和國労働保険条例 〇〇意見 3歳未満の子どものケアサービスの発展促進に関する指導意見
	部門規章 (行政規則) (resolution)	国務院の各部や委員会 中国人民銀行・審計署または国務院直属の機構	〇〇通知 託児所と幼稚園の発展についての通知 〇〇意見
地方	地方法規 (ordinance)	省レベル人民代表大会及びその常務委員会	省レベル〇〇条例 上海市就学前教育保育サービス条例
	地方規章 (rule, resolution, notice)	省及び大都市の地方政府	〇〇省/市〇〇通知 or 意見

出所：柴ラク (2022) 「中国における里親養育支援に関する研究」東洋大学博士論文と劉莉瓊 (2015) 「規範性の法律文書における形式単語の英訳」を参考に、筆者作成

# 第1章 中国における3歳未満の子どもの保育制度の展開と祖母の協力

## 第1節 本章の目的

中国成立後は、経済の回復、国民生活の安定のために、様々な改革が行われた。経済改革、労働政策、国営企業改革、人口政策の改革の一連の政策が、保育にどのような影響を与えているかと祖父母の位置付けの変遷を明らかにすることが本章の目的である。

本章では、保育展開を以下の4つの段階に分けて、検討する。

- (1) 中国成立後から改革開放までの計画経済期（1949年～1977年）
- (2) 改革開放から1991年までの市場経済期への移行期（1978年～1991年）
- (3) 1992年の市場経済確立以降から2015年までの市場経済期（1992年～2015年）
- (4) 保育制度の整備化期（2016年～現在まで）

## 第2節 中国成立後から改革開放までの計画経済期（1949年～1977年）

中国成立後の計画経済の導入は、社会に影響を与えたと同時に保育の変化も招いた。これには2つの段階があり、第1段階は中国成立後から1955年まで子どもを預かる場の増設期である。第2段階は1956年から1977年まで保育制度の萌芽が見られる時期である。

### 1. 第1段階：中国成立後から1955年までの子どもを預かる場の増設期

中国成立以降、毛沢東は「三年準備、十年経済建設」を指示した。1953年に第一次五年計画を実施したことにより、計画経済体制が確立された。社会主義計画経済を実施し始めたころの女性労働についてみると、1949年の新中国のスタート時点では、女性の就業率は高くなく、中国の国営企業における女性労働者の割合はわずか7.5%であった（表1-1）。1949年、中国は臨時憲法の地位を持つ「中国人民政治協商会議共同綱領」を採択し、女性に経済的権利を含む平等な権利が与えられた（第一章第6条）。また、1950年に公布された「中華人民共和国婚姻法」により、男女の権利平等が定められ、女性の解放が目指された（第一章第1条）。

建国当初、中国はソ連に倣い、大規模な経済建設を必要とする重工業の発展を優先することを選択した。政府は深刻な資本不足に直面し、安価な資材と労働力を得るため行

政的手段によって資材と労働力の価格を統制した。労働力が極端に安くなると、労働力需要は際限なく増大した。このような背景から、政府はさまざまな手段を使って、女性の労働力を含め、できるだけ多くの労働力を呼びかけた。

1953年の中国婦女運動第二回全国代表大会で採択された「全国婦女運動の将来の任務に関する決議」は、次のように述べている。「わが国は計画的な国家建設が開始された新しい歴史的時期に入った。この時期における婦女運動の中心的任務は、工業生産と農業生産、祖国建設のあらゆる面でよい仕事に参加し、それを遂行するために、婦女大衆を引き続き動員することであり、婦女の本来の役割を十分に発揮させることである」。このことによって、女性の労働資源の大規模な動員は、女性の就業者数の大規模な増加をもたらし、1957年末までに、中国の国営企業における女性労働者の割合は、建国初期の7.5%から13.4%に上昇した（表1-1）。当時、女性労働者の休暇等については、1951年の「中華人民共和國労働保険条例」により、産前産後合計56日の有料休暇と現物給付が定められていた（第16条）。

表1-1 1949年～1977年女性労働者の人数の推移<sup>23</sup>

	労働者総人数	女性労働者人数	女性労働者人数の割合
年	(万人)	(万人)	(%)
1949	800	60	7.5
1952	1580	184.8	11.7
1955	1908	247.3	13
1957	2451	328.6	13.4
1958	4532	810.8	17.9
1960	5044	1008.7	20
1961	4171	886.8	21.3
1963	3293	656.6	19.9
1965	3738	786.1	21
1977	7196	2036	28.3

出所：国家統計局社会統計司編（1987）『中国労働工資統計資料1949-1985』中国統計出版社 筆者訳

<sup>23</sup> 国家統計局社会統計司編（1987）『中国労働工資統計資料1949-1985』中国統計出版社

女性労働者を社会労働参加させるために、子どもの保育に関する改革が行われた。1951年10月1日に政務院は「学制改革についての決定」を公布し、「幼児教育を実施する組織は幼稚園である」ことを明確に規定している。

その後、1952年、中国教育部は「幼稚園暫行規程草案」を公布し、幼稚園は全日制を原則とする方針で、3～6歳の子どもが入園でき（「幼稚園暫行規程草案」第4条）、幼児の1日の在園時間を8時間から12時間までに変更した（同上第5条）。また、親の多様なニーズに合わせて、夏・冬休みを設けない寄宿制幼稚園と季節性幼稚園が開設された（同上第6条）。そのうえ、1955年1月の「工鉱、企業自らに依りて中学校、小学校幼稚園を設立するに關する規定」により、企業は需要に応じて自ら小・中学校や幼稚園を設立できると規定された。これには、3歳未満の子どもの託児所については言及されていない。しかし、企業は、計画目標の達成に向けて女性を労働参加させるために、子どもを預かるという機能を果たす託児所を大量に増設し、その結果、工鉱、企業と農村合作社に開設された託児所が急速に増加した。中国成立初期では、1950年から1954年まで、託児所が持続的に増加する傾向が見られる（図1-1）。

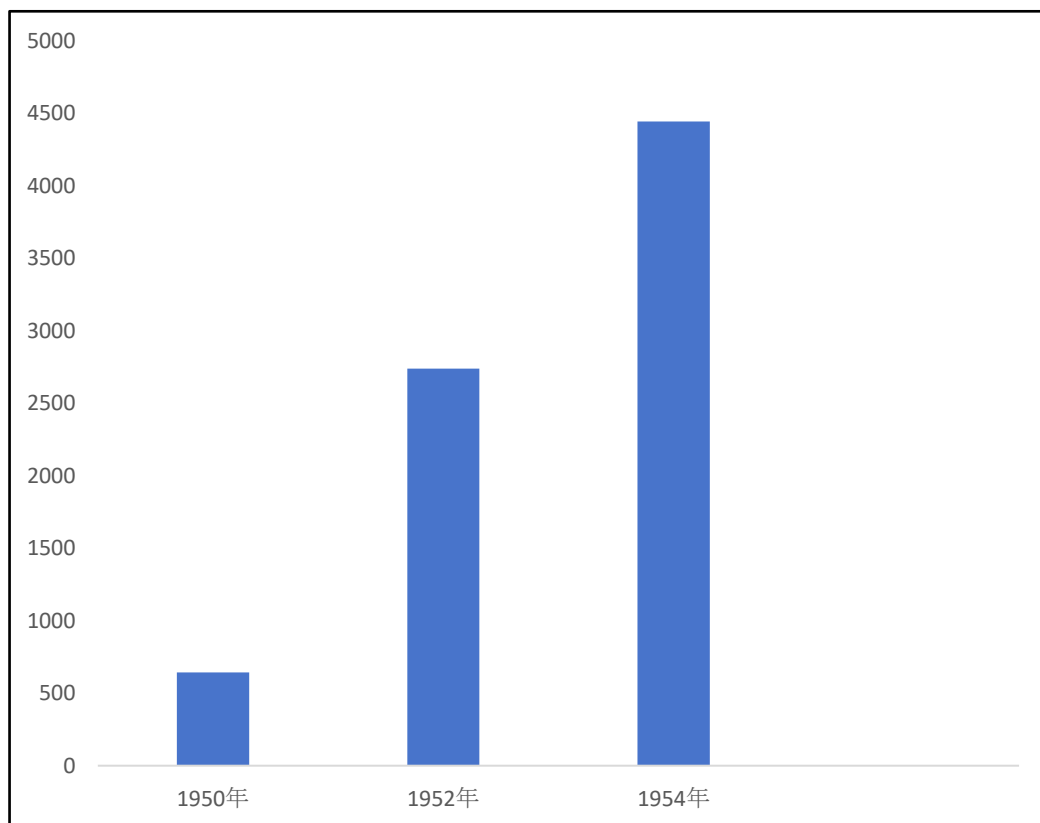


図1-1 中国成立初期の託児所の数

出所：2017年「3歳未満子どもの託育サービス業白書」により、筆者訳

## 2. 第2段階：保育制度の萌芽が見られる期

表 1-1 に示したように、1958 年から 1960 年にかけて、経済を建設するための大躍進を背景に都市労働者の数が急増し、社会的生産に参加するようになり、全国営企業の女性労働者数は 1957 年の 328 万 6,000 人から 1960 年には 1,008 万 7,000 人に増加した。1961 年から 1963 年の 3 年間は中国経済が困難な時期で、中国の国営企業で働く女性労働者の数は減少したが、労働人口に占める割合はほぼ横ばいであった。1966 年から 1976 年までは中国の文化大革命の時期で、政府は、社会主義の優位性を示すために女性の就業率を高めるという目標を掲げた。「上山下郷運動<sup>24</sup>」という方法により、知識を持つ若者として農村に根を下ろすよう大量の都市労働者が新たに動員されると同時に、相当数の都市主婦が組織され、社会的労働に参加するようになった。

この時期の女性雇用の増加率は大躍進期に次ぐもので、1977 年の時点で国営企業における女性労働者の割合は 28.3%に達した。計画経済体制では、かつては家事労働だけに従事していた女性の多くが社会に進出した。

女性労働者を社会生産に参加させるために、子どもを預かる託児所が増設された。江蘇省婦女連合会により、保育所と幼稚園の設立以来、一般的に女性の出勤率は 25%~35%増加し、一部の地域では 55%から 136%までに増加した。女性の労働効率について、子どもが託児所に入所した後、女性の労働効率も一般的に 30%~35%、一部の地域では 50%向上した。これは生産量を増やし、豊作を確保するための大きな力となる。また、託児所が広く設置される以前の数年間、多くの子どもたちは良い環境で育ておらず、そのことが子どもの心身の健康に大きな影響を及ぼしていた。託児所に入所することで、子どもの身体的・精神的健康が確保され、子どもたちは良い環境で育てられるようになった<sup>25</sup>(江蘇省婦女連合会 1958:1)。

託児所の増設が続いた 1956 年 2 月、中国教育部衛生部と内務部が連名で「託児所と幼稚園の発展についての通知」を発表し、政府が運営する託児所や幼稚園はモデル施設の役割を果たし、工場や企業団体、農村の生産隊などが託児所、幼稚園を設置すること

<sup>24</sup> 上山下郷運動(中国語:上山下乡运动)(じょうさんかきょううんどう)とは、文化大革命期の中華人民共和国において、中国共産党中央委員会主席毛沢東の指導によって行われた青少年の地方での徴農を進める運動のこと。  
(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%8A%E5%B1%B1%E4%B8%8B%E9%83%B7%E9%81%8B%E5%8B%95> (最終閲覧 2023 年 10 月 25 日))

<sup>25</sup> 江蘇省婦女連合会(1958年)「在大躍進の形勢下、繼續大力發展和巩固民辦托兒事業(大躍進の中で、民間保育事業の發展と確固たる化を繼續する)」江蘇人民出版社編『大力發展民辦幼兒園、托兒所』江蘇人民出版社 1-8。

を奨励した。さらに、①託児所と幼稚園は幼児の年齢で区分し、3歳未満の子どもは託児所で受け入れ、3～6歳の子どもの受け入れは幼稚園とする。混合して受け入れるものは年齢ごとの受け入れ人数に応じて、幼稚園付属託児クラス（3歳以上が多いもの）あるいは託児所付属幼児クラスとする。②各タイプの託児所・幼稚園に対し「統一指導、行政機関による役割分担管理」を原則に、1) 教育部、衛生部がそれぞれ関係する政策、法規、教育内容、方法、幼児の保健などの指導に責任を負う。2) 運営主体（工場や企業団体、農村の生産隊など）が幼稚園・託児所の経費、人事、建物設備及び日常の運営管理に責任を負う、ことが定められた。その後、1958年9月には、国務院が公布した「関与教育工作の指示」により、国内全域で、3年から5年をかけて、就学前の子どもをの大多数を託児所または幼稚園に入所させる方針が表明された。

この時期、乳幼児教育・保育機関は、子どもの年齢によって、「託児所」と「幼稚園」に分けられた。「託児所」は衛生部が管轄し、乳児保育機関として位置づけられた。一方、「幼稚園」の制度上の管轄は、教育面を教育部が、保健衛生面を衛生部が担当する。

このように、社会主義計画経済期では、「託児所」も「幼稚園」も全て公的なもの（教育部門運営のもの、行政機関・事業部門・国营企業運営のもの、住民自治体運営のもの等）で、サービス対象は各自の所属部門の職員や地域住民に限定され、保育料は給食費を除いてほぼ無料であった。「託児所」も「幼稚園」も、父母の就労形態に合わせて、全日制、寄宿制などを開設し、それぞれが担うべき年齢段階の乳幼児の保育・教育を提供していた。

つまり、中国成立後から改革開放（1949年～1977年）までの計画経済期では、政府は女性が経済を発展させる社会労働参加を促進するために託児所を増設した。この時期の託児所は公的な託児所が主流であり、子どもを預かることが主な機能であった。また、託児所を増設とともに保育制度の萌芽が見られる。いわゆる女性の社会参加の促進と託児所を増設が進んだこの時期は、祖母は計画経済を支える労働力と見なされた。

### 第3節 1978年改革開放から1991年までの市場経済期への移行期

鄧小平の指導体制の下で、1978年12月に開催された中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議で中国国内体制の改革および対外開放政策が示された。その後、1982年9月に中国共産党第12期中央委員会において、「計画経済を主導、市場調整を補足」という方針が打ち出された。つまり、市場経済への移行期となっている。

経済体制の改革にともない、各自治体、企業、社区などの主体が各類型の託児所・幼稚園を開設した。1980年末の「人民日報」によると、22カ省・市・自治区などの統計データでは、全国の各類型の託児所・幼稚園は988,000カ所があり、乳幼児の入所率は28.2%に達した。2017年の「3歳未満子どもの託育サービス業白書」によれば、1981年の上海市では、民営の託児所には、便利性、ニーズ対応性などのメリットがあることから、民営の託児所が流行り、その数は562カ所に及んだ。その結果、上海市の半分の子どもが民営の託児所に預けられた。また、1982年の広東省番禺県での入所率は54%に達した。この時期、婦女連合会は家庭託児所を開設することを提唱したため、1985年北京市の家庭託児所は3歳未満の子どもを受入れ、入所率は34.4%になった。

この時期の民営託児所の増加を受けて、託児所に関する規定が発出された。具体的には、1981年6月衛生部婦幼衛生局「3歳前小児教養大綱（草案）」により託児所の教育任務が確定され、養育原則が明確となった。また、1985年12月、衛生部が公布した「託児所・幼稚園衛生保健制度」により、託児所・幼稚園内の子どもの飲食、衛生、疾病予防などの内容が定められた。

以上のように、1978年の改革開放から1991年までの市場経済への移行期（1978年～1991年）は、新たに開設した各類型の民営託児所と従来の公的託児所が併存する時期である。また、衛生面の安全確保等のため、託児所の運営に関する規定が定められた。

#### **第4節 1992年の市場経済確立以降から2015年までの市場経済期**

1992年の市場経済確立以降から2015年までの市場経済期（1992年～2015年）を、2つの段階を分ける。第1段階（1992年～1998年）は市場経済確立以降から各類型の保育機関が減少した段階である。第2段階は、1999年からの早期教育機関が発展する段階である。

##### **1. 第1段階（1992年～1998年）の市場経済確立以降の保育機関の減少期**

1992年10月、中国共産党第十四期全国人民代表会議において、社会主義市場経済体制の確立が提起された。これによって、1992年7月、国務院は「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」を發布し、所有と経営の分離実現を強調し、国家（全人民）は企業を所有する事が定められた。さらに、1993年11月、中国共産党第14期中央委員会第3回全体会議の「社会主義市場経済体制を確立する上での若干の問題に関する決定」により、経済改革の目標は社会主義市場経済の構築であることが宣言され、国有

企業改革の方向が現代の企業制度を設けることも示された。

国有企業の改革により、女性の就業者総人数とその割合は、1995 年以前は、中国の都市部において着実に増加していたが、1995 年以降は徐々に減少し始め、2002 年末には、全国の都市部の事業単位で働く女性の絶対数は1995年に比べて1,933万人減少し、相対的な割合は0.7ポイント減少した（表1-2）。

1997 年、中央政府は「国有企業の合併・倒産と労働者の試験的再雇用に関する問題に関する補足通達」を多くの都市で発表し、国有企業改革が強化され、解雇者数が急増した。解雇者数の内訳は、男性より女性の割合が高かった。上海市や山東省など13の省・市の労働保障部門が実施した調査によると、1995年から1997年までの3年間の新規退職者数はそれぞれ43万人、54万800人、66万1000人だった。早期退職者はそれぞれ10.2万人、18.4万人、23.1万人で、各年の退職者総数の23%、33%、37.7%を占めた<sup>26</sup>。中国労働社会保障部労働科学研究所が2000年6月に実施した調査によると、解雇された労働者総数の57.5%を女性が占めている。中国統計年鑑2002のデータによると、解雇によって職を失った人は失業者全体の42.7%を占め、男性は41.5%、女性は43.9%であった。解雇問題の影響は女性の方が顕著であることが分かる。

表1-2 都市部における女性の雇用者数と割合（1978-2002年）

	1978年	1990年	1995年	2000年	2002年
人数（万人）	3,128	5,294	5,889	4,411	4,156
割合（%）	32.9	37.7	38.5	38	37.8

出所：1978年から2002年の中国統計データにより、筆者作成

一方で、市場経済システムが取り入れられた後、1993年には「中国教育改革と発展に関する綱要」が公表され、社会主義市場経済システムへの転換に相応しい教育のあり方として、教育機関は、可能なかぎり経営方式を多元化し、社会の各方面から資金を調達することが奨励された。また、1994年7月5日（1995年施行）、第8期全国人民代表大会常務委員会が採択した「中華人民共和国労働法」（第58条）では、女性の出産休暇を90日以上と定めた。

1997年、社会主義市場経済体制下の国有企業が本格的な改革が始まったことによる

<sup>26</sup> 林義(2002)「我国退休制度改革の政策思路（中国の退職制度改革に関する政策的考察）」『財経科学』5, 66-71.



保育機関の変化について、一見<sup>27</sup> (2003) は、「託児所」は経営難により閉鎖し、近隣の幼稚園に吸収・合併されたりするものがある一方、有力な「託児所」の場合は、自力で保育年齢の上限を延ばして幼稚園に改制するものあり、3歳未満の子ども(2歳半からの場合が多い)は「託児クラス」として、「幼稚園」に併設されるものが多くなったことを指摘した。

保育機関の変化の原因について、劉<sup>28</sup> (2013) は1980年代以降実施した一人っ子政策と、1990年代国有企業の改革による早期退職女性、祖父母および農村出身のベビーシッターなどの余剰人口の育児参加によって、乳児の集団保育ニーズが急速に減少し、とりわけ0歳児の集団保育のニーズは基本的になくなったことを指摘した(劉2013:136)。

さらに、斎<sup>29</sup> (2016) は公的育児施設が担っている育児、特に3歳未満の子どもの育児は市場経済の進行とともに公的育児施設の激減によって個々の家庭で行われるようになり、幼稚園は就学前の教育として重視される一方、3歳未満の子どもの育児は公的保育から私事化されるようになったことを明らかにした(斎2016:71)。

## 2. 第2段階の1999年から2015年までの早期教育発展期

1999年6月13日、国務院は「中共中央国務院関与深化教育改革、全面推進素質教育の規定」を公布し、乳幼児の体の発達と知力開発、早期教育の科学的知識と方法の重要性を表明した。

1990年代末頃から、国の方針としての「科学的な早期教育」政策の影響で、社会全体が積極的に0歳からの家庭教育をサポートするようになっている。例えば、「親子園」または「親子活動」と呼ばれるものがあり、0~6歳の子どもと親が、週末や平日の特定の日に幼稚園あるいは地域のセンターに集まって、専門家からの健康指導や育児指導を受けたり、親子で自由に遊んだり、一緒に様々な活動を行ったりしている。

早期教育を重視することに関わる2000年代以降の制度・政策として、2001年5月、「中国児童発達綱要(2001~2010年)」が公布され、3歳未満の子どもの早期教育を発展し、3歳未満の子どもに対する教育体制を整えることが表明された。同年9月、教育部は新しい幼児教育綱要である「幼稚園教育指導綱要」を発表し、幼稚園を乳幼児のた

<sup>27</sup> 一見真理子(2003)「中国幼児教育-ここ十年の変化と今後」『教育と医学』51(2),116-122 慶応塾大学出版会.

<sup>28</sup> 劉郷英(2013)「中国における乳幼児教育・保育の動向と保育者養成改革の現状と課題に関する検討」『福山市立大学教育学部研究紀要』1,135-147.

<sup>29</sup> 斎少傑(2016)「中国における児童福祉と子育て支援に関する基礎研究-日本の現状を参考に-」東北福祉大学大学院2016年度博士論文.

めの保育・教育の総合的な機関として位置づけた全国幼児教育改革を行い、社会の発展と時代のニーズに適応した指針を提示した。

また、2003年教育部、中央機構編成委員会、国家計画委員会、民政部、財政部、労働保障部、建設部、衛生部、国務院女性児童工作委員会、全国婦女連合会が制定した「幼児教育改革・発展に関する指導意見」により、2003～2007年の5年間の幼児教育の改革と発展の目標が示された。具体的には、公立の幼稚園をモデルとして公立と私立の幼稚園を結合させ、正規と非正規の教育を結合させること、都市部と農村部の特徴に応じて、社区を基礎としたモデル幼稚園を中心とする多様な形式で幼児教育のネットワークを作ることである。この目的は、0～6歳の子どもと家庭に早期保育と教育を提供することだった。

2007年1月、国務院は、「人口計画生育工作全面強化、人口問題を解決する決定」を打ち出し、乳幼児の育てと家庭教育科学的な知識を普及し、乳幼児教育を展開することを決めた。

2010年5月、中国政府は「国家中長期教育改革と発展綱要（2010年～2020年）」を公布し、「基本的に就学前教育を普及させる」という方針を打ち出し、3歳未満の子どもの教育を重視することを求めている。2011年8月、「中国児童発達綱要（2011～2020年）」により、総合的に早期発展を促進し、3歳未満の子どもに科学育児指導を展開し、公益性普惠性児童総合発展指導機構を開設して3歳未満の子ども早期教育専門人材を育成することを定めた。

さらに、2012年から上海市、北京市などの14の地域に、3歳未満の子どもの早期教育拠点が設立された。この目的は、乳幼児期の教育・管理、サービスなどの分野を開拓することであった。早期教育拠点設立の影響を受けて、2013年6月、「国家教育事業発展第12次五カ年計画」では、就学前機構、早期教育指導機構に対する管理と教育教學の指導を強化すること、幼稚園を拠点として、3歳未満の子どもの早期教育指導サービスが多様化されることが定められた。また、2014年12月、「貧困地域児童発達計画（2014年～2020年）」では、ボランティア教育拠点をもとに、3歳未満の子ども及び3歳未満の子どもがいる家庭に早期保育教育指導サービスを提供することを決めた。

国が一連の早期教育に関わる制度・政策を打ち出したことにより、早期教育機関が

急速に発展した。現在の早期教育機関について、陳<sup>30</sup>（2018）は、保育機関ではなく、民間会社が運営している乳幼児向け塾のような機関であり、およそ 11,400 ヲ所があることを明らかにした。劉<sup>31</sup>（2019）は早期機関のサービスを利用するには高額な料金が必要なため、実際に利用できるのは富裕層家庭に限定されることを指摘した（劉 2019：153）。

以上のように、1992 年の市場経済体制の確立以降から 2015 年までの市場経済期（1992 年～2015）では、社会主義市場経済体制下の国有企業改革により、公的な保育機関が激減した一方、国が示した「科学的な早期教育」という方針のもとで、就学前の子どもの教育を重視しつつ、家庭保育への公的な支援が行われるようになった。また、一連の早期教育に関わる制度・政策の実施と、2012 年から上海市、北京市などの 14 の地域に、3 歳未満の子どもの早期教育拠点が設立されたことにより、早期教育の制度化が進んだ。さらに、社会主義市場経済に相応しい多元的な経営方式の早期教育機関は、子どもの教育と保育を提供した。

つまり、この段階では、経済対策の改革により、保育施設が減少した。また祖父母は早期退職によって労働市場から解放された。早期教育機関は主に預かる保育を行うわけではなく、教育の機能を果たすため、祖父母は子どもの保育の主な担い手となった。

## 第 5 節 保育制度の整備期（2016 年～現在まで）

### 1. 保育制度の模索期（2016～2018 年）

2016 年に中国は、それまでの人口抑制政策を緩和し、人口増加を支持する政策に転換した。それにともない、政府は子どもを産むことを推奨する一方で、働く女性の増加による子どもの保育需要への対応をどのように行うのか問われるようになった。0～3 歳の子どもの保育は、女性が子どもを産み育てる意欲に大きな影響を及ぼすため、保育の課題が重視され、議論されるようになった（楊 2020）。

2017 年の中国第 19 回全国人民代表大会では、保育が国民生活の保障と改善に関する重要な課題として初めて提示された。同年の中国中央経済工作会議では「国民が関心を持っている問題として制度・政策が打ち出され、乳幼児のケアと早期教育サービス問

<sup>30</sup> 陳卓君（2018）「0～3 歳の保育における中国と日本の比較研究」『授業実践開発研究』11, 69—77.

<sup>31</sup> 劉郷英（2019）「中国における乳幼児教育・保育改革の過去・現在・未来」『保育学研究』57(2), 150-166.

題を解決すべきである」という意見が出された。劉<sup>32</sup>（2017）は、我々は保育サービスの公共化、制度化、市場化、専門化の特徴から出発し、中国の現状を踏まえながら、政府主導、市場主導、多様化、専門化された質の高い保育サービスの創出に力を注ぐべきであると指摘した（劉 2017：56）。

## 2. 保育制度の成立期～拡充期（2019年～現在）

2016年に始まった人口政策の転換によって子どもの保育制度への関心が高まった。そのため、2019年、中国行政は、保育制度の管理部門を明確化するとともに保育施設の運営基準を設定した。

### (1) 保育制度に関する管理部門の明確化と保育施設の運営基準の規範化

1990年代に見られた保育制度の崩壊以降、保育に関する管理部門の役割や責任は明確にされてこなかった。しかし、人口政策の転換の影響を受けて2019年に国务院（日本の内閣に相当）が公布した「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見」では、「基本の原則の一部として、家庭が子どものケアの主たる担い手であり、さらにそれを補完するのが公共の保育である。子どもの監護と養育は両親の法的責任と義務であり、乳幼児の養育は家族が第一義的な責任を負う。乳幼児ケアサービスの開発は、育児に関する科学的指導を家庭に提供すること、そして、子どもの世話に本当に困っている家庭や乳幼児に必要なサービスを提供することに重点を置いている。また、児童優先の原則に従い、乳幼児を最大限保護し、その安全と健康を確保する。乳幼児の成長の特徴と規律に従い、乳幼児の身体発達、運動、言語、認知、感情、社会性などの総合的な発達を促進する」と定められた。

さらに、同指導意見では、各部門の役割と責任が明確化された。具体的な内容は以下のとおりである。

① 発展・改革部門は、乳幼児保育サービスを経済・社会開発計画に組み込む責任を負う。

② 教育部門は、各類型の乳幼児保育サービスの人材育成に責任を負う。

③ 公安部門は、各類型の乳幼児保育サービス組織を監督指導し、安全対策を実施する責任を負う。

---

<sup>32</sup> 劉中一（2017）「全面兩孩政策下我国托育服務發展的對策建議（二人っ子政策のもとでの我が国の保育サービス發展の對策）」『湖南社会科学』5, 52-57.

④民政部門は、非営利の乳幼児保育サービス組織を登録し、条件のある場所では、都市や農村のコミュニティサービスの範囲に乳幼児保育サービスを含めることを推進する責任を負う。

⑤財政部門は、既存の資金や政策経路を利用して、乳幼児保育サービス産業の発展を支援する責任を負う。

⑥人事・社会保障部門は、乳幼児保育サービス従事者の職業技能訓練を実施し、規定に基づいて職業資格を認定し、法律に基づいて従事者の労働保護権益を保護する責任を負う。

⑦自然資源部門は、乳幼児保育施設・設備の建設に必要な土地の供給を優先的に保証し、関連する計画規範・基準を改善する責任を負う。

⑧住宅・都市農村建設部門は、乳幼児保育サービス施設・設備の計画・建設、関連技術・建設規範・基準の改善を担当する。

⑨保健衛生部門は、乳幼児保育サービスに関する政策や規範を組織・策定し、関連部門と連携して乳幼児保育サービス機関の監督・管理をしっかりと行い、乳幼児保育の健康管理や乳幼児の発達に関する業務指導を行う責任がある。

⑩緊急管理部門は、法律に従い、各級の乳幼児保育サービス施設の消防監督と検査を実施する責任がある。

⑪税務部門は、乳幼児保育サービスの発展を支援するための税制優遇措置を実施する責任を負う。

⑫市場監督部門は、営利を目的とする乳幼児保育施設の登録と、あらゆるタイプの乳幼児保育施設における食品と医薬品の安全性を監督する責任を負う。

⑬労働組合組織は、雇用者側による職員のための福祉的乳幼児保育サービスの提供を促進する責任を負っている。

⑭共産主義青年同盟組織は、青少年のための乳幼児保育に関する広報・教育を実施する責任を負う。

⑮婦人連盟は、家庭に科学的な育児指導サービスを提供する責任がある。

⑯家族計画協会は、乳幼児保育サービスの広報、教育、社会的監督を担当する。

⑰宋慶齡基金会は、公共福祉団体の強みを生かし、さまざまなルートと形態で乳幼児保育サービスに参加する役割を担う。

このように保育に関する各管理部門の役割と責任が明確化されたことは、保育制度

の推進に大きな影響を及ぼした。

また、同年に、中国国家衛生健康委員会は「保育施設の設置基準（試行）」と「保育施設の管理規範（試行）」を公布した。「保育施設の設置基準（試行）」により、保育施設の設置要件、施設設備、人員の規模が定められ、「保育施設の管理規範（試行）」によって、記録管理、入園管理、保育管理、健康管理、安全管理、人事管理、監察管理が定められた。

## （2）保育施設の量の拡充

2021年3月に公表された、「中国国民経済・社会発展の第14次五カ年計画および2035年までの長期目標綱要」<sup>33</sup>では、乳幼児成長政策の整備について、概ね以下の内容が定められた。すなわち、①社区<sup>34</sup>主体型の託児サービス体系を発展させ、乳幼児のケアサービスおよび乳幼児期の成長を支援する政策体系を整備する。②家庭でのケアおよび社区サービスに対する支援・指導を強化し、家庭における科学的な育児能力を強化する。③城鎮小区配套園の政策を厳格に実施し、さまざまな形式の乳幼児ケアサービス施設を積極的に発展させ、条件のある事業主による乳幼児ケアサービスの提供を奨励する。④企業・事業単位および社会团体等の民間資本による社区主体型の託児サービスの提供を支援し、幼稚園において保育園・幼稚園の一体化サービスを発展させることを奨励する。⑤乳幼児ケアサービスの専門化、規範化発展を推進し、保育と教育の質とレベルを高める。

2019年以降、保育に関連する制度・政策が次々に打ち出され、保育制度の整備が急速に進んだ。これと同時に人口政策の改革も行われ、2021年7月、国務院は、「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」を公布し、生産政策をさらに最適化し、夫婦が3人の子どもを持つことができるという政策と、それを補完する支援措置を実施するという重大決定を下した。この「3人っ子政策」の登場により、3歳未満の子どもの保育制度の問題は、より一層、現在の喫緊の課題として取り上げられることとなった。

国が示す保育制度・政策に沿って、各省・直轄市がその地域の実態に即した保育政策を策定する動きが全国的に展開された。各地域において、保育の制度化の段階に入っ

<sup>33</sup> 中国国民経済・社会発展の第14次五カ年計画および2035年までの長期目標綱要  
([https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content\\_5592681.htm](https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm) 最終閲覧2023年10月8日)

<sup>34</sup> 社区：「community」と中国語で訳され、一定の集団の集い、あるいは社会的組織が、ある地域に集まり、形成した1つの生活の相互関連の総団体を指す。

たこの段階では、新たな保育施設の開設が増え、子育て家庭は、祖父母の保育協力を前提とした保育施設の利用を始めた。

## 第6節 考察

これまでに述べたように、中国成立後、経済体制改革、人口政策の改革が行われ、そのなかで、保育の在り様もその影響を受けた。保育の変化は以下のようにまとめることができる。

第1期の中国成立後から改革開放（1949年～1977年）までの計画経済期には、政府は女性の経済建設する社会参加を促進するために託児所を増設した。この時期の託児所は子どもを預かることが主な機能であった。また、計画経済体制の下で、託児所は公的なものが主流であった。

第2期の改革開放から市場経済への移行期（1978年～1991年）には、市場経済への転換が進み、民営託児所と公的な託児所が併存した。託児所の運営に関する規定が定められた。

第3期の社会主義市場経済期（1992年～2015年）は、市場経済確立以降の国有企業改革により、公的な保育機関が激減した。その一方で、社会主義市場経済に相応しい多様な経営方式で子どもの教育と保育を提供する早期教育機関が現れた。早期教育機関は、預かる役割を主に担うわけではなく、教育の機能を果たした。

第4期の保育制度の整備化期（2016年～現在まで）では、2016年の人口政策の改革を契機に子どもの保育の問題が注目されるようになり、中国政府は保育に関する制度・政策を打ち出した。中国各地域で次々と保育に関わる方針が策定され、全国的に保育の整備化の段階に入っている。

以上の保育制度の変化を踏まえて、子育て家庭の保育に協力する祖父母の位置付けの変化をまとめると以下のようなになる。

### 1. 国営企業の労働者としての位置付け

1949年の売春禁止運動、1950年と1953年の婚姻法の施行、1953年の普通選挙権の導入、1958年前後の女性の社会生産への参加への動員は、すべて、旧中国に急速な変化をもたらし、女性を束縛し、差別し、破壊してきた古い制度や慣習を撤廃した。

「全国女性運動の今後の課題に関する決議」（1953年4月23日、中国女性運動第2回全国代表大会で採択）は、この時期における女性運動の中心的任務は、あらゆる分野

における工業と農業の生産の改善と祖国の建設に参加し、その役割を十分に発揮するために、女性の大衆を引き続き教育し、動員し、組織することである。農村における女性の活動は、農業生産に参加する女性を教育・組織化することを中心としなければならない、と述べている。また、1956年から1967年までの「全国農業発展計画」（1960年4月10日、中華人民共和国第2回全国人民代表大会第2回会議で採択）の第24項では、1956年から7年間、男性労働者は、少なくとも年間約250日の労働をしなければならない。女性が家事労働に費やす時間に加え、7年以内に、労働者であるすべて女性は、各地域の状況に応じて、少なくとも年間80日から180日、農業および副業（家族的副業を含む）で働くことが義務づけられる。これは農村女性の動員の場合である。都市部の女性は言うに及ばず、農村部の女性の動員も、中国における女性の雇用拡大の大きな要因となっている。

このような背景から、中国における女性の就業者数の大幅な増加が始まったのである。祖父母を含めて全ての女性は社会生産への参加を促進している。前述したように、中国の計画経済期の女性労働をみると、1949年の新中国のスタート時点では、女性の就業率は高くなく、中国の国営企業における女性労働者の割合はわずか7.5%であった。その後、1977年には、国営企業における女性労働者の割合は28.3%に達した。この中には、祖母世代の労働者も含まれている。

以上のように、改革解放以前には祖父母は労働力として位置付けられた。

## 2. 子育て家庭の保育の担い手としての位置付け

中国では1978年に改革解放が行われた。また、1992年に、計画経済体制から市場経済体制へ転換したことにより、国有企業の改革が行われた。

1992年7月23日に公布された「国有工業企業の経営機構の変革に関する規定」では、企業は契約管理または完全労働契約制度を実施することができると規定された。完全労働契約制の実施により、契約管理の範囲が新入社員から既存の従業員を含む全従業員に拡大された。

このように、労働・雇用制度の改革は大きな一歩を踏み出した。完全労働契約制度の実施により、既存従業員と新規従業員との雇用の差がなくなり、2つの異なる雇用制度の共存に伴う欠点が回避され、広く雇用競争が促進され、労働力の組み合わせと生産要素資源の配分が最適化された。



この時期の雇用政策は、女性の雇用にさまざまな影響を与えた。プラス面では、企業による労働者雇用の自主権が確立されたことで、有能な女性がキャリアを選択する余地が広がり、全面的な発展に資する企業や職種を自主的に選択できるようになった。マイナス面では、企業が余剰人員の削減を強化するにつれ、解雇される女性労働者が徐々に増えた。

第4節に述べたように、国有企業の改革の影響を受けて、上海市や山東省など13の省・市の労働保障部門が実施した調査によると、1995年から1997年までの3年間の新規退職者数はそれぞれ43万人、54万800人、66万1,000人だった。早期退職者はそれぞれ10.2万人、18.4万人、23.1万人で、各年の退職者総数の23%、33%、37.7%を占めた<sup>35</sup>（林2002：66-71）。中国労働社会保障部労働科学研究所が2000年6月に実施した調査によると、解雇された労働者総数の57.5%を女性が占めている。中国統計年鑑2002のデータによると、解雇によって職を失った人は失業者全体の42.7%を占め、男性は41.5%、女性は43.9%であった。これにより、祖父母の早期退職も増加していると推測される。

2000年代前後に、退職された祖父母は子育て家庭の子どもの保育を担うようになった。1978年5月24日、全国人民代表大会常務委員会が国務院労働者定年退職暫定弁法を承認した決議により、中国の法定退職年齢は、男性が60歳、女性は50歳と定められている。そのため、中国の祖父母は退職する時点で、子育て家庭に協力できる年代と推測できる。

2000年代には市場経済の影響を受けて、子どもを預かる保育を主に行うわけではなく、教育の機能を果たす早期教育機関が現れた。一部の退職した祖父母は、保育の担い手として子育て家庭に協力することとなった。

### 3. 保護者の保育の補助者としての位置付け

2016年に人口改革が行われて以降、2019年に国務院弁公庁が公布した「3歳未満の子どものケアサービスの発展促進に関する指導意見」の基本原則では、「乳幼児保育サービスを経済社会発展計画に組み込み、関連政策の改善を加速し、政策指導と調整を強化し、社会勢力の熱意を十分に動員し、乳幼児保育サービスの発展を強力に推進する。

---

<sup>35</sup> 林義(2002)「我国退休制度改革の政策思路(中国の退職制度改革に関する政策的考察)」『財経科学』5, 66-71.

普遍的な（普惠）乳幼児保育施設への支援を優先すべきである。」と規定されている。この指導意見のもとで、全国各地で3歳未満の子どもの保育に関する制度・政策が打ち出され、保育の整備化の段階に入った。子育て家庭は祖父母の協力を中心にしながら保育施設の利用も始めた。祖父母は保護者の保育の補助者として位置付けられていると考えられる。

以上のように、中国成立後の経済体制の改革、人口政策の改革、保育制度の変遷を通して、祖父母の企業内労働者としての位置づけから保育の担い手まで、また保護者の保育の補助者までの変化を明らかにした。労働者としての位置づけられていた祖父母は、中国の経済発展のために重要な役割を果たした。経済体制の転換期の1990年代では、祖父母の早期退職と、保育施設の急激な減少により、祖父母が家庭に戻り、孫の子育ての役割を果たすようになった。2016年からは少子化対策としての人口増加目標のために、保育施設や幼稚園での託児クラスが開設され、保護者は保育施設と幼稚園を利用しながら、祖父母の協力を得るようになった。祖父母は子育て家庭の保育を補完する役割を担っている。

本章では、保育制度の変遷と社会や子育てにおける祖父母の位置付けについて論じた。次の章では、中国の3歳未満の子どもの保育の現状、祖父母協力の現状、背景、特徴と課題を検討する。

## 第2章 中国における3歳未満の子どもの保育と祖父母の協力の

### 現状

#### 第1節 本章の目的

前章では、中国の人口政策、経済政策、労働政策の改革が、保育の変遷に与えた影響を明らかにした。これにより、3歳未満の子どもの保育の担い手にも変化が見られた。

そこで、本章では、子どもの出生数の変化、保育ニーズ、保育施設の量と類型、祖父母の協力についての統計データ、先行文献、調査研究によって、3歳未満の子どもの保育における課題と祖父母の協力の現状を明らかにする。

#### 第2節 中国における3歳未満の子どもの現状と保育

##### 1. 子どもの出生数

中国成立後から現在に至るまで、中国では国情に基づいて、一連の人口政策の改革が行われてきた。その人口政策の改革では、一人っ子政策から一人っ子政策の緩和、二人っ子政策、三人っ子政策などが行われた。

具体的には、1978年3月、第5回全国人民代表大会第1回会議で採択された中華人民共和国憲法第53条において、国家は計画出産を提唱、推進すると規定され、初めて計画出産が法律という形で憲法に明記された。同年、中央政府は国務院計画出産指導グループ第一回会議の報告を公表し、夫婦の子どもの数は1人を最善とし、2人までとすることを明言した。また、1980年9月25日、中央委員会は中国の人口抑制の問題について、全共産党員と共産主義青年団員に公開の書簡を出し、党員と団員が率先して子どもを一人にするよう呼び掛けた。

2000年代に入ると、少しずつ緩和の動きがみられるようになった。2002年9月に施行された「中華人民共和国人口計画出産法」では、国は人口と経済、社会、資源、環境の調和ある発展を達成するために、国民に晩婚化と晩産化および夫婦が1人の子どもを持つことを奨励するとともに、法令で定められた条件を満たす者には第2子の出産を認めると明確に規定されている。また、その条件は、各省・自治区・直轄市人民代表大会または同常務委員会が決定するという特別な規定を定めた。すなわち、各地域の状況に応じた措置が認められるようになった。具体的には、少数民族の場合や夫婦ともに

一人っ子的場合、第2子の出産を認める「双独二人っ子」<sup>36</sup>、農村部で第1子が女兒の場合、第2子の出産を認める「1.5人っ子」<sup>37</sup>という措置が取られた。

2013年11月に、夫婦のどちらか一方が一人っ子である場合のみ、子どもを2人産むことが認められるという「単独二人っ子」<sup>38</sup>を定めた。その後、2016年1月には、すべての夫婦が第2子を持つことを認める「二人っ子政策」を全面的に実施し、「一人っ子政策」は廃止された。

以上の人口政策の改革と実施の結果、1949年から2021年にかけて、中国における子どもの出生数は図2-1のように変化した。

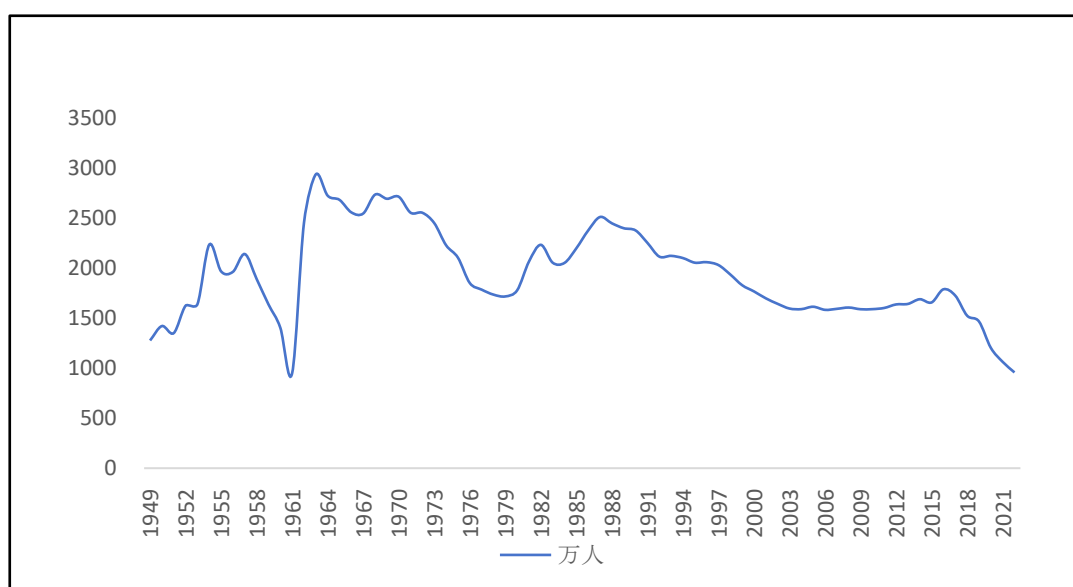


図2-1 中国における子どもの出生数の推移

出所：中国の統計年鑑のデータにより、筆者作成

図2-1に示したように、中国における子どもの出生数は、1980年代後半に下がり始め、2000年代に入ると横ばいになる。それを踏まえ、中国政府は人口政策の増加を目指して二人っ子政策を打ち出した。しかし、全面的に二人っ子政策に転換した2016年以降、出生率はむしろ低下の一途をたどっている。

中国の合計特殊出生率<sup>39</sup>は、図2-2に示したように、1995年以降、1.6前後で推移し、その後、横ばいとなっている。2016年に、中国で二人っ子政策へと人口政策の改革を行った後、子どもの出生数と合計特殊出生率がどうなるのか専門家が予測した。

<sup>36</sup> 「双独二人っ子」の中国語は「双独二孩（二胎）」である。

<sup>37</sup> 「1.5人っ子」の中国語は「一孩半」である。

<sup>38</sup> 「単独二人っ子」の中国語は「単独二孩（二胎）」である。

<sup>39</sup> 合計特殊出生率とは1人の女性が一生の間に生む平均子ども数を推計したものである。

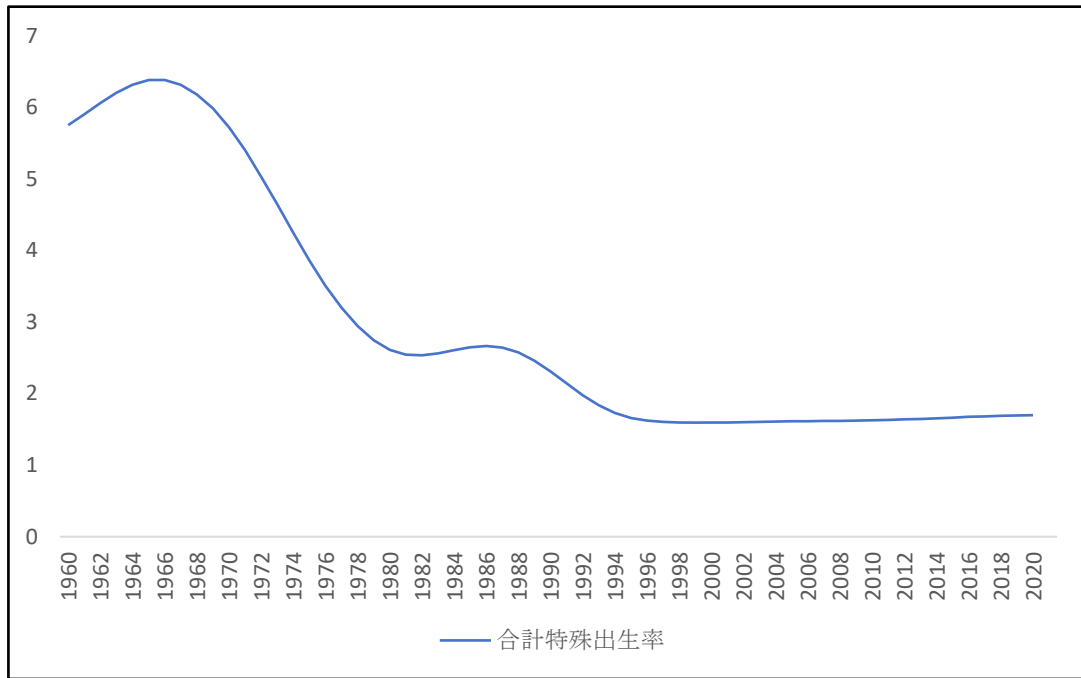


図 2-2 中国の合計特殊出生率の推移 (1960 年～2020 年)

出所：世界銀行のデータに基づき、筆者作成

表 2-1 2013 年から 2021 年までの中国における子どもの出生数

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
万人	1,640	1,687	1,655	1,786	1,723	1,523	1,465	1,202	1,062

出所：中国国家统计局のデータに基づき、筆者作成

中国の人口の専門家は人口政策の改革が行われて以降、子どもの出生数が増加すると予測した。しかし、表 2-1 に示したように、中国の子どもの出生数は中国の人口の専門家の予測通りに、増加していないと見られる。2021 年 5 月 11 日、国家统计局は第 7 回全国人口センサスのデータを発表し、中国の出生率がさらに低下し、合計特殊出生率は 1.3 という歴史的な低水準に達したことを報告した。同時に、第 7 回全国人口センサスのデータによると、生産年齢人口の規模と割合の著しい低下、および高齢化プロセスの加速により、60 歳以上の高齢者の数が 0～14 歳の子どもの数を初めて上回った。そのため、中国の人口は大きな転換期を迎えている<sup>40</sup>。

このような背景から、中国の生育政策は再び大きく調整され、二人っ子政策から三人っ子政策へと移行し、同時に補完的な支援政策・措置の改善と実施にも重点が置かれ

<sup>40</sup> 陳衛 (2021) 「中国的低生育率及三孩政策-基於第 7 次全国人口普查数据的分析 (中国の低生育率及び三人っ子政策：第 7 回国勢調査データに基づく分析)」『人口及経済』5, 25-35.

ている。2021年7月、中国共産党中央委員会政治局の会議では、生育政策のさらなる最適化、夫婦が3人の子どもを持つことができる政策の実施、支援措置は中国の人口構造の改善、人口の高齢化に積極的に対処する国家戦略の実施、中国の人的資源の優位性の維持に資すると発表された。

以上に述べたように、中国の人口政策の改革が行われても、子どもの出生数が大幅に増加することはなかった。その理由について、郭・田<sup>41</sup>（2017）は、晩婚化は出生率の非常に低いレベルへの低下において無視できない重要な要因であると述べている。中国における初婚と初産年齢は継続的に上昇しており、出産パターンも大きく変化している。中国における女性の平均初婚年齢と初出産年齢は、2006年の23.6歳、24.3歳から、2016年にはそれぞれ26.3歳、26.9歳へと大幅に上昇しており、20～34歳の女性の内、婚姻中である割合もこの期間に75.0%から67.3%へと低下し、婚姻届出件数も年々減少している（郭・田2017：24）。

また、陳・靳<sup>42</sup>（2011）は、2001年に、計画出産・生殖健康に関する全国31県をカバーする全国標本調査で、15歳から49歳までの出産可能年齢の女性39,586人をサンプルとして分析した。それによれば、女性の出産意向と行動に影響を与える主な要因は、女性の個人的特徴（年齢、教育レベル、配偶者の有無など）や社会経済的背景（居住地の性質）、社会政策（家族計画政策の実施状況）、出産した子どもの状況（子どもの性別構成や子どもの生存状況）などである（陳・靳2017：9）。

さらに、女性の生育意欲に与える影響については、出産後、子どもの保育サービスの不足が重要である<sup>43</sup>（楊2020：167、呉・王2017：73）。

それに加え、2022年に公表された「中国における出産費用に関する報告書」では、出産意欲とその影響要因を明らかにしている。具体的には、出産にかかる費用の高さは、出産適齢期の家庭の子どもを持つ意欲に影響を与える最も重要なマイナス要因のひとつである。そのため、出産適齢期の家庭の出産費用を軽減する政策を、国レベルで早急に導入する必要がある。そうした施策としては、現金や税金の補助金、住宅購入の補助

<sup>41</sup> 郭志剛・田思鈺（2017）「当代青年女性晩婚对生育水平的影响（現代の青年女性の晩婚化が生育レベルに与える影響）」『青年研究』6, 16-25.

<sup>42</sup> 陳衛・靳永愛（2011）「中国女性出育意願与生育行為的差異及其影响因素（中国女性の出産意向及び出産行為の違いとその影響要因）」『人口学刊』2, 3-13.

<sup>43</sup> 楊菊華（2020）「論3歳以下嬰幼兒社会化托育服務中的“五W服務”（3歳未満の子どもに対する社会化保育サービスにおける5つのWについて）」『福建論壇』人文社会科学版1, 167-177. 吳帆・王琳（2017）「中国学龄前兒童家庭照料安排与政策需求—基於多源数据的分析（中国における就学前兒童の家族ケア態勢と政策ニーズ—マルチソースデータに基づく分析）」『人口研究』41(06), 71-83.

金などがあり、より具体的には、現金や税金の補助、住宅補助、保育所の増設、男女平等の育児休暇の提供、外国人乳母の受け入れ、性別混合職場の推進、独身女性の出産権の保障、出産補助技術の許可、新技術の使用に関する規定などがある<sup>44</sup> (梁ら 2022 :2)。

## 2. 3歳未満の子どもに対する保育のニーズ

中国で2016年に実施された人口改革以降、子どもの出生数は予測通りには増加しなかった。その理由の一つとして、子どもの保育をどうすべきかが社会的に注目されるようになった。そのため、中国における3歳未満の子どもを持つ子育て家庭に対し、保育ニーズに関する調査が行われた。

元国家衛生計画出産委員会と国務院女性児童工作委員会、中国人民大学などが、サンプル数の多い調査を行った。

2016年の元国家衛生計画出産委員会の10都市での調査データにより、都市部における33.3%の保護者に保育ニーズがあることが明らかにされた。

また、2017年に、国務院女性児童工作委員会と中国人民大学が連携して行った4省・市に対する保育ニーズの調査から、都市部では48.2%の保護者に保育のニーズがあることが明らかにされた。

張ら<sup>45</sup> (2021) は2017年の都市化率を58.5%とし、元国家衛生計画出産委員会と国務院女性児童工作委員会、中国人民大学がそれぞれ行った都市世帯調査の結果を用いて、表2-2に示したように、農村世帯の保育ニーズを10%と予測すると、全国的な保育ニーズはそれぞれ24%と32%、農村世帯の保育ニーズを5%と予測すると、全国的な保育ニーズはそれぞれ22%、30%と予測している (張ら 2021 : 23-24)。

表2-2 保育のニーズに関する調査研究のデータ

保育ニーズの調査の実施者	サンプル数	調査結果の保育ニーズ ( ) %	農村世帯の保育ニーズを5%~10%と予測する ( ) %
元国家衛生計画出産委員会 (2016年)	10,004 (10都市)	33.3	22~24
女性児童工作委員会と中国人民大学 (2017年)	4,770 (4省)	48.2	30~32

出所：張本波・魏義方・魏国学 (2021) 「新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開」 企業管理出版者 P23~P24. 筆者訳

<sup>44</sup> 梁建章・任澤平・黄文政・何亜福 (2022) 「中国生育成本報告 (中国出産コスト報告書)」 (<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1725427465713864960&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧2023年10月5日)

<sup>45</sup> 張本波・魏義方・魏国学 (2021) 「從新開端到新希望: 新時代托育服務体系的構建與發展 (新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開)」 企業管理出版者.

以上、中国において子どもに保育のニーズがあることを論じた。中国における保育ニーズがある子育て家庭の入所率について、楊<sup>46</sup>（2018）は3歳未満の子どもの各類型の保育施設への入所率はわずか4.1%であると指摘している。また、新京報<sup>47</sup>によると、2021年7月21日午前に、国務院情報弁公室が記者会見を開き、国家衛生健康委員会人口家庭部の楊文庄部長が長期的にバランスの取れた人口発展を促進するための少子化政策の最適化の状況を紹介し、記者からの質問に回答した。楊文庄部長は会議で、現在中国には3歳未満の子どもが約4,200万人おり、その3分の1に比較的強い保育のニーズがあると指摘した。また、楊文庄部長は、調査によると中国では3歳未満の子どもの入所率は約5.5%であり、需要と供給のギャップがまだ比較的大きいと報告した。

本節では、2016年に、人口政策を緩和する改革が行われて以降、中国の子どもの人数は大幅に増えていないことが分かった。また、女性の生育に影響を与えている子どもの保育に対するニーズを先行調査から整理した。その結果、子育て家庭において保育のニーズがあることと保育施設への入所率が低いことを確認した。次節では、中国における3歳未満の子どもの保育施設の現状と課題を検討する。

### 第3節 中国における3歳未満の子どもの保育施設の現状

前節で述べた子どもの出生の現状を踏まえ、本節では、まず、3歳未満の子どもの保育施設に関わる制度・政策を整理し、保育施設の現状と課題を確認する。また、3歳未満の子どもの保育施設の入所に影響を及ぼす要因を整理する。

#### 1. 3歳未満の子どもの保育施設に関わる保育制度

2017年の中国第19回全国人民代表大会では、保育が国民生活の保障と改善に関する重要な課題として初めて提示された。同年の中国中央経済工作会議では「国民が関心を持っている問題として制度・政策が打ち出され、乳幼児のケアと早期教育サービス問題を解決すべきである」という意見が出された。また、2019年に国務院（日本の内閣に相当）が公布した「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見」では、家庭での保育を主としつつも、施設での保育を補助し、子どもを優先する原則で乳幼児を最大限保護し、乳幼児の安全と健康を確保することが定められた。同年に、中国国家衛

<sup>46</sup> 楊菊華(2018)「理論基礎、現実依拠と改革思路：中国3歳以下嬰幼兒托育服務發展研究（理論基礎、現実依拠及び改革思路：中国3歳未満の子ども保育サービス發展研究）」『社会科学』9, 89-100.

<sup>47</sup> 新京報は北京日報の公式アカウントである。

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1705871271709294685&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧 2022年9月22)



生健康委員会が公布した「保育施設の設置基準と保育施設の管理規範（試行）」により保育の管轄部局が明確にされ、保育施設の運営基準と管理規範が定められた。2021年に中国国家衛生健康委員会が公布した「保育施設における保育指導大綱（試行）」によると、保育施設が3歳未満の子どもに科学的で規範化された保育サービスを提供するよう指導することは、中国の乳幼児保育サービスシステムが健全で秩序ある方法で推進されていくことを強く保障するものである。また、その基本原則は、子どもの権利を守り、乳幼児の発達の特徴や法則を尊重し、個人差に配慮して、乳幼児一人ひとりの全面的な発達を促すことである。

現在、国の保育制度に沿って、各省・直轄市がその地域の実態に即した保育に関する政策を策定し、全国的に展開されるようになっている。

## 2. 3歳未満の子どもの保育施設の現状と課題

### (1) 保育施設の量と類型

中国における3歳未満の子どもの保育制度・政策の推進により、3歳未満の子どもの保育施設が開設されるようになってきている。2019年12月19日には、「保育施設の登録・届出に関する通知（試行）」が公布され、第5条により、保育施設は、登録の申請にあたり、その事業範囲（業務範囲）に保育のサービスを明記しなければならない。登録申請する保育施設の名称には、「保育」の文字を含めることができる。それに基づき、中国の会社の検索サイト（中国語：企查查）に「保育サービス（中国語：托育服务）」を経営範囲にし、「保育（中国語：托育）」をキーワードとして検索したところ、2019年10月に保育施設の運営基準が公表されてから2022年8月31日までに、59,048箇所保育施設があることが分かった。

これらの保育施設の類型は様々であり、主に投資主体、営利性質、運営方式で分類することができる。

張ら（2021）は投資主体によって保育施設を分類している。表2-3に示したように、公立、私立、公設民営、事業単位付属に分類され、それぞれ運営資金や利益の分配が異なる。

表 2-3 投資主体による保育施設の分類

投資主体	保育施設の類型
公立	行政が運営する保育施設であり、運営資金は財政から割り当てられる。企業や事業単位が運営する施設とは区別され、自社の従業員の子どもだけを対象とするのではなく、一般市民にも開放されているのが特徴である。
私立	行政以外の社会組織や個人が運営し、行政以外の資金を利用して、一般市民に保育サービスを提供する施設である。
公設民営	社会的組織や団体が、国や地方自治体から一定の財政的・政策的支援を受けながら運営する保育施設である。一般市民に保育サービスを提供する施設である。
事業単位付属	事業単位や企業、軍隊が運営する施設である。全ての資産は運営側が所有し、主にその事業単位の職員の子どもを受け入れる施設である。

出所：張本波・魏義方・魏国学（2021）「新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開」企業管理出版者 P40-P41. 筆者作成

2020 年 9 月末までに、各行政レベルの保健部門への届出が完了した保育施設は約 1,135 施設あり、そのうち、民営（私立）は約 92.2%、公営（公立）はわずか 4.2%、公設民営と企業、軍隊付属などが運営する施設はそれぞれ 1.8%ずつである（図 2-3）。

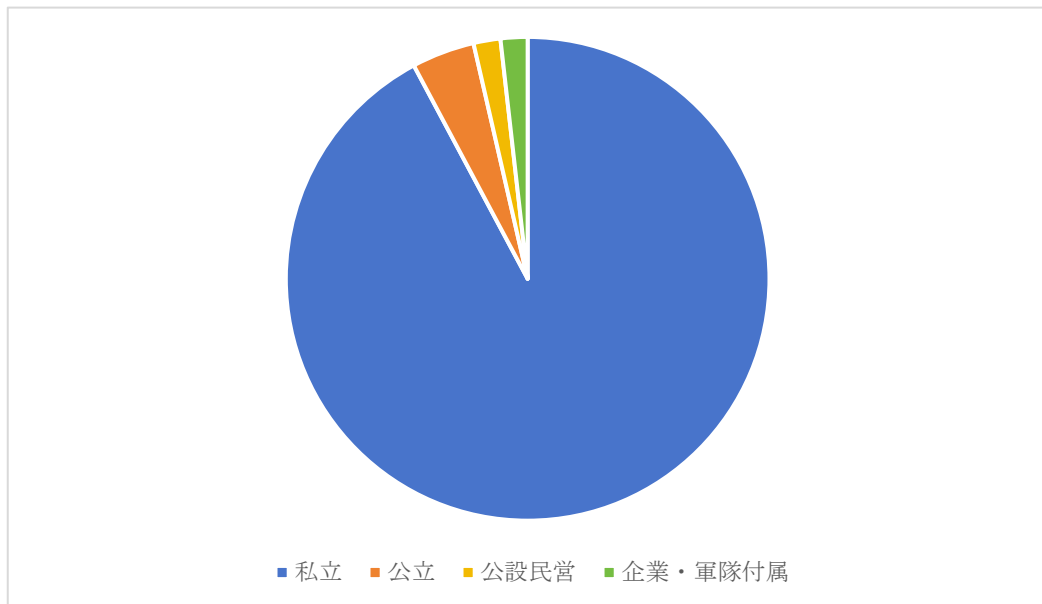


図 2-3 中国における 3 歳未満の子どもの保育施設の数（投資主体別）（中国国家衛生健康委員会に登録している保育施設、2020 年 9 月末現在）

出所：張本波・魏義方・魏国学（2021）「新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開」企業管理出版者 P40-P42 筆者訳

保育施設の収益性の面では、営利を目的とする保育施設、非営利の保育施設、無料の福祉保育施設などが含まれる。2020年9月末時点で、各行政レベルの保健衛生部門に申請している保育施設は7,841施設あり、そのうち営利を目的とする施設が約73.5%で圧倒的に多く、非営利の施設が23.8%、無料の福祉目的の保育施設が2.7%を占める（図2-4）。

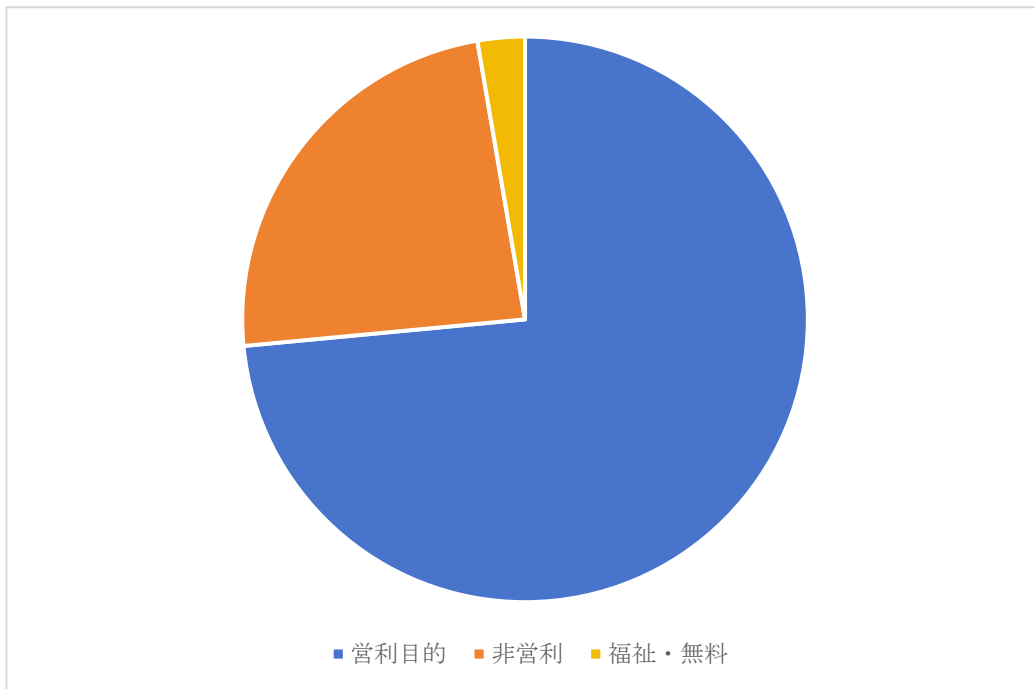


図 2-4 中国における3歳未満の子どもの保育施設の数（収益性による区分）（中国国家衛生健康委員会に登録している保育施設、2020年9月末現在）

出所：張本波・魏義方・魏国学（2021）「新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開」企業管理出版者 P40-P42 筆者訳

営利施設は保育サービスの収益が投資家の経済的リターンとなるような保育施設を指す。非営利型施設は公益を目的とし、営利を目的としない保育施設で、その収入を保育料に充当する施設を指す。無償福祉施設は事業主が単独、または他の単位と共同で、職場や居住地域などにおいて従業員の福祉のために保育サービスを提供する施設で、非営利施設の一種である。

## （2）保育施設における保育従事者

2019年、国務院総弁公室は「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見」を発表した。この「指導意見」では、法律に基づき、職員の専門資格取得制度を段階的に実施し、気品があり、思いやりがあり、熱心で、十分な資質を備えた乳幼児保育サー

ビスチームを構築することが必要であるとされている。

また、2019年に「保育施設の設置基準（試行）」と「保育施設の管理規範（試行）」、2021年に「保育施設における保育指導大綱（試行）」が出され、保育従事者についてそれぞれ策定した。この3つの行政文書で、保育施設における保育者の業務内容が簡潔に規定されており、保育従事者は乳幼児保育の経験または関連する専門的な経歴、乳幼児保育に関する研修、メンタルヘルスに関する知識を持つことが必要であるとされる。

一部の省（市）では、保育従事者に参入資格を導入している。例えば、南京市では、3歳未満の子どもを対象とした幼児保育施設の職員は、幼児教育の専門学校卒業かそれ以上の学歴を有し、教師資格証明書と育嬰師証明書を取得し、定期的に専門的な研修を受ける必要があると規定されている。

乳幼児保育サービス業の従事者について、保育をする者の位置づけ、職業上の名称、資格取得要件は十分に明確ではなく、地域によって規定が大きく異なる。例えば、広西チワン族自治区は保育をする者を教育要員とみなし、四川省は保育をする者を教育人員や医療衛生人員と混同し、広東省は保育者を家事サービス人員と分類している。専門職の呼称について、省（自治区・市）は「保育者」、「育嬰師」、「栄養士」、「保健師」、「幼稚園教諭」など、さまざまな呼称を使用しているが、統一された専門的な呼称はまだ確立されていない。

「中国国民経済・社会発展の第14次五カ年計画および2035年までの長期目標綱要」では、国家衛生健康委員会により、全国の保育施設が受け入れ可能な3歳以下乳幼児の数は、2022年末時点で人口1000人当たり約2.5人であり、2025年には4.5人に達すると見込んでいる。表2-4に示したように、保育施設における保育をする者の配置により、この計画は、保育施設における保育をする者の供給に関する新たな要求を打ち出した。

表 2-4 保育施設における子どもと保育をする者の配置

子どもの月齢	クラスの人数	保育をする者の配置
0～12	10人以下	1：3
12～24	15人以下	1：5
24～36	20人以下	1：7

注：18ヶ月以上の乳幼児は、1クラス18名以下の混合クラスでグループ分けることができる。

出所：2019年「保育施設の設置基準（試行）」の第19条と第20条に基づき、筆者作成

2020年12月、国務院総弁公室の「高齢者ケアと保育サービスの健全な発展促進に関する意見」は、高齢者ケアと乳幼児ケアを提供する政策体系の改善を提案した。そのためには保育員の供給能力を向上させる必要がある。保育人材の供給は、資格取得の要件の明確化と切り離すことができない。

2011年、「中国児童発展綱要（2011-2020）」は、0～3歳の幼児教育の専門家養成を加速させ、家庭教育実践者の養成と指導サービスの利用システムを確立し、資格を有する専業・非常勤の家庭教育チームを養成することを呼びかけた。しかし、中国では現在のところ、3歳未満の乳幼児を対象とした保育サービスの従事者に対する専門的な基準が確立されていない。

したがって、既存の保育職を基準という形で統合し、家庭的保育指導者と保育施設を区別して、保育サービス従事者の統一的な職業基準を早急に策定することが必要である。

### (3) 保育施設に関する課題と支援

張らによる国家発展改革委員会社会発展研究所のチームは、申請を登録した794の保育施設を無作為に抽出し、オンラインでアンケート調査を実施した。そのうち、739通の有効なアンケートを集計した結果、90%以上の保育施設の受け皿は150人以下であることが明らかにされた<sup>48</sup>。

3歳未満の子どもを持つ子育て家庭の保育ニーズや保育施設の規模と受け入れた子どもの人数からみると、保育施設の数はかなり不足している状況である。それも保育施設の入所率が低い一因であると思われる。

また、2022年9月1日、国務院の政策に関する定例会見の際、国家衛生健康委員会人口家族部の杜希学は、中国の保育施設の70%以上が運営開始から3年未満で、基本的に自己資金で開設していると指摘した。また、2019年末からの新型コロナウイルスの影響を受け、ときどき閉園することによって、場所を借りる、給料を払うという硬直した出費が原因で、保育施設の運営はかなり困難な状況である<sup>49</sup>。

新型コロナウイルスの影響を受ける一方で、陳ら<sup>50</sup>（2022）は2021年に、河南省の2,679の保育施設への調査を行った。そのデータに基づき、まず、保育施設の発展過

<sup>48</sup> 張本波・魏義方・魏国学（2021）「從新開端到新希望：新時代托育服務体系的構建與發展（新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開）」企業管理出版者。

<sup>49</sup> 国務院の政策に関する定例会見

(<https://www.gov.cn/xinwen/2022zccfh/24/index.htm> 最終閲覧 2023年10月10日)

<sup>50</sup> 陳寧・高衛星・陸薇・等（2022）「嬰幼兒托育機構發展瓶頸、政策需給及治理取向-基於河南省2679個托育機

程で現れた成長速度は速いが定員割れ率が高いこと、保育従事者の質が高くないことなどの課題を分析した。また、保育施設の発展における難点を解決するために、保育施設の発展に影響する内在的要因と外在的要因を同時に解決することから出発し、資金と施設、人材の供給、サービス基準、公共政策の支援、業界のガバナンスと規範、保育の社会環境などの保育施設の政策ニーズに対応すべきであると指摘している。

中国の行政機関は保育施設の量が不足しているという現状に対し、様々な施策を検討している。主に保育施設の開設と運営に関する施策が行われている。

2022年9月2日に、国家発展改革委員会、民政部、国家衛生健康委員会など13部門が共同で発表した「高齢者サービスと保育サービスの支援のためのいくつかの政策措置」<sup>51</sup>により、保育施設の開設と運営に関しては、家賃減免措置、税金・料金の軽減措置、社会保険の支援策、金融支援策と他の支援策という面で保育施設に支援を行っている。

これらの支援はある程度保育施設の運営の困難を乗り越える上で役に立っていると考えられる。その一方で、保育施設の未整備に対し、中国の行政機関は保護者の保育のニーズを満たすために、幼稚園に託児クラスを開設することを奨励した。次節では、中国における保育「託幼一体化」の現状と課題を検討する。

#### 第4節 中国における3歳未満の子どもの「託幼一体化」の現状と課題

中国では各種保育施設のほか、幼稚園が2歳児の保育に大きな役割を果たしている。中国の行政機関は幼稚園における託児クラスの開設に様々な政策を講じた。本節では、中国における制度・政策で奨励される「託幼一体化」を紹介し、また、その現状と課題を検討する。「託幼一体化」とは、序章で用語を説明した通り、本論では、幼稚園が託児クラスを開設し、2歳か2歳半の子どもを受け入れて保育をすることを指す。

##### 1. 3歳未満の子どもの「託幼一体化」の制度・政策

2019年に国務院弁公庁が公布した「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見」では、「雇用主が職場の従業員に対して、個人または関連部門と共同で福祉的な乳幼児保育サービスを提供し、条件が整えば近隣住民にも開放することを支援する。

---

構造的調査（乳幼児保育施設の発展に難点、政策ニーズとガバナンスの方向性-河南省 2679 の保育施設に基づく調査）」『人口研究』46(02), 117-128.

<sup>51</sup> 国家発展改革委、民政部、国家衛生健康委など「養老托育服務業纾困扶持若干政策措施（高齢者サービスと保育サービスの支援のためのいくつかの政策措置）」([https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/02/content\\_5708039.htm](https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/02/content_5708039.htm) 最閲覧 2023年10月25日).

また、2～3 歳の子どもを対象とした保育施設を設置するため、必要な条件を備えた幼稚園を奨励・支援する。」と定められている。

また、2021 年 3 月に発表された「中国国民経済・社会発展の第 14 次五カ年計画および 2035 年までの長期目標綱要」では、初めて乳児保育の定員数が計画目標に盛り込まれた。全国の保育施設が受け入れ可能な 3 歳以下乳幼児の数は、2022 年末時点で人口 1000 人当たり約 2.5 人であり、2025 年には 4.5 人に達すると見込んでいる

2021 年中国共産党中央委員会および国務院が発表した「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」により、保育サービスの充実、保育施設数の増加、子育て支援に関連する 5 つの政策が以下の通り定められた。

①様々な形態の包括的保育サービスを精力的に発展させる。中央予算内の投資を十分に発揮し、利用しやすく、手頃な価格で、質が保証された数多くの保育サービスの開発を推進する。

②従業員に保育サービスを提供できる立場にある雇用主を支援する。行政が推進するあらゆるレベルの包括的保育サービスシステムの構築に、国有企業などが積極的に参加するよう奨励する。地域に根ざした保育サービス施設の開設を推奨し、住宅地の乳幼児活動エリアやサービス施設を改善する。家庭保育室の運営に関する施策を策定する。

③世代間ケアや家族相互扶助などのケアモデルを支援する。

④家庭的保育事業が保育サービスを拡大できるよう支援する。

⑤2～3 歳の子どもを入園させる余力のある幼稚園を奨励・支援する。

上記の制度・政策により、託幼一体化が進んでいる。託幼一体は保育サービスの供給形態のひとつであり、保育サービスの提供において大きな役割を果たしている。

## 2. 3 歳未満の子どもの「託幼一体化」の現状

2023 年、中国国家衛生健康委員会は正式に「保育施設情報公開プラットフォーム<sup>52</sup>」を立ち上げ、国家健康委員会の保育施設届出情報システムへの届出を完了した保育施設の基本情報を開示するようになった。保育施設の登録数を見ると、幼稚園が多く、幼稚園は様々な形で保育に参加している。

---

<sup>52</sup> 国家衛健委「托育機構公示平台（保育施設情報公開プラットフォーム）」  
(<http://tuoyu.cpdr.c.ex9.https.443.g6.ipv6.rongshui.gov.cn/#/>最終閲覧 2023 年 11 月 28 日)

表 2-5 保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設と幼稚園の割合

保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設	幼稚園の数（箇所）	幼稚園の割合（%）
33,914	18,602	63%

出所：保育施設情報公開プラットフォームのデータより、筆者作成

ここでは、保育施設情報公開プラットフォームのデータ（2023年11月）をもとに、保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設の基本的な状況を紹介します。

表 2-5 に示したように、保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設は 33,914 箇所あり、そのうち、幼稚園は 18,602 箇所あることが確認できた。幼稚園は保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設の 63% を占めている。

つまり、2歳か2歳以上の子どもの保育を受け入れる幼稚園は登録した保育施設数の半数以上を占めていることが確認できる。

表 2-6 と図 2-5 に示したように、省レベルでは、浙江省が、託児クラスを開設する幼稚園を含む保育施設がもっとも多く、6,336 箇所あり、全体の 18.68% を占めている。

浙江省は、2019年に「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見」を公布した。浙江省衛生委員会などの関連部門は、相次いで保育施設の設立と管理基準を発表し、保育と実習基地の建設に関するガイドラインを策定した。発展改革委員会は、財政部門と連携して、公的保育サービスの建設と発展に特別資金を投入し続けている。教育部門は、託児クラスを開設し、現行の幼児教育資源を拡大し、託幼一体化の実験と改革を実施するために必要な条件を備えた幼稚園を支援している。保健部門は、託幼サービスセンターとさまざまな実習基地を複数のルートと形態で設立し、公的保育サービスを規制している。建設部門は、保育施設の建設を都市コミュニティなどの特別開発計画に組み込み、保育サービスのための設備や条件を整備している。

2022年に、浙江省教育庁、浙江省衛生委員会は、託児クラスを開設する幼稚園の登録作業に関する通達を公表した。

以上のように、浙江省は幼稚園に託児クラスの開設に関連する制度、政策を講じるなど、行政が力を入れていることで、託幼一体化が進んでいると見られる。

また、4つの直轄市（北京市、天津市、上海市、重慶市）のうち、中国の首都である北京市は、託児クラスを開設する幼稚園を含めた保育施設が 204 箇所あり、それは中国全体の保育施設の 0.60% にあたる。



その一方、中国の経済発展を象徴する高い経済成長を続けている上海市は、託児クラスを開設する幼稚園を含む保育施設が 327 箇所あり、それは中国全体の保育施設の 0.96%に当たる。

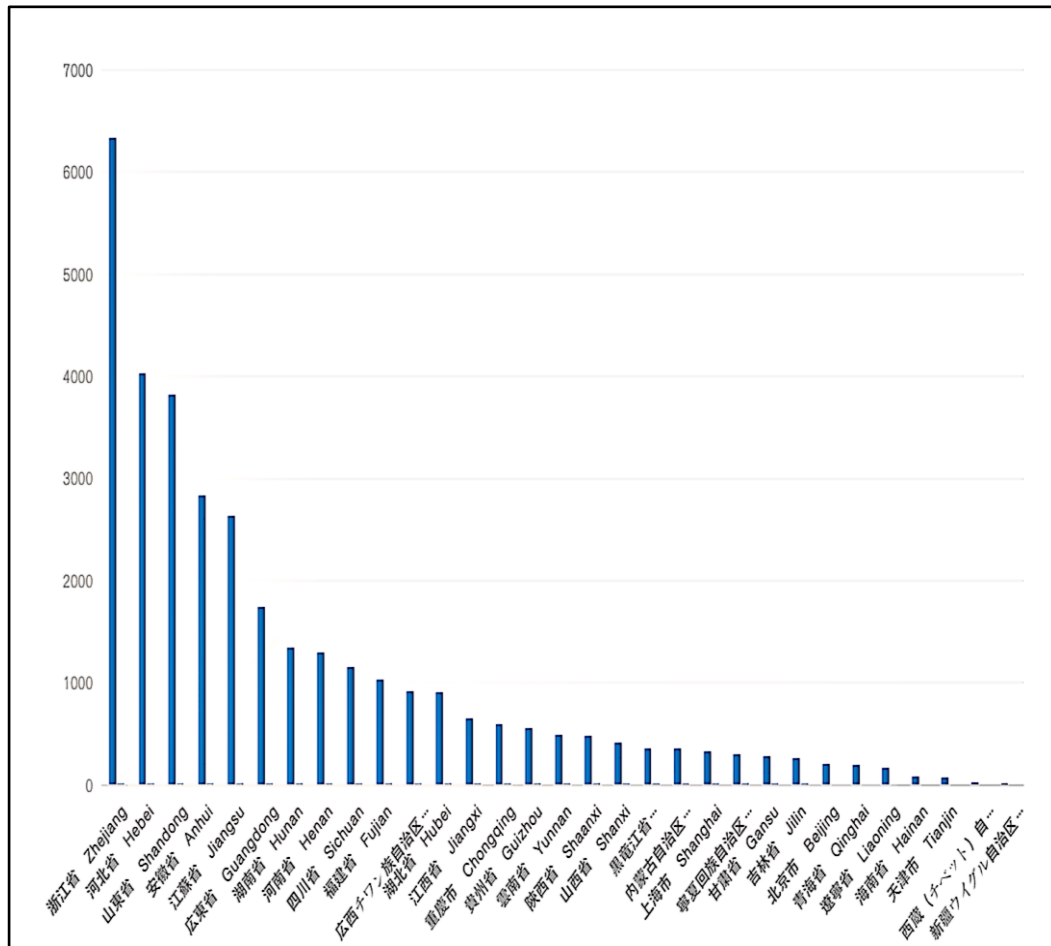


図 2-5 中国内陸各省・直轄市・自治区における各型保育施設の数  
出所：保育施設情報公開プラットフォームのデータより、筆者作成

表 2-6 中国内陸各省・直轄市・自治区における各型保育施設の数及び割合(2023年11月時点で検索したデータによる)

省・市	保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設の数	各省の割合 (%)
浙江省 Zhejiang	6,336	18.68%
河北省 Hebei	4,026	11.87%
山東省 Shandong	3,819	11.26%
安徽省 Anhui	2,837	8.37%
江蘇省 Jiangsu	2,637	7.78%
広東省 Guangdong	1,743	5.14%
湖南省 Hunan	1,343	3.96%
河南省 Henan	1,298	3.83%
四川省 Sichuan	1,157	3.41%
福建省 Fujian	1,030	3.04%
広西チワン族自治区 Guangxichuangzu	919	2.71%
湖北省 Hubei	914	2.70%
江西省 Jiangxi	651	1.92%
重慶市 Chongqing	593	1.75%
貴州省 Guizhou	557	1.64%
雲南省 Yunnan	496	1.46%
陝西省 Shaanxi	482	1.42%
山西省 Shanxi	421	1.24%
黒竜江省 Heilongjiang	364	1.07%
内モン古自治区 Neimenggu	360	1.06%
上海市 Shanghai	327	0.96%
寧夏回族自治区 Ningxiahuizu	303	0.89%
甘肅省 Gansu	288	0.85%
吉林省 Jilin	266	0.78%
北京市 Beijing	204	0.60%
青海省 Qinghai	197	0.58%
遼寧省 Liaoning	173	0.51%
海南省 Hainan	87	0.26%
天津市 Tianjin	74	0.22%
西藏(チベット)自治区 Xizang	11	0.03%
新疆ウイグル自治区 Xinjiangweiwuerzu	1	0.00%

出所：保育施設情報公開プラットフォームのデータより、筆者作成

表 2-7 のように、2022 年末に、北京市の人口は 2184.3 万人であり、上海市の人口は 2475.89 万人である。2023 年保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設の数からみると、上海市の一人当たりの保育施設の数は北京市の一人当たりの保育施設の数より多いと見られる。

表 2-7 北京市と上海市における一人当たりの保育施設の数

	2022 年末の人口	2023 年保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設の数	一人当たりの保育施設の数(万人/箇所)
北京市	2184.3 万人	204 箇所	0.093
上海市	2475.89 万人	327 箇所	0.132

出所：中国統計局と 2023 年保育施設情報公開プラットフォームに登録された保育施設のデータにより、筆者作成

ここでは、北京市と上海市の「託幼一体化」について簡単に触れたい。

2023 年 3 月に、北京市人民政府弁公室は「北京市保育サービス体系建設 3 カ年行動計画（2023-2025 年）」に関する通知を公表し、「保育サービスに対する多段階・多様な需要を満たすことを目標に、2025 年までに、北京市の保育サービス政策・規制体系と基準・規範体系は基本的に健全かつ多様な保育サービス供給体系を構築し、業務メカニズムと投入保障メカニズムが良好に機能するとともに、科学技術と情報技術のサポート能力を大幅に強化し、全面的な監督により持続的な改善、および人材開発の発展を全面的に促進することで、サービスの質をさらに向上させる。また、多様な供給を豊かにし、保育に対する社会需要を効果的に満たす。既存の就学前教育資源を合理的に利用する。3 歳から 6 歳までの就学前教育の需要を十分に満たすことを基本に、就学前教育が可能な幼稚園には、2 歳から 3 歳までの乳幼児を対象とした託児クラスを開設するよう奨励・支援する。」と定めた。

以上のように、北京市は子育て家庭における保育のニーズを満たすために、保育の供給体制の構築に努めている。また幼稚園の託児クラスの開設を奨励し、子育て家庭にサービスを提供している。

一方で、上海市では、2022 年 11 月 23 日に第十五期上海市人民代表大会常務委員会第四十六回会議で「上海市就学前教育保育サービス条例」が採択され、その第三条では、上海市の保育サービスの開発は、家庭保育を基本とし、幼稚園託児クラスの開設、社会

勢力による保育施設の設置の奨励と指導、コミュニティ保育センターの設置、福祉保育サービスを提供する施設・企業・公共事業機関などの支援を通じて、包括的で多様な保育公共サービス体系を構築するとされている。

新しく打ち出された政策のほか、上海市の「託幼一体化」の進展には、歴史的背景と現実的な基盤があり、主に、十分な定員資源、完備された公共システム、市財政支援に頼れる<sup>53</sup>。

具体的には、第1に、十分な資源があることである。人口の変動により利用されていない幼稚園を保育の場に変える施策を推進している。上海市の出生人口の変動は就学前教育資源に大きな影響を与えている。幼稚園の園児数は1980年代半ばから後半にかけてピークを迎え、その後21世紀初頭まで急速に減少した。人口動態の変動に直面して一時的に余剰となった就学前教育資源が他の用途に流用されることを防ぐため、上海市は、公立幼稚園に対し、2歳児と3歳児を対象とした託児クラスを拡充し、組織化することを奨励してきた。

第2に、就学前システムが十分に完備されていることである。上海市では長い間、就学前教育の公共サービスシステムの改善を重視しており、就学前教育サービスシステムが基本的に形成されている。一部の発展指標は国際的な先進レベルにまで達しており、「託幼一体化」のための強固な基礎を築いている。このような背景から、上海市は条件の整った地区に対し、幼稚園を新設する際に託児クラス開設という条件を満たすよう奨励し、幼稚園を改築・増築して託児クラスの資源供給を増やすとともに、公立幼稚園のみではなく、私立幼稚園にも託児クラスの開設を奨励し、私立幼稚園の託児クラス開設を支援している。

第3は、財政保障であり、市レベルの財政支援と人員配置の施策を取っている。まず、幼稚園の託児クラスには、幼稚園の園児と同じように1人当たりの補助金が支給されている。このうち、公立幼稚園は園児1人当たり年間31,000元、私立幼稚園の中でも特に優遇されている幼稚園は園児1人当たり年間1,200元である。また、特別管理部門が開設され、特定の実施機関も設置されている。上海市教育委員会はさらに託幼事務所を設置し、上海市の保育業務を調整・管理している。

---

<sup>53</sup> 余宇・洪秀敏・朱文婷・史毅(2019)「“托幼一体化”模式的上海探索及思考(“託幼一体化”パターンの上海市の探索及び思考)」中国経済時報2019年12月25日第005版  
(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1653817451757069192&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧2021年11月17日)

中国では、各地域の行政が「託幼一体化」に向けて、様々な施策を行っている。人口変動の中で、幼稚園に託児クラスを開設するよう推奨しており、今後、託幼一体化が進んでいく可能性がある。

特に、上海市では「託幼一体化」の歴史を踏まえ、現行の制度・政策の実行という利点を踏まえ、北京市と比べて、「託幼一体化」がさらに進んでいくと推察される。

### 3. 3歳未満の子どもの「託幼一体化」の課題

中国では3歳未満の子どもの保育の受け皿が足りないという課題を解決するため、幼稚園に託児クラスを推奨したことにより、「託幼一体化」が急速に普及し、2歳児の保育を提供するという点で積極的な役割を果たすことができたと思われる一方で、新たな問題や課題が見えてきた。

表2-6に示したように、経済の発達した沿岸地域（浙江省、河北省、山東省など）では開設されている保育施設数が多く、分布のアンバランスが推測できる。

また、託幼一体化は2歳か2歳半以上の子どもを受け入れるものであるため、2歳未満児の保育の受け入れが課題として残り、保育サービスにおいて不公平性が見られる。

さらに、現在、幼稚園の直面している運営コスト不足、2歳児の保育従事者の専門知識不足から、幼稚園に開設される託児クラスの質が懸念される。

これらの懸念に対して、保育サービスのための資源、支援と公平性、幼稚園を監査・評価する視点から以下の通り検討する。

第1に、保育資源を拡大し、普遍的な保育の利用を促進することが必要である。多様で包括的な保育サービス供給システムを構築すべきである。保育資源が十分な地域では、必要な条件を備えた幼稚園に保育クラスを設置するよう促し、保育資源が乏しい地域では、保育サービスを新たに提供する。同時に、2歳未満児の保育サービスのための資源を拡大することが必要であり、保育サービスのための新たな保育資源を開発・追加する過程で、就園機会の不平等な状況が継続することは避けるべきである。

第2に、支援を強化し、公平性を強調する必要がある。まず、財政的な保障と支援を強化し、実施するべきである。具体的には、場所の確保、政府からの補助金、家賃の減免や水道・電気・ガス料金の優遇などの政策措置を講じるべきである。一般市民に対して安心できる包括的な保育サービスを提供する以上、公営・民営を問わず、等しく支援する必要がある。

第3に、幼稚園への監査を強化し、質を向上させることが求められる。幼稚園の託児クラスの管理と新規保育施設での受け入れを強化すべきである。各省レベル・直轄市は、保育施設の設置基準に準じ、職員の資質・基準、保育施設の状況などの監査を強化することが求められる。

幼稚園に開設された託児クラスと現行の保育施設の未整備により、公共保育を受けていない子どもの多くは祖父母の協力を得ている。次節では、中国における祖父母の協力のあり方を検討する。

## 第5節 中国における3歳未満の子どもに対する祖父母の協力のあり方

本節では、中国の子育て家庭の保育における祖父母の協力の現状を検討したうえで、祖父母の協力についての研究動向と課題を整理して論じる。

### 1. 子育て家庭の保育における祖父母の協力の現状

2004年10月、新聞週刊<sup>54</sup>により、「中国の子どもの半数近くは、祖父母の協力により育てられている。上海市では、0～6歳の子どもの50～60%が祖父母の協力を得ている。広州市では子どもの半数が祖父母の協力を受けている。北京では、最大で70%の子どもが祖父母の協力を受けている。子どもが小さいほど、祖父母と同居している割合が高い」と発表された。

以上のように、中国では、祖父母が協力する割合が高く、祖父母から保育の協力を受けることは中国で一般的な現象であると思われる。

### 2. 子育て家庭の保育における祖父母の協力についての研究動向

中国における3歳未満の子どもの保育に対する祖父母の協力に関する研究動向をみるため、中国の文献検索サイトである中国知網(CNKI)を用いて、祖父母の協力に関連度があり、よく使われる言葉を用いて検索を行った。検索語としては、「世代間教育、世代間子育て、世代間養育、世代間ケア、世代間監護、世代間家族、世代間教育問題、世代間子育て、世代間面会、祖父母の参与、祖父母教養、祖父母のケア、祖父母の子育て、祖父母の養育方式、祖父母の関わり、祖父母の教育問題、世代間子育て、祖父母の見守り、共同養育、共同養育関係、共同養育者」を用いた。総文書数は8,674である。

<sup>54</sup> 李徑宇「新聞週刊」2004年6月14日「隔代之間、隔着什麼（世代間に何かあるのか）」  
(<http://news.sohu.com/20041008/n222370879.shtml> 最終閲覧2022年9月23日)

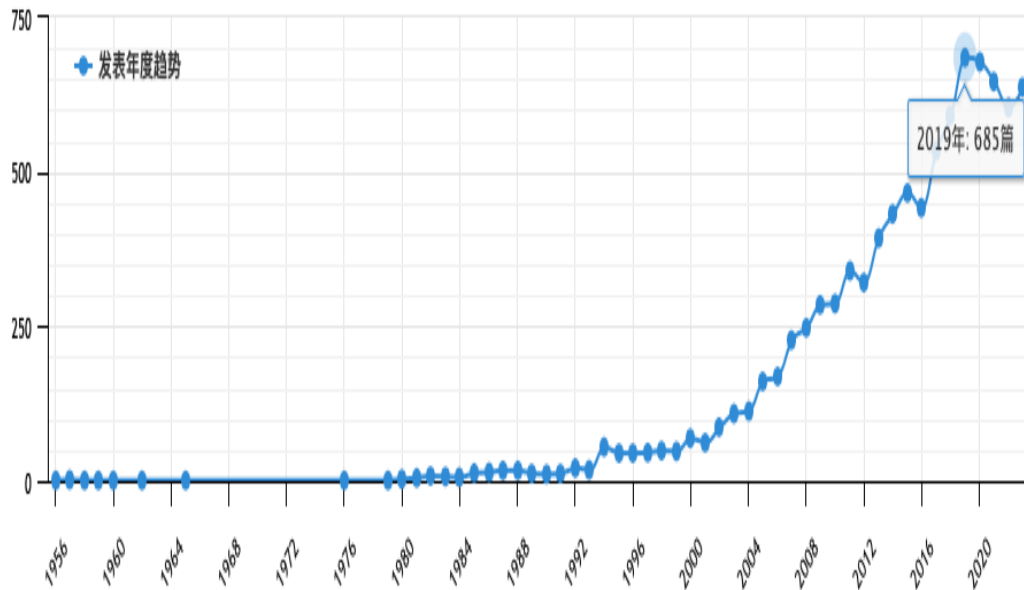


図 2-6 祖父母の協力に関する研究論文数の推移  
 出所：中国知網（CNKI）で検索した文書を可視化分析した結果である。

図 2-6 に示した年度別の論文数をみると、1956 年から研究がはじまり、1990 年代前後から増え続けている。特に 2000 年前後に急増し、2019 年にピークに達している。この背景として、2016 年 1 月に、中国の人口政策の改革が行われたことにより、3 歳未満の子どもの保育が注目されるようになったことが挙げられる。また、国レベルの保育に関する施策も次々と打ち出された。「中国国民経済・社会発展の第 14 次五カ年計画および 2035 年までの長期目標綱要」（2021 年～2025 年）の第 1 節では、「基本公共教育の均等化を推進し、普惠性学前教育（社区主体型就学前教育）および特殊教育、専門教育の保障制度を整備し、就学前教育の粗入園率を 90%以上に引き上げる」と規定されている。行政の制度・政策の策定は、3 歳未満の子どもの保育に関する研究が一気に増加した一因だと考えられる。次に、これらの祖父母の協力に関するトピックについて検討する。

中国知網を用いて、年度別に上記の検索語で検索した論文数を、可視化分析した結果、留守児童と世代間<sup>55</sup>教育に関連する論文数をもっとも多かった。保育に関連する文献を取り上げ、祖父母の協力の要因、類型、影響、祖父母への支援と課題を検討する。

### (1) 子育て家庭の保育における祖父母の協力の要因

中国の社会人類学者費孝通（1910～2005）によれば、親子関係における養育と扶養の

<sup>55</sup> 本論では、世代間とは、祖父母と孫といった世代を超えるものを指す。（中国語：隔代）

義務の観点で、中国社会と西洋社会は根本的に異なっている。費は前者の世代間の関係をフィードバック型、後者をリレー型と名づけた<sup>56</sup>（費 1984 : 7 横山廣子訳）。それぞれの特徴を図 2-7 に表している。

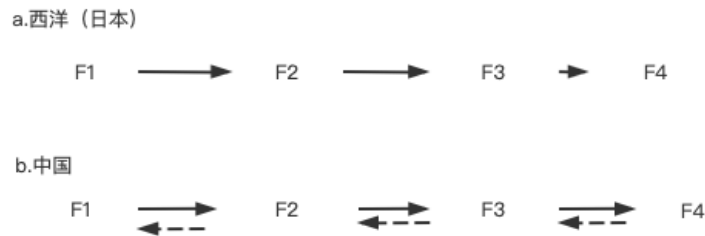


図 2-7 西洋と中国の世代間の養育・扶養関係のモデル

注：F は世代、 $\longrightarrow$  は養育関係、 $\longleftarrow$  は扶養関係

出所：費孝通（1984）「家庭結構変動中の老年贈養問題：再論中国家庭結構的変動」『社会学的探索』天津人民出版社（横山廣子訳）

このモデルによれば、西洋のリレー型における人生は 3 つの時期に分けられる、すなわち成人し結婚するまでの①養育される時期、次は親になってから②子どもを養育する時期、および子が自立してからの③養育空白期の 3 つの時期である。一方、中国のフィードバック型の人生の最初の 2 つの時期はリレー型のそれと同様であるが、第 3 期は西洋社会と違い、父母の扶養期と特徴づけられた。

親を含む他人から自立することを重んじる西洋社会では、子どもにとって、親は依存の対象になりうるが、独立を促す大きな社会的圧力がある。一方、親にとって子どもは経済的に依存する対象ではない。子どもが自立した後に唯一望めるのは、かつての親子関係を思い出させるコンパニオンシップである。費孝通は西洋の人生の第 3 期である「養育空白期」に対して、中国人たちは「空巢」の比喩を使って伝統的中国社会の理想に反していると感じることに言及した。

一方、このモデルが示すように、中国社会の親にとって、子どもは老後の経済的支えになるため、子育ては暗黙のうちに将来への投資という意味を含む。フィードバック型の基礎として、費孝通が中国人の「養児防老」の心理もしくは人生哲学を挙げた所以である（費 1984 : 8 横山廣子訳）。

リレー型は F2 世代が F1 世代から受け、F3 世代に授けるものであり、授受は均衡し

<sup>56</sup> 費孝通（1984）「家庭結構変動中の老年贈養問題：再論中国家庭結構的変動」『社会学的探索』天津人民出版社（横山廣子訳，1985「付論 2 家族構造の変動における老人の扶養問題」『生育制度-中国の家族と社会』東京大学出版会，pp. 303-331.）



ている。フィードバック型はF2世代がまずF1世代から受け、その後でみずからF1世代に授けることで均衡がとれる。費は互惠均衡の原則が働いていれば社会が維持されるという視点から祖父母と家族の関係を論じた。

そのほか、江川<sup>57</sup>（2005）は、現在中国は社会の転換期にあり、社会的競争がますます激しくなっているため、父母は仕事に全精力を注ぎ、必然的に自分の子どもを育てる時間がない。一方、祖父母は家で時間があるため、楽しみながら子育てに協力していると述べている。

また、沈<sup>58</sup>（2001）は、「第1に、中国の社会経済、科学技術の急速な発展に伴い、競争がますます激しくなり、若い親は就職や進学、教育、ビジネスなど様々な理由で、子どもの世話や教育をする時間がない。この点に関する社会の埋め合わせ的役割はあまり強化されておらず、中国の3歳未満の子どもの保育制度はまだ十分とは言えず、幼稚園も両親のニーズを満たすことができないため、祖父母が両親を補助したり、あるいは両親に代わって子どもの教育を担っている。第2に、伝統文化の影響により、中国の祖父母は進んで子どもの世話を手伝うようになり、中にはこれを義務としている人さえいる。同時に、生活の質の向上と定年退職年齢の引き上げにより、祖父母の健康状態は昔の祖父母よりはるかに良好であるため、子どもの世話をする時間とエネルギーがある。また、子どもの世話をすることで喜びや精神的な満足感を得ることもできる。」と述べている。

第1章で述べたように、中国の3歳未満の子ども向けの保育施設は1990年代末にほとんど消えてしまい、祖父母の早期退職と子どもの母親の社会進出によって、子どもの親世帯は経済力の制限があるため、祖父母の協力を得なければならない状況に陥っている。

宋ら<sup>59</sup>（2010）は主な理由は以下の5つであると述べている。①激しい競争と仕事のプレッシャーにより、多くの若い夫婦がキャリアに追われ、子どもの面倒を見る時間がないこと。②親の病気、障害などの身体的状況や解雇による経済的状況が弱くて、出稼ぎに行くこと。③離婚、寡婦、再婚、夫婦が別々の場所に住んでいることなどにより、住居に余裕がないこと。④若い親は経験が浅く、時間をかけられないことや、2人だけ

<sup>57</sup> 江川（2005）「対隔代扶養的思考（世代間扶養についての考察）」『老年人』4, 9.

<sup>58</sup> 沈衛華（2001）「論祖孫関係在幼兒家庭教育中的作用（幼兒家庭教育における祖父母と孫の関係の役割について）」『湖州師範学院学報』5, 82-87.

<sup>59</sup> 宋良恒・宋亜萍・陸曉从（2010）「浅談隔代教育对兒童心理的影响（世代間教育が子どもの心理に与える影響の分析）」『教育教学論壇』30, 148.

の世界を維持したがること。⑤祖父母世代が子どもへの愛情から率先して子育てをすること。

以上から、祖父母が子育て家庭に協力する要因を次のように整理した。1つは伝統的な扶養文化、2つ目は親世代の子育ての限界と祖父母の早期退職や健康状態、3つ目は祖父母の孫育てに対する意欲の程度である。

## (2) 子育て家庭の保育における祖父母の協力の類型

顧<sup>60</sup> (2009) は、世代間の子育てを4つのタイプに分けている。タイプ1は過度の干渉型で、子どもは自分でできるはずなのに、祖父母が甘やかしてやってあげている。祖父母が原因で、子どもは普通の環境で運動する能力が低くなる。タイプ2は、過度の監督型で、何から何まで子どもを監督し、子どもの行動を頻繁にチェックする。それにより、子どもに依存心や惰性が生じ、大人に対する不信感を抱くようになる。タイプ3は厳罰型で、この方法は子どもを励ますよりも批判し、褒めるよりも厳しく叱るという教育理念に従っている。子どもが深刻な劣等感や自閉、反抗心を抱く原因となる。タイプ4は民主的・理解型で、この方法は祖父母でも使われることがあるが、数は少ない。

鄭<sup>61</sup> (2008) は中国の都市部と農村部における世代間子育てのタイプは、(第1類型)より完全代替型の部分移転、(第2類型)部分代替型の部分移転、(第3類型)部分代替型の全部移転、(第4類型)より完全代替型の全部移転の4つに分けられるとする。

(鄭 2008 : 124)。

これらの分類は祖父母が子育て家庭に協力する程度によって分けられている。

## (3) 子育て家庭の保育における祖父母の協力の影響

中国の子育て家庭の保育における祖父母の協力の影響を、祖父母への影響、保護者への影響、子どもへの影響に分けて検討する。

### 1) 祖父母への影響

中国の子育て家庭の保育における祖父母の協力に関し、祖父母への影響についてみると、祖父母に対するメリットとデメリットがある。

---

<sup>60</sup> 顧芬芬 (2009) 「分析隔代教育利弊原因及解决方法 (世代間教育の長所と短所を分析する原因と解決策)」 2009年中華家族研究院第29号研究成果 ([http://www.zhjtjyw.com/kcms/blog/vblog?b\\_id=65216&u\\_id=102](http://www.zhjtjyw.com/kcms/blog/vblog?b_id=65216&u_id=102) 最後閲覧 2023年10月10日)

<sup>61</sup> 鄭楊 (2008) 「对中国城鄉家庭隔代扶育問題的探討 (中国の都市と農村の家族における世代間子育てに関する考察)」 『学术交流』 9, 124-126.

盧<sup>62</sup>(2004)は、祖父母養育には主に次の3つの価値があると論じている。1点目は、祖父母は辛抱強く、より寛容であること、2点目は、祖父母には独特の知恵と才能があること、3点目は、祖父母には豊富な育児経験があることである(盧 2004:7-8)。

祖父母が子育てに協力することの祖父母へのメリットについて、李<sup>63</sup>(2002)は、世代間教育は、高齢者が職場を離れた後の寂しさを解消し、子どもたちとの共存、交流、楽しみを通じて生活に活力を与えるとともに、余暇を充実させ、高齢期を生産的に過ごし、健康な精神状態を維持する上で、積極的な役割を果たすことができると述べている(李 2002:42)。

また、ライフサイクルの段階が進み、子育てが一段落した後のいわゆる「空の巣」の時期や定年退職して社会的な役割を失った後に、その他の活動や行動を通じていかに積極的に人生の新たな意味を創造できるかが、高齢期をうまく過ごすための重要な要素となる。2002年、世界保健機関(WHO)は「アクティブ・エイジング(活発な高齢化)」という概念を導入した。その主な目的は、高齢者の個人の健康、社会参加、社会保障に注目し、それによって高齢期の生活の質を向上させるよう各国に呼びかけることであった。アクティブ・エイジングとは、高齢者が定年退職後も活動的であり続け、家族や地域社会、さらには国家に対して積極的な役割を果たす必要性を指す。この概念は、現在、世界各国で高齢化問題に取り組む上で基本的な社会政策の枠組みとなっている。祖父母による育児協力は、高齢者にその知性と運動能力をフルに発揮する機会を提供し、高齢者が家族活動に参加し、家族文化を継承するための最も重要な方法のひとつとなっている<sup>64</sup>(劉 2019:91)。

祖父母が子育てに協力することの祖父母へのデメリットについて、張・李<sup>65</sup>(2015)は、世代間子育ては、祖父母の社交を妨げる可能性があり、祖父母は孫の世話をすることで社交の機会が減り、孤独感を感じるようになると述べている(張・李 2015:25)。

祖父母による子育て家庭への協力は、祖父母の経済に影響を与えている。祖父母の経済状況を圧迫することに関して、李<sup>66</sup>(2004)によると、「生活の儉約を心がけ、多く

<sup>62</sup> 盧楽珍(2004)「隔代教育的利与弊-隔代教育—個需要關注的問題(世代間教育の是非(一)世代間教育-懸念される問題)」『家庭教育』(10B),6-8.

<sup>63</sup> 李洪會(2002)「隔代教育的利弊分析(世代間教育の長所と短所の分析)」『山東教育』33,42-43.

<sup>64</sup> 劉中一(2019)「祖輩托育及其与積極老齡化的關係(祖父母の育児とアクティブ・エイジングとの關係)」『都市問題』10,90-97.

<sup>65</sup> 張琦妍・李丹(2015)「国内外隔代扶養之痛与对策分析(国内外における世代間子育ての苦痛と対策の分析)」『外国中小教育』11,23-28.

<sup>66</sup> 李賜平(2004)「当前隔代教育問題探析(現代の世代間教育の問題点)」『淮北煤炭師範学院學報(哲学社会科学版)』4,137-139.

の困難を経験してきた祖父母世代の多くが、定年退職後に収入が減り、健康を心配しなければならなくなった。定年後、収入が減り、親世代の状況を心配しなければならなくなる。いったん経済的・エネルギー的負担が自分の能力を超えてしまうと、世代間子育ては彼らにとって雑事となる。」と述べている。

盧<sup>67</sup>(2004)は祖父母養育には4つの欠点があると指摘する。1点目は、理性よりも感情を優先させる傾向があること、2点目は、物質と精神の把握では精神性より物質を優先して満足すること、3点目は、活動や静寂の把握では、動きよりも静を強調すること、4点目は、子どものしつけに関して、親と矛盾が生じやすいことである(盧 2004:7-8)。

祖父母の身体的・精神的健康に及ぼす悪影響に関して、沈(2000)は、「世代間子育て家族の祖父母は、孫にほとんどのエネルギーを注ぎ、孫の社会生活や精神生活をおろそかにする傾向がある。自分の社会生活や精神生活をおろそかにし、余暇も少なく、ライフスタイルも単一的である。孫を育てるために元々住んでいた場所を離れた祖父母は、慣れ親しんだ生活環境や集団を離れることで孤独や孤立を感じる。これがいわゆる『住み慣れない家』である。これらの要因は、適切に調整されなければ、祖父母の身体的・精神的健康に悪影響を及ぼす可能性がある。」と述べている。また、李ら(2001)は、「世代間子育ては表面的には孫に家族の喜びをもたらすが、実際には孫育てが見かけほど簡単ではないと考えている。実際、孫育てには多くの努力とエネルギーが必要であり、孫のために『尽くす』状態となっている。食事や世話が必要な子どもに奉仕することは、どうしても無理が生じる。」と指摘している。

また、祖父母は「孫依存」に陥りやすい。祖父母が孫のもとを離れると、睡眠や食事にも支障をきたすようになる。これを「孫依存」という。朱(2011)の調査によると、祖父母の多くが「孫依存」である。周(2013)も、孫の面倒を見る祖父母の多くが孫依存であると指摘している。周(2013)はまた、多くの祖父母は孫の面倒を見る際、孫に依存する傾向が強く、自分の子どもに対し、常に「くっついていてほしい」と思っていると指摘した。

葛ら<sup>68</sup>(2012)が行った高齢者の孫依存の現状に関する調査によると、孫が精神的・情緒的支えになっている場合、孫と離れると、高齢者は再び「何もすることがない」と

<sup>67</sup> 盧楽珍(2004)「隔代教育的利与弊-隔代教育-一個需要關注的問題(世代間教育の是非(一) 世代間教育-懸念される問題)」『家庭教育』(10B), 6-8.

<sup>68</sup> 葛国宏・陳伝鋒・陳麗麗・等(2012)「老年人孫輩依賴的現状特点及其与心理健康的關係(高齢者の孫依存の現状と特徴及びそのメンタルヘルスとの関連)」『心理研究』4, 58-62.

感じ、自己価値感が低下し、主観的幸福感や生活満足度が低下する可能性がある。そのようなネガティブな気分が長く続くことで、心身の健康に影響を及ぼす可能性がある。

## 2) 保護者への影響

李<sup>69</sup>(2002)は現在、仕事や生活のスピードが加速し、社会的競争が激化しているため、子どもの親の教育負担を軽減し、悩みを解消することで、親が自分のキャリアに専念できるようになると述べている(李 2002: 42)。

その一方で、劉<sup>70</sup>(2014)は世代間子育て家庭では、祖父母が親の役割の多くを担うため、本来親から受け取る感情が適切に満たされないことになる。そのため、親子関係の正常な発達に長期的には影響を受け、親子のコミュニケーションがうまくいかず、子どもと親の信頼関係や親密度が悪くなると述べている。

また、子どもの教育をめぐる、保護者と祖父母との衝突が頻発し、子どもの健全な成長が懸念されている。仕事で祖父母に子どもを預けなければならないが、祖父母の不適切な子育ては、子どもが大人に対して不信感を抱いたり、甘やかされすぎて自分の能力を伸ばせなくなったりする。育児をめぐる対立は、コミュニケーションがない場合、容易に家族の対立につながる<sup>71</sup>(杜 2015)。

## 3) 子どもへの影響

李<sup>72</sup>(2004)によると、祖父母は、子育てや教育の実践経験を積み重ね、子どもの年齢ごとに陥りやすい問題やその対処法について、親よりもはるかによく知っている。また、祖父母は長年の社会的実践の中で、豊富な社会経験と人生に対する洞察力を蓄積しており、子どもの社会的発達を促し、効果的に教育に対処するための貴重な財産となっている(李 2002: 42)。

つまり、中国の子育て家庭の保育における祖父母の協力の影響は、祖父母や保護者、子どもにそれぞれ影響を与えている。また、その影響については、メリットとデメリットがある。

## (4) 子育て家庭の保育に協力する祖父母への支援—祖父母向けの講座から—

中国における子育て家庭の保育に協力する祖父母への支援については、高齢者に対

<sup>69</sup> 李洪曾(2002)「隔代教育的利弊分析(世代間教育の長所と短所の分析)」『山東教育』33, 42-43.

<sup>70</sup> 劉靖(2014)「対隔代扶養家庭児童親子関係的社会工作実務研究(世代間子育て家庭における子どもの親子関係に関するソーシャルワーク実務研究)」吉林大学2014年度修士論文.

<sup>71</sup> 杜紅(2015)「学前児童家庭教育中祖輩与父輩的価値衝突研究(就学前児童の家庭教育における祖父母と父親の価値観の衝突に関する研究)」四川師範大学2015年度修士論文

<sup>72</sup> 李洪曾(2002)「隔代教育的利弊分析(世代間教育の長所と短所の分析)」『山東教育』33, 42-43.

する支援に止まっており、保育に協力する役割を果たしている祖父母を支援する制度・政策はまだ打ち出されていない。しかし、行政や大学、幼稚園、各種保育施設では祖父母に対し、育児に関する講座を開講している。ここでは祖父母向けの講座を取り上げて、講座の開催主体によって分類し、検討する（表 2-8）。

つまり、現在、祖父母の子育てに関する講座の内容としては、第 1 に、子どもの発達を尊重すること、第 2 に、親が自らの役割を正しく理解し、自らの子育て観を効果的に伝え、祖父母とのコミュニケーションを図ること、第 3 に、祖父母が自らの役割を正しく理解し、親と積極的にコミュニケーションを図り、親の子育て観を尊重し、子どもを甘やかすすぎず、家庭生活への過度な関与を控えること、などが挙げられている。

表 2-8 祖父母向けの講座の開催主体による講座の分類と講座内容のポイント

講座を開催する主体	例	講座内容のポイント
行政	<p>社区による祖父母養育に関する講座の開催</p>	<p>保護者らの家庭教育に対する理解を深め、家庭教育の科学的概念を広めると同時に、高齢者が世代間教育に参加しやすくなるよう指導し、世代間の親子共育を真に実現し、子どもたちが健康で幸せに成長するための良い雰囲気を作る。</p>
行政が大学と連携して開催する講座	<p>上海市保護者学校<sup>73</sup>は上海市と連携して子育て家庭向けの祖父母の育児参加に関する講座を開催<sup>74</sup></p> <p>1月21日のCNN上海市のニュースにより、家庭教育は、すべての子どもの成長過程において欠くことのできないかけがえのないものである。上海市保護者学校と上海市教育テレビ局「共に育つ」番組開幕式が行われ、道徳的で人間的な人格を形成する家庭教育の効果的な方法と科学的な方法をよりよく探求する<sup>75</sup>。</p>	<p>祖父母の育児参加について、保護者、祖父母は各自の役割を認識する。保護者に祖父母を尊重し理解するとともに、育児について祖父母と合意を達成するなどのアドバイスをする。</p> <p>祖父母に保護者の育児観を尊重し、過度な介入をしないなどのアドバイスをする。</p> <p>また、2020年1月、上海市開放大学が、上海市教育委員会の指導の下、子どもの学習と成長に焦点を当てた家庭教育の生涯学習システムの構築を目標に、家庭教育サービス指導センターを中核とする保護者学校を設立した。保護者学校は、家庭保育、成長教育、学習心理、生活教育を重視し、社会の力を借りて、「政府主導、システム連動、保護者主導」の家庭教育指導サービスシステムを構築し、保護者の科学的子育てのレベルを向上させ、家庭と学校による子育ての協力メカニズムを深めて、若い保護者を「学ぶ型親」に成長させる。「世代を超えた親」を「教える祖父母」に成長させ、「子育ての不安」をさらに緩和し、調和のとれた幸福で和やかな家庭教育システムを確立する。</p>
大学により開催される講座	<p>上海市高齢者大学主催<sup>76</sup></p>	<p>祖父母は、子育ての二つの理念である「子ども発達への尊重」と「子どもへの信頼」を強調する。また、それに関わる方法を示す。</p>
幼稚園と各型の保育施設により開催される講座	<p>保育施設と幼稚園で開催された祖父母養育に関する講座</p>	<p>祖父母に対して、家庭の重要性を強調し、祖父母に良い担い手になるためのいくつかの注意点を伝え、祖父母が正しく位置づけられ、明確な責任を持ち、定期的にコミュニケーションを取りつつ、互いに共鳴し合うことを期待する。</p>

出所：インターネットで調べた講座をまとめたもの、筆者作成

<sup>73</sup> 上海市保護者学校は2020年1月21日、上海市教育衛生工作党委員会と市教育委員会の指導のもと、上海市放送大学が主催して設立された上海市保護者学校 WeChat 公式アカウントで祖父母養育に関する講座の情報が公開されている。

<sup>74</sup> 「上海家長学校專題課：「隔代教育」祖輩要擺正定位（上海市保護者学校特別開講：世代間教育の祖父母は正しい位置づけをする）」新民晚報 2022-08-23 版

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1741913118306616708&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧 2023年10月12日)

<sup>75</sup> 中国ニュース：上海市保護者学校が正式に設立「共に育つ」本月初演  
(<https://www.shou.org.cn/2020/0321/c3834a66347/page.htm> 最終閲覧 2023年11月26日)

<sup>76</sup> 「隔代養育-祖輩家長準備好了嗎？幼教家黃瓊与祖輩家長分享嬰幼兒家庭教育感悟（祖父母は世代間育児の準備ができていますか、幼児教育の専門家黄瓊が祖父母との乳幼児家庭教育に関する知見を分かち合う。）」  
([https://www.sohu.com/a/537055791\\_121306901](https://www.sohu.com/a/537055791_121306901) (2023年8月25日閲覧))

## (5) 子育て家庭の保育における祖父母の協力に関する研究の課題

以上のことを踏まえ、中国の子育て家庭の保育における祖父母の協力に関する研究の課題を整理する。

第1に、中国の祖父母に関する研究は主に、祖父母、保護者や子どもへの影響に集中している。

第2に、3歳未満の子どもの保育に協力する祖父母に関する調査研究が少ない。

第3に、子育て家庭の保育に重要な役割を果たしている祖父母への支援に関する研究が少ない。

## 第6節 考察

本章では、中国成立後、一連の人口改革の制度・政策の実行による3歳未満の子どもの人数の推移を整理した。中国において人口政策が行われた後、子どもの出生数は専門家の予測した通りに増加しなかったことが分かった。政府は、子育て家庭の生育意欲を高めるために子どもの保育に関する課題を解決することに取り組んでおり、保育施設の開設や幼稚園の託児クラスの開設を推奨している。しかし、各類型の保育施設の量を拡充しているにも関わらず、子どもの保育施設への入所率は高くはないことが分かった。保育施設に通いながら祖父母の協力をある程度得る一方で、保育施設に入所していない子どもはほぼ祖父母の協力を得ている。祖父母の協力は、祖父母、保護者と子どもに対して、様々な影響を与えている。

また、これらの子育て家庭に協力する祖父母への支援は、主に祖父母向けの講座の開催である。そこで、開催主体ごとの講座の内容のポイントを確認した。そのポイントは主に、子どもの成長発達を尊重しながら、祖父母世代と親世代が各自の役割を認識し、コミュニケーションを取りながら、子どもを育てることである。

以上のように、中国社会全体、農村部、都市部における保育制度が未整備であるため、保育施設が少なく、子どもの入所率が低いことが分かった。中国の保育制度は農村部と都市部で適用されているが、都市部においては共働き家庭が多いため、保育のニーズも高い。そのため、保育施設は都市部で先に模索され、開設されている。

子どもの権利委員会の一般的意見7号(2005年)「乳幼児期における子どもの権利の実施」のサービスへのアクセス(24)では、「委員会は、締約国に対し、すべての乳幼児(およびそのウェルビーイングに第一義的責任を負う者)が、適切かつ効果的なサ



ービス（乳幼児のウェルビーイングの促進をとくに目的とした保健、ケアおよび教育のプログラムを含む）へのアクセスを保障されることを確保するよう求める」と明記されている。

以上のことから、3歳未満の子どもの保育の権利は十分に保障されていないことが分かった。乳幼児期の子どもの各種保育施設での保育の権利が保障されるべきであると考ええる。

また、保育の未整備が一因となり、3歳未満の子どもの保育は祖父母の日常的な世話、保育施設への送迎などの協力を得ていることから、子育て家庭に様々な課題が生じている。そのため、3歳未満の子どもの保育は不十分であることが分かった。

以上を踏まえて、保育が整備されている上海市において、どのような保育の課題があるのかを次章で検討する。

## 第3章 中国・上海市における3歳未満の子どもの保育の現状と

### 課題

#### 第1節 本章の目的

経済が発展した上海市では、保育制度の構築と保育需要があるにもかかわらず、供給された保育サービスが十分に利用されない問題の解消に向けて、他の自治体よりも先行して保育の改革が行われ、保育制度・政策が続々と打ち出された。これらの保育制度・政策によって、上海市においては、保育制度が整備され、保育の管轄部局が明確にされ、保育施設の運営基準が定められた。

上海市では3歳未満の子ども向けの多様な保育の供給体制が整備され、保育サービスを提供する保育施設が増加した。童が研究代表として2020年6月に公表した「上海市における0～3歳の乳幼児のケアサービス現状分析研究報告<sup>77</sup>」では、上海市における3歳未満の子どもの入所率は約30%に達している（童ら2020：33）。よって、上海市においては、保育改革の効果が発揮されたと判断できる。

よって、上海市における保育の現状を分析し、課題を明らかにすることにより、中国の他の自治体における3歳未満の子どもの保育制度の整備に有用な知見が得られると考える。

#### 第2節 上海市の概況

##### 1. 上海市の地理位置

上海市は中国の直轄市であり、省レベルと等しい行政レベルにある。面積は6,340km<sup>2</sup>で、浦東新区、黄浦区、徐匯区、長寧区、静安区、普陀区、虹口区、楊浦区、閔行区、宝山区、嘉定区、金山区、松江区、青浦区、奉明区、崇明区の16区で構成される。

中国東南沿海部の江蘇省・浙江省に隣接し、長江河口と杭州湾に南北を挟まれ、東シナ海に突き出す長江デルタに位置する。改革開放政策以降、中国の経済発展の象徴として高い経済成長を続け、商業・工業・金融・貿易・交通などの中心地である<sup>78</sup>。

<sup>77</sup> 童連「上海市0-3歳嬰幼兒照護服務現状分析研究報告（上海市における0～3歳の乳幼児のケアサービス現状分析研究報告）」復旦大学公共衛生学院托育問題研究課題組、国際救助児童会（イギリス）北京代表処、2020年6月

<sup>78</sup> 上海市の概況

(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%8A%E6%B5%B7%E5%B8%82> 最終閲覧2021年11月28日)



図 3-1 中国の地図

出所 : <https://msp.c.yimg.jp/images/v2/> (最終閲覧 2023 年 11 月 22 日)



図 3-2 中国における上海市の地図

出所 : <https://msp.c.yimg.jp/images/v2/> (最終閲覧 2023 年 11 月 22 日)

## 2. 上海市の人口

表 3-1 から、第 1 回人口センサスから第 7 回の人口センサスのデータからみると、1953 年から 2020 年まで上海市の人口は増加し続けたことが分かる。図 3-3 に示したように、上海市の戸籍をもつ子どもの出生率は、1978 年から上昇したが、1985 年ごろから下がり始めた。また、2000 年前後から若干上がり、2016 年から下がってきた。子ども

もの出生率は低下現象にあるものの、上海市の在住者数は増え続けていることから、上海市への移住者数が増加しているとみられる。

表 3-1 1953 年から 2020 年まで上海市の人口の推移

年	1953 年	1964 年	1982 年	1990 年	2000 年	2010 年	2020 年
人口数 (万人)	620.44	1081.65	1185.97	1334.19	1640.77	2301.92	2487.09

出所：上海市の統計局のデータにより、筆者作成

注：この表の年は第 1 回人口センサスから第 7 回の人口センサスのデータによる。1953 年は第 1 回の人口センサス、1964 年は第 2 回人口センサス、1982 年第 3 回人口センサス、1990 年第 4 回人口センサス、2000 年第 5 回人口センサス、2010 年第 6 回人口センサス、2020 年は第 7 回人口センサス

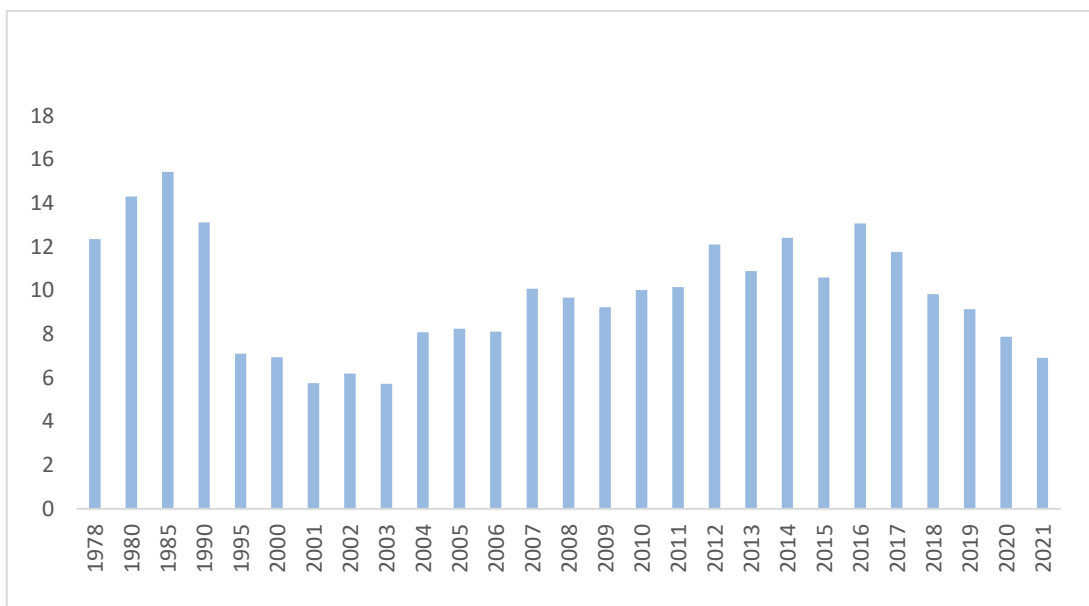


図 3-3 1978 年から 2021 年まで上海市戸籍をもつ子どもの出生数の推移

出所：上海市の統計局のデータにより、筆者作成

### 第 3 節 上海市における 3 歳未満の子どもの保育の現状

2020 年 6 月に公表された「上海市における 0～3 歳の乳幼児ケアサービス現状分析研究報告」では、2019 年の上海市における 3 歳未満の子どもの人口は約 60 万人で、そのうち 2～3 歳の子どもの人口は約 20.5 万人と明記されている<sup>79</sup>。

2021 年 6 月に上海市行政に公布された「上海市の婦女児童発展第 14 次五カ年計画」は、2025 年までに都市部の女性従業員の比率は 40%を保持するという目標を掲げてい

<sup>79</sup> 上海市の 0～3 歳の子どもの人数に関するデータを入手することが困難であり、「上海市における 0～3 歳の乳幼児ケアサービス現状分析研究報告」のデータの信憑性が高いため、同報告に記載されている 0～3 歳の子どもの人数のデータを使っている。

る。さらに、2021年7月に国務院に公布された「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」では、3人目の子どもを産むことの推奨と働く女性の増加により、上海市の保育ニーズは拡大していくことと予想している。

上海市においては、子育て家庭の保育ニーズを満たすために、各類型の保育施設の開設が推奨されている。

上海市における保育施設はいくつかの類型に分類される。「上海市における3歳未満の子どもの保育施設の設置基準（試行）」では、保育施設の性質を、営利型、非営利型、福利型<sup>80</sup>に分類する。また、楊ら<sup>81</sup>は保育施設の運営主体によって、政府主導保育施設、市場主導保育施設、企業主導保育施設に分類している（楊・井・王・高 2019）。これらを参考に、運営主体ごとに、保育施設の性質、保育サービスと保育施設に受け入れ可能な子どもの年齢を表3-2のようにまとめた。

表3-2に示した通り、政府主導の保育施設は、主に2～3歳の子どもをサービス対象者とし、非営利型で全日制と半日制の保育サービスを提供している。市場主導の保育施設は、主に3歳未満の子どもを対象とし、営利型で多様な保育サービスを提供している。企業主導の保育施設は、主に3歳未満の子どもを対象とし、営利型と非営利型の両方で全日制の保育サービスを提供している。

表3-2の「●」印は上海市の主な種類の保育施設である。2020年6月に公表された「上海市における0～3歳の乳幼児のケアサービス現状分析研究報告」では、中国で保育元年とみなされている2019年の年末時点で、上海市では各類型の保育施設は約700ヶ所ある。内訳は、託児クラス付きの公立・私立幼稚園450ヶ所、託児所35ヶ所、各区が運営する区立早期教育センター19ヶ所である。それに加えて、2020年末まで、2018年の保育施設の運営基準に満たして、上海市における3歳未満の子ども保育サービス情報プラットフォームに登録する保育施設は286ヶ所がある。そのうち、幼稚園は2歳か2歳半から入園可能で、すべての施設が0歳から入所できるわけではない。

上海市における保育施設は、保護者のニーズをある程度満たしている。同報告の調査によると、上海市における子どもの入所年齢については、0～1歳の子どもはわずか2.96%、1～2歳の子どもは13.12%であるのに対して、2～3歳の子どもは74.18%に達

<sup>80</sup> 保育施設の性質については、営利型保育施設は国家財政と寄付からの資産の以外を経費で設立され、工商部局（市場監督管理）に会社制法人を登録するとされている。非営利型保育施設は営利を目的にしない、非国家財政経費に設立され、業務管轄単位に許可を得て、民政部局に民営非企業法人を登録するとされている。

<sup>81</sup> 楊雪燕・井文・王洒洒・高琛卓（2019）「中国0～3歳嬰幼兒托育服務實踐模式評估（中国0～3歳乳幼兒保育サービス實踐模式評估）」『人口学刊』41（1），5-19。

している。

表 3-2 上海市における運営主体別の保育施設の性質・保育サービス・受け入れ可能な子どもの年齢

運営主体別の保育施設の類型	保育施設の種類	保育施設の性質		保育サービス			主に受け入れ可能な子どもの年齢
		営利型	非営利型	全日制	半日制	時間制	
政府主導	●政府直接運営幼児園託児クラス		○	○	○		2～3歳
	●政府間接関与（公設民営）幼児園託児クラス		○	○	○		2～3歳
	区立早期教育指導センター		○	○	○		0～3歳
市場主導	●民営普惠型幼児園託児クラス		○	○			2～3歳
	●民営非普惠型幼児園託児クラス	○		○			2～3歳
	「教育諮問」早期教育機関	○	○	○	○	○	0～3歳
	●上海市における0～3歳の子どもの保育サービス情報プラットフォームに登録されている保育施設	○	○	○	○	○	0～3歳
	託児所	○	○	○			0～3歳
	育嬰師型（住み込み）	○		○	○	○	0～3歳
企業主導	企業直接運営	○	○	○			0～3歳
	企業間接関与（専門的な保育施設に委託）	○	○	○			0～3歳

注：「●」印は上海市の主な形態の保育施設である。

出所：楊雪燕・井文・王洒洒・高琛卓（2019）「中国0～3歳嬰幼兒托育服務實踐模式評估（中国0～3歳乳幼兒保育サービス實踐模式評估）」『人口学刊』41（1），5-19. と童連「上海市0-3歳嬰幼兒照護服務現狀分析研究報告（上海市における0～3歳の乳幼兒のケアサービス現狀分析研究報告）」復旦大学公共衛生学院托育問題研究課題組，国際救助児童会（イギリス）北京代表処，2020年6月、を参考し、筆者作成

以上、上海市における3歳未満の子どもの現状、保育施設の現状と入所率からは、上海市の保育施設は2～3歳の子どもの受け入れが中心であり、各類型の多くの保育施設では全日制のサービスを提供しており、時間制の保育サービスを提供する施設は少ないことが分かる。

#### 第4節 上海市における3歳未満の子どもの保育制度

2018年に、上海市行政は「上海市における3歳未満の子どもの保育サービスの促進に関する指導意見」と「上海市における3歳未満の子どもの保育施設に関する暫定管理方法」を公布し、上海市教育委員会などの16部局は「上海市における3歳未満の子どもの保育施設の設置基準（試行）」を公布した。

これらの政策によって、上海市では率先的に、3歳未満の子どもの保育施設の申請から開設まで、管轄部局が明確な運営基準を策定している。また、各区の区立保育サービス指導センターは、保育施設への評価指標も設定し、それを参照して保育施設の開設前

の検査、運営中の定期的な評価を実施している。

### 1. 上海市における3歳未満の子どもの保育制度

上海市における3歳未満の子どもの保育制度を図3-4のようにまとめた。

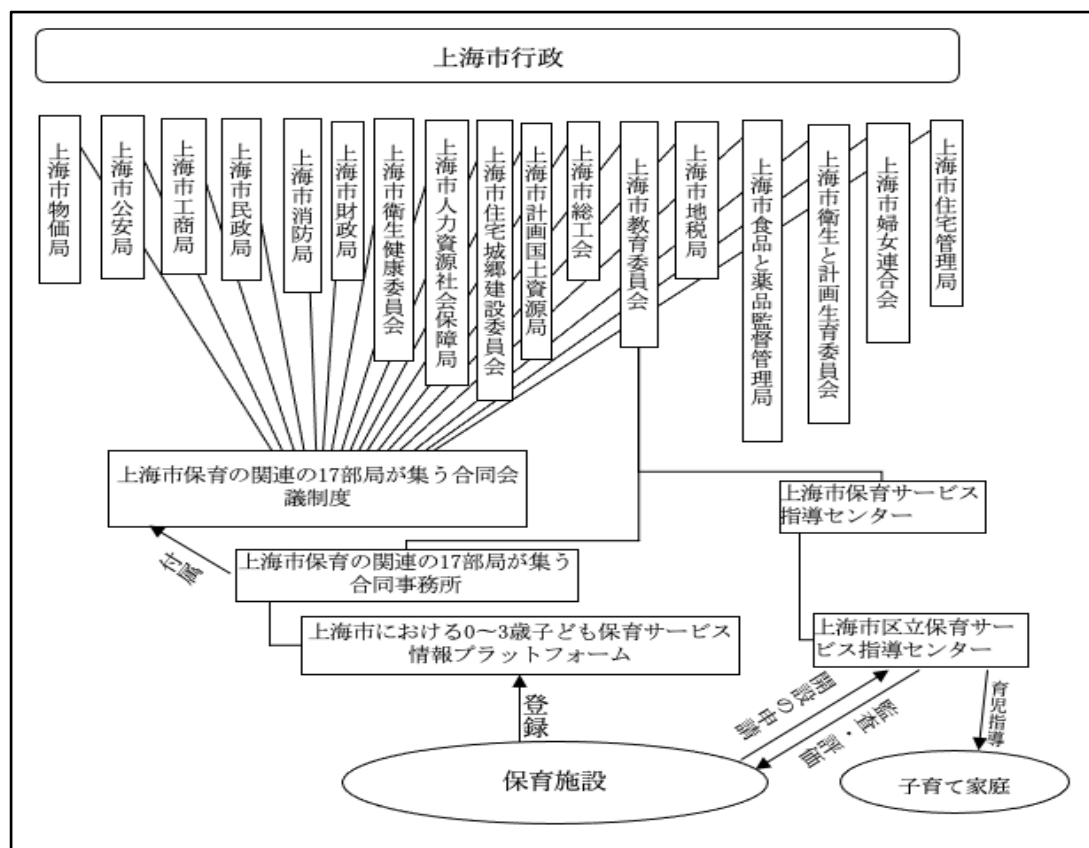


図3-4 上海市における3歳未満の子どもの保育制度<sup>82</sup> 筆者作成

2018年8月に、上海市行政によって上海市の保育に関連する17部局が集う合同会議の制度が設けられた。また、それに付属する上海市保育に関連する17部局が集う合同事務所<sup>83</sup>が上海市教育委員会に設置された。そして、各部局は連携して上海市の保育を推進している。上海市教育委員会は保育の行政管理の役割を担っており、上海市卫生健康委员会は子どもの健康・衛生など関わるケアサービスの役割を担っている。

また、上海市保育に関連する17部局が集う合同事務所は、上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームを開設した。このプラットフォームは、保育施設申請の流れ及び保護者向けの保育施設の情報検索などの機能を果たしている。

<sup>82</sup> 図3-4に示した保育制度は幼稚園に開設された託児クラスが含まれていない。

<sup>83</sup> 上海市保育に関連する17部局が集う合同事務所は中国語の表現は「上海市托幼工作联席办公室」である。

なお、上海市の教育委員会に管轄される上海市の保育サービス指導センターは、各区の区立保育サービス指導センターを管理している。区立保育サービス指導センターは各区の保育施設の開設申請、監査・評価を行なっている。また区立保育サービス指導センターは年間6回、無料で0～6歳までの子どもがいる家庭に育児指導を行っている。このような制度を構築することで、上海市は、保育の管理体制を整えている。

## 2. 上海市における保育施設への監査・評価

上海市区立保育サービス指導センターは上海市の保育の専門家と協同し、開設前の保育施設への検査と、運営中の保育施設に対する定期的に保育の監査・評価を行っている。監査・評価の指標が上海市各区保育サービス指導センターによって、「上海市における3歳未満の子どもの保育施設の設置基準（試行）」の項目を踏まえて定められた。上海市区立保育サービス指導センターは上海市の保育の専門家と協同して、区ごとに制定された「3歳未満の子どもの保育施設への監査・評価の指標」に基づいて、各区にある保育施設の質を判断する。

例えば、上海市の浦東新区の「3歳未満の子どもの保育施設への監査・評価の指標」<sup>84</sup>では、基礎的な指標が主に「行政管理」、「保育管理」、「人員管理」、「安全管理」、「衛生保健管理」に分けられ、さらに項目ごとに詳しく分けられている。具体的には、「行政管理」の部分は「組織づくり、ライセンス管理、保育料管理」からなる。「保育管理」の部分は「制度設計、環境と活動の創設、教養活動、保護者との交流、子どもの発達」など実施される保育の内容である。「人員管理」の部分は「職員の配置、従業員の資格、従業員の研修」からなる。「安全管理」の部分は「安全の制度設計、日常の安全確保」からなる。「衛生保健管理」の部分は「健康検査、疾病の予防、健康管理、食品管理」からなる。

上述のように、上海市の保育の管轄部局が明確になり、各部局が連携しながら保育を推進していることにより、保育の部局横断型の戦略を取っていると言える。また、保育施設への監査・評価への項目から見ると、保育施設の運営基準に沿って作られる項目は、保護者との交流が明確にされたが、どのような方法によって、保護者との協議が行われるのかについては明確にされていない。また、子どもの保育の内容について保護者などが参加して協議されることが少ないという特徴が見られる。

<sup>84</sup> 各区の監査・評価の指標の入手ができなかったため、上海市の浦東新区におけるA保育施設から浦東新区の「0～3歳の子どもの保育施設への監査・評価の指標」を入手した。



以上から、上海市における保育制度においては、基盤としての子どもの権利の視点の必要と保護者など地域の人々の参加が十分ではないという側面がある。

## 第5節 上海市における3歳未満の子どもの保育の取り組み

2018年に上海市保育の取り組みとして、保育に関連する17部局が集う合同事務所が上海市における3歳未満の子ども保育サービス情報プラットフォームを開設した。このプラットフォームは、保育施設申請の流れ及び保護者向けの保育施設の情報検索などの機能を果たしている。

この保育サービス情報プラットフォームは、保育施設開設の流れ、保育施設向けおよび保護者向けの3つのコーナーを開設した。そのうち、保護者向けのコーナーでは上海市にある保育施設の情報を検索することができる。具体的には、保育施設の所在地、保育施設の類型（営利型、非営利型、福利型）、申請許可日、サービス内容（保育時間と給食の提供方法）、保育料、保育施設の違法記録、保育施設評価などが明記されている。

そこで、中国社会で先行した上海市の取り組みによる「上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォーム」というインターネット上に作られた保育検索システムを用いて（2021年1月9日現在掲載のデータを使用）、上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームのうち、保護者向けのコーナーに登録されている（1）保育施設の類型と分布、及び（2）保育のサービス、（3）保育料について、SPSS. 26で分析を試みた。

### 1. 上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームにおける保育施設の類型と分布

2020年12月末の時点で、上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームに登録されている施設は営利型、非営利型と福利型に分けられ、営利型が203ヶ所、非営利型が83ヶ所、福利型は1ヶ所である。この福利型の保育施設は区立の保育サービス指導センターで運営されている。保育施設の分布については、浦東新区が最も多く、76ヶ所であり、約26%を占めている。

### 2. 上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームにおける保育施設のサービス

営利型と非営利型の保育サービスについては、給食の提供方法と保育時間によって分析されている。給食の提供方法については、150ヶ所の保育施設は施設内で給食を作

って提供し、129ヶ所の保育施設は外部搬入で給食を提供している。また7ヶ所の保育施設は給食を提供していない。

保育時間については、全ての施設が全日制の保育サービスを提供している。そのうち、204ヶ所は全日制のサービスを提供した上でさらに半日制のサービスと時間制のサービスを提供している。82ヶ所は全日制のサービスのみを提供している。

### 3. 上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームにおける保育施設の保育料

表 3-3 類型別の保育施設の保育料 (元<sup>85</sup>)

類型	平均値	度数	標準偏差	最小値	最大値
非営利型	4,329	83	3,209	1,800	23,000
営利型	8,917	203	4,049	3,000	18,000
合計	7,585	286	4,351	1,800	23,000

注：表 3-3 には1ヶ所の福利型保育施設は含まれていない。筆者作成

保育料については、表 3-3 のように営利型と非営利型の保育施設の保育料を分析した。平均保育料は7,585元/月である。最低料金は1,800元/月であり、最高料金は23,000元/月に達している。非営利型の保育施設の平均保育料は4,329元/月、最低料金は1,800元/月、最高料金は23,000元/月である。営利型の保育施設の平均保育料は8,917元/月、最低料金は3,000元/月、最高料金は18,000元/月である。福利型の保育施設は1ヶ所のみで、その保育料は無料である。

以上から、上海市の保育に関連する17部局が集う合同事務所によって開設された「上海市における3歳未満の子ども保育サービス情報プラットフォーム」の分析を通して、上海市における3類型別（営利型、非営利型と福利型）の保育施設数とその集中的な分布、全日制・半日制・時間制の組み合わせによって運営されている保育サービスの形態、および類型別の保育施設の保育料の高さという特徴が見られることを明らかにした。またこのシステムは情報公開ではあるものの、保護者の希望や質問を受け付け、双方向で保育サービスを見直していくシステムではないことが分かった。

<sup>85</sup> 2021年1月11日のiMoneyの為替レートにより、1元≈16.7円。

## 第6節 上海市における3歳未満の子どもの保育の課題

上海市における保育の現状、保育制度、保育の取り組みの分析を通して、以下の特徴が明らかになった。

1. 保育施設において受け入れ可能な子どもが2～3歳に集中していること
2. 保育施設への監査・評価体制が十分に整備されていないこと
3. 保育施設の数が不十分で偏在していること
4. 保育施設における保育サービス情報の提示は全日制・半日制・時間制の組み合わせのみであること
5. 保育施設の保育料が高額であること

## 第7節 考察

以上の特徴を踏まえ、保育の課題を考察することを試みた。

### 1. 保育施設において受け入れ可能な子どもが2～3歳に集中していること

上海市では保育制度・政策改革が行われ、2018年の「上海市における3歳未満の子どもの保育サービスの促進に関する指導意見」により、「上海市では新たに保育施設の開設を推奨する一方で、現有の幼稚園にも託児クラスの開設を推奨し、今後新たな幼稚園を開設する際は、2歳以上の子ども向けの託児クラスを開設しなければならない」ことが主要な任務として定められた。また、上海市行政が2020年に公布した「上海市における保育サービス三カ年行動計画（2020-2022年）」により、積極的に2歳の子どもを受け入れる幼稚園を推進し、保育の供給を増加していくことが定められた。

これにより、上海市では2～3歳の子どもを受け入れる幼稚園が増加し、2～3歳の子どもの保育が徐々に保障されるようになった。

幼稚園が2歳の子どもを受け入れる進展により、余ら<sup>86</sup>は上海市では0～2歳の子どもを持つ多くの子育て家庭の保育ニーズをどのように満たすかが課題であることを指摘している（余・洪・朱・史 2019）。また、張ら<sup>87</sup>は2019年に、上海市徐匯区の1,869名の保護者への調査から51.4%の子育て家庭で保育ニーズがあることを明らかにした（張・王・黄・童 2020:1037）。そのなかで、0～1歳の子どもの入所希望割合が6.4%、

<sup>86</sup> 余宇・洪秀敏・朱文婷・史毅(2019)「“托幼一体化”模式的上海探索及思考（“託幼一体化”パターンの上海市の探索及び思考）」中国経済時報 2019年12月25日第005版

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1653817451757069192&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧 2021年11月17日)

<sup>87</sup> 張海峰・王克利・黄楹・童連(2020)「上海市徐匯区3歳以下嬰幼兒托育服務需求現況研究分析（上海市徐匯区3歳未満の子どもの保育サービス需要現況分析）」『中国兒童保健雜誌』28(9), 1037-1040.

1～2 歳の子どもの入所希望割合は 44.4%、2～3 歳の子どもの入所希望割合が 45.9% であり、0～2 歳の子どもの保育も必要があることが論じられている（張・王・黄・董 2020 : 1038）。

以上のように、上海市では、0～2 歳の子どもの保育ニーズへの対応については課題として残されている。子どもの権利委員会一般的意見 7 号（2005 年）「乳幼児期における子どもの権利の実施」のサービスへのアクセス（24）では、「委員会は、締約国に対し、すべての乳幼児（およびそのウェルビーイングに第一義的責任を負う者）が、適切かつ効果的なサービス（乳幼児のウェルビーイングの促進をとくに目的とした保健、ケアおよび教育のプログラムを含む）へのアクセスを保障されることを確保するよう求める」と明記されている。2～5 歳の子どもの保育を主に行うのではなく、0～2 歳の子どものも含めてすべての乳幼児期の子どもの保育の権利が保障されるべきである。

## 2. 保育施設への監査・評価体制が十分に整備されていないこと

2018 年上海市の一連の保育制度・政策が公布されて以降、保育施設の管轄部局が明確にされ、各部局が連携しながら保育を進めている。また、保育施設の申請から開設の一連の流れの確定、保育施設への監査・評価指標が制定された。このことによって、部局横断的な保育の制度の構築がなされたと言える。しかし、上海市各区早期教育指導センターと保育専門家は、上海市各区早期教育指導センターが保育施設の開設基準の項目を参照し制定した保育施設への監査・評価の指標によって保育施設の質を判断することは十分ではないと考える。

前述した「上海市における 0～3 歳の乳幼児のケアサービス現状分析研究報告」では、保育施設の量を拡充している同時に、保育の質の課題を考慮すべきだ」と指摘されている。

2021 年 1 月 12 日、中国国家衛生健康委員会が公布した「保育施設における保育指導大綱」では、7 ヶ月～12 ヶ月、13 ヶ月～24 ヶ月、25 ヶ月～36 ヶ月のような月齢で分けて具体的な保育の内容を定めた。また、その基本原則の一つは、「子どもを尊重すること、子どもを優先すること、子どもの権利を守ること。子どもの発達の特徴と規律を尊重し、個人の差異に注目し、子どもの全面的な発達を促進すること」とされている。

国の保育指導大綱は、保育施設への監査・評価の指標より後に策定された。よって、今後の保育施設への監査・評価指標を制定する際には、国の保育指導大綱の子どもの

権利の視点と子どもの保育内容が取り入れられると予測される。

子どもの権利の視点を入れて、保育の質を評価する方式を取り入れている自治体としては、東京都・世田谷区の保育の質のガイドラインがある。

その保育理念では、「すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります。子どもにとって最初の保育者は保護者です。世田谷区は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者とともに保育を通しての福祉に努めます。」とされる。また保育の質の評価については、「子どもの本来の発達・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、保護者支援のみならず、世田谷区の保育理念と地域の特性に配慮した活動が行われること」とされる。

以上のことを踏まえて、監査・評価の指標は子どもの権利の視点に立っている保育の内容を取り入れながら、中国の上海市の保育施設の実態を考慮した上で、保育施設の類型別によつての保育施設の数、保育施設の立地や入所率などの要素を考慮し保育の質を判断することが求められる。

また、その監査・評価の指標が子どもの最善の利益を実現するものであるかを評価・判定する際には、次のように考えられている。子どもの権利委員会の一般的意見 14号(2013年)では、「a.子どもの意見、b.子どものアイデンティティ、c.家庭環境の保全および関係の維持、d.子どものケア、保護および安全、e.脆弱な状況、f.健康に対する子どもの権利、g.教育に対する子どもの権利」という要素を考慮した上で、利用される指標、利用されていない指標というこれらの指標の比較衡量で判断を行う必要があると書かれている。

この評価は、保育に関わる行政が保育専門家と連携しながら実施されるものである。また、その際には子どもの年齢に相応しい形での意見聴取の方法を工夫し、公聴会、子ども主体の団体などの子どもの参加が要求されるべきだと考えられている。

以上の理由から、保育の制度を見直していく際には、子どもの権利を基盤として、各部局が横断的に連携しながら保育を推進し、保育の質を評価していくことが必要であると考える。

### 3. 保育施設の数不十分で偏在していること

「上海市における3歳未満の子ども保育サービス情報プラットフォーム」に登録されている保育施設の分析を通して、上海市16区のうち、浦東新区に全保育施設の約4分

の1が集中していることから、上海市の保育施設の分布は偏在しており、既存の各類型の保育施設はかなり足りていない状況であることが分かる。「上海市における保育サービス三カ年行動計画（2020-2022年）」により、コミュニティに15分以内で保育サービスを提供できるようにすることが示された。保育施設の立地の選択については、張ら<sup>88</sup>は保護者への調査から、90%以上の保護者は居住地の近くに保育施設の開設を希望している（張・黄・董・銭 2021：534）。また、子どもを近所の保育施設に入所させることが保護者の希望であることが多くの研究者によって指摘されている（董・復旦大学公共衛生学院保育研究課題組・国際救助児童会イギリス北京代表処 2020）。

保護者は主たる養育者として、子どもの養育において子どもの最善の利益を促進するために重要な役割を果たしている。したがって、子どもの育ちにとって最も良い立地（地域での継続する友達関係の維持のしやすさ、利便性など）を選ぶことは前提となる考え方である。そこで、保護者の仕事と子育ての両立のしやすさや利便性などの保護者の希望を考慮しながら、言い換えれば、地域の保育ニーズを把握しながら開設することが重要だと考えられる。

国や自治体が保育の制度・政策を策定する際には、保護者の仕事と子育ての実態や保育希望に関する調査、保育利用者の実態調査、策定機関への保護者の参加が求められる。

#### 4. 保育施設における保育サービス情報の提示は全日制・半日制・時間制の組み合わせのみであること

上海市における3歳未満の子どもの保育サービス情報プラットフォームの分析結果から見ると、上海市の保育施設情報として公開されているのは全日制及び半日制、時間制のサービスのみである。しかし、近年働く母親が増え、保護者のニーズの多様化に伴い、低年齢乳幼児保育、病児保育、延長保育などのサービス提供も必要になってきた。よって、保護者は保育施設の選択に際しては、保育サービスの内容に関する情報を求めており、提供内容にはサービス内容を具体的に提示することが必要である。

#### 5. 保育施設の保育料が高額であること

前述のように、保育料については、平均は7,585元/月である。2020年上海市統計局

<sup>88</sup> 張海峰・黄楹・董連・銭序(2021)「上海市0~3歳嬰幼兒托育服務需求、利用与供給現況研究（上海市3歳未満の子どもの保育サービス需要、利用と供給現況）」『中国児童保健雑誌』29(5), 532-536.

のデータによると、2019年上海市平均の月収入は約9,580元であるため、現在の高額な保育料は家庭の経済に負担がかかると考えられる。また、劉は保育料負担の軽減は、上海市行政にとっての大きな課題であると述べている（劉2019）。

上海市は保育料を軽減するため、2017年～2020年に、中国政府の「実事プロジェクト」<sup>89</sup>を実施し、普惠型保育施設<sup>90</sup>の開設を推奨し、土地、建物、税金、補助金などの各方面から普惠型保育施設を推進している。なお、2021年10月15日、中国国家発展・改革委員会は「子どもにやさしいまちの推進の指導意見」を公布した。この意見の(四)では、社会の公共資源の配置については、子どもを優先し考慮するとされる。なお、(八)では、企業事業単位、社会組織、社区などに普惠型保育施設の開設と保育サービスの提供を奨励すること、子どもの両親の育児休暇を整備し、子育て家庭への育児指導を強化することが記載されている。また「上海市における0～3歳の乳幼児ケアサービス現状分析研究報告」により、子育て家庭の保護者は3,000元/月以下の保育料を望んでいることが明示されている。

給食については、「上海市における3歳未満の子どもの保育施設の設置基準（試行）」により、施設内で調理する場合、30平方メートル以上のキッチンの面積が必要である。これにより、多くの保育施設は外部搬入を選択するだろうと言われている。保育施設内での調理が保護者から望まれ、実施している保育施設においては、給食のための施設整備の費用が保育料に影響を与えていると考えられる。

以上のように、高額な保育料は子育て家庭に対して負担になることから、保育ニーズがある子どものうち、すべての子どもたちが保育サービスを受けることはできない状況にあると推測できる。貧富の差によって子どもの保育の権利を奪わないよう、すべての子どもが保育サービスを利用できることを保障するために、子育て家庭の家計に過重な負担がかからない、保護者のニーズに合致する普惠型保育施設の増設と保育料の改定も求められる。

また、保育施設の運営に保護者の意見を反映させていくためには、定期的な保護者へのアンケートの実施、保護者会の開催、日常的な保護者の育児相談に応じるなど、保護者との交流や協議による保護者の参加も確保されるべきであると考えられる。

<sup>89</sup> 上海市の「実事プロジェクト」とは、1986年に江澤民によって提出された「実事プロジェクト」を、上海市政府が上海市の現状を踏まえて作成した短期的プロジェクトのことである。プロジェクトを実施した翌年、結果を発表し、上海市民の監査を受けている。

<sup>90</sup> 本文の「普惠型保育施設」は「福祉型の保育施設」を指す。

考察において分析した上海市の保育の特徴から導き出された課題を踏まえて、子どもの権利の視点から中国における3歳未満の子どもの保育制度に必要な点として、(1)すべての子どもの保育を受ける権利を保障するため、保育ニーズに配慮した量的な整備、とりわけ2歳未満児の保育の整備、(2)保護者の参加、子どもの保育内容についても精査する保育施設への監査・評価項目の設定、ならびに子どもの最善利益を判断する監査・評価の指標の設定、(3)各地域ないし各区の保護者の保育ニーズを把握しながらの保育施設の開設、(4)保護者参加による情報公開、(5)保護者が支払い可能な安価な保育料の設定の5点を明らかにした。中国政府が子どもの権利委員会に提出した定期報告書と子どもの権利委員会の総括所見には、3歳未満の子どもの早期教育は言及されているが、3歳未満の子どもの保育については言及されておらず、中国国内においては、子どもの保育については、十分に議論が行われないうまとなっている。

そうした背景のもとで、上海市など一部の都市部では先行して、保育制度の再建が行われている。現在の保育制度・政策や保育供給側によって提供されているサービスは、供給側の判断によって作られているものであり、保護者の希望や子育ての実態を十分に踏まえずに行われていることが多い。その結果として、供給体制と保護者の希望が合致しない実態をもたらしている。

こうしたことから、今後中国において、子どもの最善の利益を保障するための保育制度・政策を推進していく際には、保育に直接に関わる保護者のニーズと子どもたちが有する物質面、身体面、教育面および情緒面で子どもが有する基礎的なニーズをまずは考慮する必要がある。保護者は主たる養育者として、子どもが自己の権利を行使するにあたって適切な手助けや助言を与える使命がある。子どもが発達段階年齢に応じた適切な保育を受けられるよう、保護者が子どもにとって最善の選択ができるよう、国や自治体が支援することが重要である。そこで、子どもの権利を基盤としての保育の見直し、当事者である保護者との協議や保育内容を検討するにあたっての保護者の参加が求められるものではないかと考える。また、こうした保護者の参加が不十分であることが、近年中国で新聞報道や裁判事例に報告されている乳幼児施設での子ども虐待事例の発生に影響を与えている。保護者参加は子どもの権利の実現にとって、重要な要素である。しかし、保護者参加については、保護者は子どもの意思の代弁者として存在するが、保育を受ける主体は子どもであることを考える必要がある。

子どもの最善の利益を保障するために、親に対する援助と親の権利行使のあり方を



検討する必要がある。親に対する援助については、一般的意見 7 号 (2005 年) において、「子どもの最善の利益を促進する親の能力に間接的影響を及ぼす介入策 (例えば税制および諸手当、十分な住居、労働時間など) とより直接的な結果につながる介入策 (例えば親子を対象とする産前保健サービス、親教育、家庭訪問など) が含まれる」とされる。

また、親の権利行使については、安部は「子どもの権利の視点から親の教育権を制約・修正し、親の権利の絶対性を明示的に否定した。」、「子どもの権利の視点から親の教育権を制約・修正するとは、子どもの権利行使を可能にする親の『指導』-その内実は『支援』-の必要性を示すものであり、子どもが権利の主体として自立していくためには、支援者としての親の存在が決定的に重要なのである。」と述べている (喜多・森田・広沢・荒牧編 2009)。

つまり、保護者には、子どもの意思の代弁者として、被支援者と支援者の立場で、子ども参加の促進と子どもの意見を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもに適切な指示・指導を行うことが求められると考えられる。

以上のように、子どもの権利の視点から上海市保育の課題を検討した。今後、子どもを権利の主体として保育制度を見直していくことが必要である。また、0~2 歳の子どもは、家庭内で保育を受けられることが保障されるとともに、保育施設での保育を受ける権利も保障されるべきである。さらに、各類型の保育施設が保育サービスを提供する際には、子どもの代弁者である保護者の参加の必要性を認識し、重視することが求められる。

次の章では、保護者へのインタビュー調査を通して、祖父母協力のある子育て家庭の実態と課題を検討する。

## 第4章 中国・上海市における3歳未満の子どもを持つ子育て家庭への調査を通して

### 第1節 本章の目的

第3章では、上海市における保育制度・政策と先行文献を整理し、分析した上で、上海市における3歳未満の子どもが置かれている状況を確認した。上海市では、祖父母の協力を得ている子育て家庭が多いことと保育制度がまだ十分に整備されていないことが分かった。また、保育の運営や情報公開に当たって、子どもの代弁者である保護者の参加が不十分であることを明らかにした。

本章では、3歳未満の子どもを持つ子育て家庭の保護者に焦点を当て、保護者へのインタビュー調査とその分析を通して、保護者の視点から保育が進んでいる上海市における祖父母協力の現状と課題を明らかにすることが本章の目的である。

### 第2節 研究の方法

#### 1. 調査の地域

上海市を選定する理由については、①保育のニーズが高い地域であり、現在中国において新しい保育の取り組みを行っている地域である。②2023年3月に、国務院弁公庁の「3歳未満の子どものケアサービスを促進する指導意見」の要求を実施するため、国家衛生委員会と国家発展改革委員会は、全国評価・比較・表彰作業調整グループの承認と同意を得て、全国乳幼児保育サービスモデル都市の設立を組織・実施した。2022年以来、国家衛生委員会と国家発展改革委員会は、公開性と公平性を堅持し、最良のものの中から最良のものを選ぶという原則を堅持し、基準と手続きを厳格に審査して、都市の主導による宣言、省レベルの評価と勧告、国の監査と公表という手続きを経て、実証都市の第一陣を指名した。その中で上海市が入選した。

そのため、上海市における祖父母の協力がある3歳未満の子どもを持つ子育て家庭の保護者に調査することにより、現代の新しい保育制度改革に重要な示唆を与えられると考え、上海市を選定して調査を行うこととした。

#### 2. 調査協力者

上海市において、子どもの養育に関心をもち、集まっている保護者グループに調査の

目的を伝えて、調査の協力を呼びかけた。その結果、合計 23 の子育て家庭の保護者の協力を得て、インタビュー調査を行った。

### 3. インタビューの質問項目

本調査では以下の調査項目に基づき、3 歳未満の子どもを持つ保護者への半構造化インタビューを行った。

- (1) 家庭の基本的な状況
- (2) 3 歳未満の子どもの保育の状況
- (3) 子育てに協力してくれた祖父母の役割と子育て家庭が抱えている課題
- (4) 保護者による祖父母に対する期待と保育への期待

### 4. 倫理審査

本研究では調査協力者にインタビューデータを研究目的以外に利用しないことを約束したうえで調査の趣旨を説明し、調査の同意を得た保護者にインタビューを実施した。なお、本調査は東洋大学倫理審査委員会の承認を得ている。(承認番号:2021-0001S)

### 5. データの収集と分析方法

調査時期は 2021 年 10 月～2022 年 6 月である。一回あたりのインタビュー時間は 30 分から 60 分程度であった。インタビューは中国語で実施し、許可を得て録音した。また、WeChat<sup>91</sup>で追加質問を行なった。

分析方法は、佐藤<sup>92</sup> (2008) の質的データ分析法を参考にした。質的データ分析は単にコーディングによってデータの縮約をおこなうだけでなく、何度となくオリジナルの文脈に立ち帰って、それを参照しながら行為や語りの意味を明らかにしていくところに特徴がある (佐藤 2008 : 57) 。

分析の手順としては、①録音したデータを文字起こし作業を行なってから、日本語に翻訳した。②佐藤 (2008) の分析の手順に従い、各調査協力者の語りから、特徴的だと考えられたデータを抽出し、それらに共通する内容をコードとして括った。また各コード間の繋がりのある内容をサブカテゴリーとして集約した。さらに、サブカテゴリー

<sup>91</sup> 微信 (WeChat) は、中国のテンセント社が提供するメッセージングアプリである。LINE と似た機能があり、メッセージやスタンプ、グループチャット、通話などができる。また、ショッピング、チケット予約、公共料金支払いなど、あらゆるサービスがアプリ内で完結しているのが特徴である。

<sup>92</sup> 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社 P. 57

間の関連や相違から上位カテゴリーを作成した。最後に、カテゴリー間の関連や相違からステージを作成した。③さらに、分析上必要なデータを補足するため、WeChat で行った追加質問を調査協力者に関するデータとして取り扱った。WeChat での質問項目は、保護者への半構造化インタビューを行った後に、追加で確認をした項目である。

分析にあたって、コード、サブカテゴリーとカテゴリー、ステージ、サブカテゴリー同士やカテゴリー同士の解釈の可能性を確認する作業を繰り返すことで、データ解釈の厳密性と妥当性の担保に努めた。また、研究の質を担保するために、質的研究に精通している第三者からのスーパービジョンを受けながら分析を進めた。

語りの分析については以下の通りである。調査者の名前を分析部分で引用するにあたり、アルファベットを用いて仮名を付した。例えば、L 家庭の母親を L と仮称した。なお、筆者が補った言葉は ( ) で表記した。

## 6. 調査対象者の基本属性

表 4-1 調査協力者の属性

調査協力者	子どもとの続柄	年齢	職業	3歳未満の子どもの養育費の家庭収入における割合	子どもの人数/ 子どもの年齢	3歳未満の子どもの保育の利用状況	祖父母と居住の状況
A	母親	30代	会社員	30%以上	35ヶ月	祖父母 早期教育センター 幼稚園	別居（近居）
B	母親	30代	専業主婦	30%以下	1人目：5歳 2人目：15ヶ月	祖父母	同居（孫育てのため）
C	母親	30代	会社員	30%以下	1人目：5歳 2人目：12ヶ月	祖父母	近居
D	母親	20代	会社員	30%以下	35ヶ月	祖父母	別居（住宅のため）
E	母親	30代	会社員	30%以下	24ヶ月	祖父母	同居（孫育てのため）
F	母親	30代	会社員	30%以下	15ヶ月	祖父母	同居
G	母親・父親	30代	会社員	30%以下	17ヶ月	(月嫂)産後ヘルパー 祖父母 早期教育センター	同居（孫育てのため）
H	母親	20代	公務員	30%以下	34ヶ月	祖父母	同居（孫育てのため）
I	母親・父親	30代	会社員	30%以下	22ヶ月	祖父母 早期教育センター	同居（孫育てのため）
J	母親	30代	会社員	30%以下	1人目：5歳 2人目：31ヶ月	祖父母	同居（孫育てのため）
K	母親 (ひとり親家庭)	30代	会社員	30%以下	33ヶ月	祖父母 早期教育センター	同居（孫育てのため）

L	母親	20代	専業主婦	30%以下	<u>1人目：3歳</u> 2人目：12ヶ月	祖父母 家政服従員 早期教育センター 保育施設	第1子の時は 近居、 第2子の時から同居（孫育てのため）
M	母親	30代	学生 ・アルバイト ・兼務	30%以上	30ヶ月	産後ケア施設 祖父母 早期教育センター 保育施設（短期利用） 家政服従員	別居
N	母親	30代	専業主婦	30%以下	<u>1人目：6歳</u> <u>2人目：22ヶ月</u>	家政服従員 早期教育センター	別居
O	母親	30代	会社員	30%以下	25ヶ月	産後ケア施設	同居（孫育てのため）
P	母親	40代	専業主婦	30%以下	<u>1人目：14歳</u> <u>2人目：6歳</u> <u>3人目：24ヶ月</u>	祖父母	別居
Q	母親	30代	公務員	30%以下	32ヶ月	産後ケア施設 祖父母 早期教育センター	同居（孫育てのため）
R	母親	30代	学生 ・アルバイト ・兼務	30%以下	29ヶ月	祖父母 早期教育センター	同居（孫育てのため）
S	母親	30代	会社員	30%以下	33ヶ月	祖父母	同居（孫育てのため）
T	母親	20代	専業主婦	30%以下	18ヶ月	祖父母	同居（孫育てのため）
U	母親	30代	専業主婦	30%以下	35ヶ月	祖父母	別居
V	母親	30代	専業主婦	30%以下	28ヶ月	祖母	別居
W	母親	20代	会社員	30%以下	32ヶ月	祖父母 親戚	別居

注：2人以上の子どもをもつ子育て家庭には、下線を引いている。子どもの保育をめぐる質問調査を行った。筆者作成

表4-1に示したように、調査協力者の属性から見ると、合計23世帯にインタビュー調査を行った。そのうち、21世帯は母親のみにインタビュー調査を行った。2世帯は母親以外に父親も同席してインタビュー調査を行った。

母親の年齢について、20代が5人、30代が17人、40代が1人である。

職業を見ると、専業主婦が7人、学生が2人、会社員が12人、公務員が2人である。

養育費から見ると、3歳未満の子どもの養育費が家庭収入の30%以上を占める世帯は1世帯であり、22世帯は30%以下である。

子どもの人数から見ると、3人きょうだいの世帯が1世帯であり、2人きょうだいは5世帯である。

3歳未満の子どもの保育状況から見ると、祖父母や産後ケア施設、月嫂（産後ヘルパー）、家政婦、早期教育センター、保育施設、親戚などを利用している。

住居の状況から見ると、同居する世帯は1世帯であり、そのほか、孫育てのために、一時同居や近居、同居に分けられる。

### 第3節 調査の分析

本論ではステージを【 】カテゴリーを〈 〉、サブカテゴリーを「 」 、コードを〔 〕と表記する。

#### 1. 祖父母の価値・役割

調査の結果(表4-2)から、祖父母が子育て家庭を支援をする際、保護者の視点から、【祖父母の価値・役割】を〈子どもに対する価値・役割〉と〈親にとっての価値・役割〉から抽出した。

表4-2 祖父母の価値・役割

ステージ【】	カテゴリー〈 〉	サブカテゴリー「 」	コード〔 〕	データの抜粋『 』
祖父母の価値・役割	子どもに対する価値・役割	子どもの世話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの食事の世話</li> <li>・子どもの入浴の世話</li> <li>・子どものオムツを替えること</li> <li>・子どものゲップ</li> <li>・子どもを寝かせること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにミルクをあげたり、また入浴するときに手伝ってもらいます。</li> <li>・子どものオムツを替えてくれます。</li> <li>・子どもにミルクを飲ませた後、ゲップを出させるようなことを手伝ってくれました。</li> <li>・うちの義理の母にずっと子どもを寝かせてもらってます。</li> </ul>
		子どもとの遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場での遊び</li> <li>・街の見回りと散歩</li> <li>・湖の近くでの散歩</li> <li>・おもちゃや玩具での遊びなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを連れてコミュニティの広場に遊びに行っています。たまに、バスや地下鉄に乗ってこの街の見回りをしています。また、家の近くの公園に行ったりしています。</li> <li>・うちは湖に近いので、いつも子どもを連れて湖の近くで散歩しました。</li> <li>・私の義理の姉はいっぱいおもちゃを買ってくれました。私の母は元幼稚園の教師なんですよ、子どもと遊ぶのが上手なので、よくおもちゃを使って遊びました。またトランプを使って数字を教えてください、トランプでよくゲームをします。</li> </ul>
		子どもへの教育としつけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漢字や数字を教えること</li> <li>・歌を教えること</li> <li>・愛情を表すこと</li> <li>・礼儀のこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この間ね、私の母は〇〇ちゃんに詩歌を教えてあげました。すぐできました。私の母が来てからうちの子はね、漢字をいっぱい覚えました。国歌まで歌えました。すごいでしょう。</li> <li>たまに喧嘩するけど、まあねすぐ仲直りします。</li> <li>・私が仕事から帰ったとき、子どもは「ママお疲れ様です、愛している」と言ってくれました。それは私の母が教えてくれました。嬉しかったです。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの送迎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設・幼稚園への送迎</li> <li>・ 早期教育センターへの送迎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私が忙しいとき、義理の母は迎えに行ったり、送ったりします。</li> <li>・ 私は朝早いので、うちの子の祖父に送迎してもらっています。保育施設は家に近いところで、歩いて行ける距離です。</li> <li>・ 早期教育センターと一緒に参加しています。私は時間がないから、助かりました。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの安全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの安全</li> <li>・ 虐待の心配のないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祖父母がそばにいるので、虐待などを起こすなんてありえないです。自分の大好きな孫ですからね。宝物みたいに、必ず守っています、そういう心配はないです。</li> <li>・ 祖父母は決して子どもに悪いことをしないから、その点については、全く心配することはないです。</li> </ul>
親にとっての価値・役割	相談に乗ってくれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの病気の時の相談</li> <li>・ 家族関係の相談</li> <li>・ 日常生活の相談</li> <li>・ 産後の不安の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うちの子は急に熱を出したりするので、どうしたらいいのかをうちの母に相談しています。</li> <li>・ 私が旦那と喧嘩したとき、父が相談に乗ってくれました。</li> <li>・ 私の家は狭すぎるので、もっと広い家を買おうとしているときに、私の両親が少しお金を出してくれると言いましたが、使っていません。でも応援してくれて、嬉しく思いました。</li> <li>・ 一人目を産んだとき、出産後にすごく悩んでいました。私の母はずっとそばにいてくれました。色々話してくれました。安心でした。</li> </ul>	
	家事の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掃除のサポート</li> <li>・ 料理のサポート</li> <li>・ 洗濯のサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私の旦那は朝早いです。私の母はいつも朝の4時ぐらいに、朝ごはんを用意してくれました。また私には、朝出勤するときに、朝ごはんを食べるのが間に合わなかったら、お弁当を用意してくれて、職場に持参できました。正直に言うとね、うちの母が来てから、本当に楽になりました。</li> <li>・ 義理の父は毎日家の掃除をしてくれます。すごく感謝しています。仕事から帰ったら、家がピカピカで、本当に気持ちがいいですね。</li> <li>・ 私の仕事が忙しい時、義理の母は洋服の洗濯をしてくれました。</li> </ul>	
	仕事と勉強に集中できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事に集中できること</li> <li>・ 勉強に集中できること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私の母がいると、家のことや子どものことを心配せずに、安心して仕事ができます</li> <li>・ 最近私は建築関係の受験の準備をしているので、子どもを義理の母にお願いしました、義理の母のおかげで、集中的に勉強することができました。</li> </ul>	

		経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅費をくれること</li> <li>・子どもへの買い物</li> <li>・家庭の消耗品と食材の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の家は狭すぎるので、もっと広い家を買おうとしているときに、私の両親は少しお金を出してくれると言いましたが、使っていません。でも応援してくれて、嬉しく思いました。</li> <li>・いつも子どもにおもちゃや本、洋服、食べ物を買ってくれます。</li> <li>・私の父は毎日、朝に市場に行ってくれます。父は朝に体のトレーニングをすると言ってましたが、実は家の食材をいっぱい買ってきてくれました。冷蔵庫に入りきれないぐらいの食材がありました。</li> </ul>
--	--	--------	--	--

### (1) 子どもに対する価値・役割

祖父母が子育て家庭の保育に協力する際、〈子どもに対する価値・役割〉を「子どもの世話」、「子どもとの遊び」、「子どもへの教育としつけ」、「子どもの送迎」、「子どもの安全」から抽出した。

「子どもの世話」をすることについて、祖父母は〔子どもの食事の世話〕、〔子どもの入浴の世話〕、〔子どものオムツを替えること〕、〔子どものゲップ〕、〔子どもを寝かせること〕など日常的な生活の場面で子どもの世話をしている。また、「子どもとの遊び」について、祖父母が子どもと外出する場合を見ると、〔広場での遊び〕、〔街の見回りと散歩〕、〔湖の近くでの散歩〕などがあり、また、室内での遊びについては〔おもちゃや遊具での遊びなど〕になる。また祖父母は日常生活や子どもと遊ぶなかで、〔漢字や数字を教えること〕、〔歌を教えること〕、〔愛情を表すこと〕、〔礼儀のこと〕など「子どもへの教育としつけ」の役割を果たしている。子どもが早期教育センターや保育施設、幼稚園に通うとき、祖父母は〔保育施設・幼稚園への送迎〕、〔早期教育センターへの送迎〕など「子どもの送迎」の役割を果たしている。最近のマスコミによる子守りや保育施設での虐待事件の影響で、親は子どもの身の安全を心配している。保護者の語りに次のようなものがある。

*祖父母がそばにいたので、虐待などを起こすなんてありえないです。自分の大好きな孫ですからね。宝物みたいに、必ず守っています、そういう心配はないです。*

*祖父母は決して子どもに悪いことをしないから、その点については、全く心配することはないです。*



保護者の語りから見ると、祖父母は孫に対して、愛情を注ぎながら、世話をしている。祖父母を信頼して、子どもを祖父母に頼むことによって、安心して仕事や勉強ができる。祖父母は子どもの世話をするとき、[子どもの安全]を守るという役割を果たしている。

## (2) 親にとっての価値・役割

祖父母は子育て家庭の保育に協力することによって、親に対して重要な手助けとなる。調査の結果、[親にとっての価値・役割]は「相談に乗ってくれる」、「家庭の負担の軽減」、「仕事と勉強に集中できること」、「経済的な支援」から抽出した。

「相談に乗ってくれる」者の役割について、保護者の語りから[子どもの病気の時の相談]、[家族関係の相談]、[日常生活の相談]、[産後の不安を解消してくれること]などの日常生活から産後の不安、子どもないし家庭関係まで相談をしていることが分かった。

「家事の負担の軽減」について、祖父母は子育て家庭の保育に協力する際、孫の世話をすることのみならず、[掃除のサポート]や[料理のサポート]、[洗濯のサポート]をしていることが多く、保護者は家庭の負担が減っている。また、保護者の語りから家の掃除や料理、洗濯を手伝ってくれることによって、保護者の家事が楽になる一方で、機嫌も良くなることが分かった。

「仕事と勉強に集中できること」の役割について、競争が厳しい現在、就職したにも関わらず、昇進するために、資格試験の準備をしている保護者がいる。祖父母が子どもの世話や、家事、料理を手伝うことによって、保護者は[仕事に集中できること]、[勉強に集中できること]になる。

「経済的な支援」をもらうことについては、保護者は日常の生活から住宅の購入まで、様々な形で祖父母から経済的な支援を受けている。祖父母から直接金銭を貰うこととしては[住宅費をくれること]がある。なお、[子どもへの買い物]や[家庭の消耗品と食材の購入]のように家庭の日常生活の消費のために使われている。このように子育て家庭に対し、間接的に金銭面の支援をしている。

祖父母は子育て家庭の保育に協力することで保護者や子どもに対して、様々な役割を果たしている。これらは子育て家庭が仕事と育児のバランスを保つための重要な要素となっている。子育て家庭で祖父母が保育や家事に協力することによって、子育てに対する価値が認められる一方で、日常生活の中で、さまざまな課題を生み出した。

## 2. 祖父母の協力がある子育て家庭の葛藤

祖父母の協力がある子育て家庭において、〈子どもの養育を巡る葛藤〉と〈家族関係を巡る葛藤〉が生じる（表 4-3）。〈子どもの養育を巡る葛藤〉について、保護者は祖父母と「子どもの発達」や「子どもの健康」、「子どもの習慣の育成」を巡って葛藤が生じる。

表 4-3 祖父母の協力がある子育て家庭の葛藤とその回避

ステージ 【】	カテゴリー ◇	サブカテゴリー 「」	コード〔 〕	データの抜粋『 』
祖父母の協力がある子育て家庭の葛藤	子どもの養育を巡る葛藤	子どもの発達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語的な発達</li> <li>・3歳前の親子愛着関係の形成</li> <li>・子どもの情緒の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やはり祖父母の養育方法を考えないといけないですね。子どもが2歳半になったとき、大人を観察して模倣します。この年齢で、より体系的な学習環境を与えて、音楽の学習や言語の発達など、将来の学習のために、考えています。祖父母の養育には、まだ欠点や限界があると思うので、幼稚園はやはりより専門的な教育環境として、役に立つと思います。</li> <li>・子どもは3歳までは母親が必要だと思うので、その安心感をうまく構築するためにも、多感な時期は、家族から離れない方がいいと思います。それが仕事をやめる理由の一つです。</li> <li>・0歳から3歳まではとても愛情が必要なときであり、子どもの成長にとってとても貴重な時期です。</li> <li>・うちの子は敏感で、急に機嫌が悪くなったりする場合があります。どうしたらいいかわからず、相談する人もいないので、ネットで調べています。いっぱい遊んであげるしかないですね。</li> </ul>
		子どもの健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甘いものを食べさせたりすること</li> <li>・食生活における栄養のアンバランス</li> <li>・運動能力の発達への懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の母は常に密かに子どもにお菓子を食べさせています。例えば、チョコレートやヨーグルトを食べさせています。いくら断っても無理です。いつも、「それは大丈夫です、少しぐらい食べさせても大丈夫です、食べさせてから口をゆすぐので大丈夫です。」と言います。これは現時点では私たちの子どもの養育の課題ですね。私は常に私の母の動きを観察しています。もし、何も音がしなかったら、必ずどこかでこっそりと子どもに食べさせています。子どもに対してどのように愛情を表していいかわからないから、こういうことになります。本当に仕方ないですね。</li> <li>・うちの子はお肉がととても好きなんですよ、いつもお肉料理ばかりで、あまり野菜を食べさせないとか、困りますね。</li> <li>・義理の母は年をとっているから、ほとんどの時間を自宅で過ごしていますが、子どもと外出しないので、子どもの運動能力の発達に影響がでるかもしれないと思います。</li> </ul>

	<p>子どもの生活習慣の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活のしつけ</li> <li>・買い物の習慣</li> <li>・スマホ育児</li> <li>・過保護</li> <li>・言葉遣いの配慮</li> <li>・オムツ使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちの子がご飯を食べる時に、スマホやテレビを見させています。</li> <li>・例えば、うちの子はね、箸が好きなんです。けれども、義理の母はまだ小さいから箸は危ない、だめとかよく言います。またご飯を子どもの口に入れてしまいます。私の考えでは、別に子どもだから、箸を使いながら、手で食べてもいいんじゃないと思っています。でも何も言えなかったです。私の父は、いつも子どもと遊んでくれますが、わざと泣かせるときがあります。何も言えないし、手伝ってくれるからしょうがないですね。</li> <li>・子どもの祖父母は子どもの全ての要望を満たしています。欲しいものを全部買ってあげます。</li> <li>・義理の母は、いつもスマホを見ながら子どもの世話をするんですが、私の立場からなかなか言えないですよ。なので、私の代わりに旦那に言ってもらってます。子どももずっとスマホをみるから、本当に子どもの目にあまりよくないです。</li> <li>・うちの子はお肉がとてもしきなんです。いつもお肉料理ばかりで、あまり野菜を食べさせないとか、困りますね。</li> <li>・子どもが泣いたり、転んだりをする時に、祖母はすぐに「大丈夫」と言いながらだっこしています。</li> <li>・うちの義理の母と父が話している時に悪い言葉遣いを不注意に使ったところ、子どもがまねてしまいました。子どもはその言葉がいい意味ではないことを知らないです。</li> <li>・うちの義理の母と旦那はずっと紙オムツをできるだけ使わないでくださいと言ってます。</li> </ul>
<p>家族関係を巡る葛藤</p>	<p>祖父母との生活習慣の違い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の習慣の違い</li> <li>・金銭感覚の違い</li> <li>・生活リズムの違い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に私みたいな若者は義理の母との食生活は合わないですよ。私はたまに出前をとるのが好きなんです。辛いものや串焼きを注文したりする時に、義理の母は「そんなものは美味しくないですよ、お金ももったいないです」と言います。私は自分でも仕事をしてお金を稼いでいるため、なんで自分の食べ物にまで言われるのだろうかと思います。</li> <li>・私の化粧品とカバンをみたら、他の親戚に「嫁さんはいつも高い化粧品を買って、カバンがあるのにまた買う」などと話しています。</li> <li>・一緒に生活していると寝る時間と起きる時間は全く違います。</li> </ul>
	<p>家庭生活への介入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦喧嘩への介入</li> <li>・義理のきょうだいからの介入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私が旦那と喧嘩するとき、義理の母はずっと旦那の立場に立つので、本当に嫌ですね。私の家庭のことに干渉しないでほしいですね。</li> <li>・私のうちね、義理の母との関係はまだいいけれども、旦那の姉はいつも義理の母に色々話すため、義理の母との関係が微妙になります。</li> <li>・私の義理の姉（旦那の兄の妻）はずっと義理の母に色々な話をしているため、本当に困ります。一緒に生活はしていませんが、トラブルが起きます。義理の母はうちにくる前にずっと義理の姉と一緒に生活をしていたため二人の関係は良好ですね。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">祖父母の協力がある子育て家庭の葛藤への回避</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">トラブルやリスクの回避</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">祖父母の過度な負担の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交替して子育ての協力</li> <li>・月嫂（産後ヘルパー）の雇用</li> <li>・産後ケア施設の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農閑期に義理の母にうちに来てもらい、子どもの世話をしてもらいます。義理の母は農業をやっているのので、農繁期には私の母に来てもらいます。</li> <li>・子どもを産んだ時、父はまだ退職していなかったため、義理の母に家にきてもらい、子どもの世話をしてもらいました。父の退職後は、何ヶ月かに一回交替してもらって、子どもの世話をしてもらっています。</li> <li>・家族関係にすごく悩んでいるため、特に出産してすぐ月嫂を雇いました。実は特に月嫂を信頼しているわけではなく、出産後に、私の母と義理の母、みんなずっと一緒にいるため、子どもの世話を巡って、意見の食い違う時があるかもしれません。喧嘩を防ぐために、月嫂を雇いました。子どもに関することは全て月嫂の意見を聞きます。</li> <li>・出産後3ヶ月ぐらい、ずっと産後ケア施設に通ってました。もちろん施設の専門性から家より、体の回復が早いです。もう一つは、方がうちの母と義理の家族の間でトラブルが起こったら困ります。それを起こさないように、出来るだけ、避けようと思います。</li> </ul>
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">祖父母が意識しながら保育知識を収集すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上で育児知識の収集</li> <li>・近隣の住民との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義理の母の育児は非常に真面目で、子育てについて、いくつかの知識を見つけるためにネットで検索することがあります。</li> <li>・義理の母は意識しながら子育ての知識をいろいろなところから集めています、すごく安心です。私が住んでいる社区（中庭）の広場にたくさんの祖父母が集まっています。ほぼ孫の話をしています。</li> </ul>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">祖父母とのコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母と事前に育児に関する合意を形成すること</li> <li>・親のニーズを伝えること</li> <li>・祖父母とお互いに理解しあうこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが生まれる前にいくつかの相談を祖父母としました。例えば、子どもの食生活の衛生とか、育児習慣とか、トラブルを起こさないように合意を形成しました。</li> <li>・私の性格は、どちらかというとストレートです。私はそう思っていますが、義理の母と絶対に矛盾が出てきます。なぜかという、「週末は子どもと一緒にいない、なぜ出かけるのか、何の意味があるのか、」義理の母はそう考えてしまうのです。また「外食する意味はあるのか」とか。でもこれは自分のストレスを発散する方法なんだと伝えていました。自分のニーズをはっきり伝えるので、例えば、今週の土曜日は友達と遊びに行く、何をしに行く、行かなければいけないことを伝えてあります。事前にきちんと伝えます。</li> <li>・私の義理の母はいつも実家に帰りたいと言って、落ち込んでいたので、私はすでに仕事をやめました。しかし、その後、義理の母はもう帰ることを一切言わなくなりました。仕方ないですよ、お互いに理解するしかありません。喧嘩までは行かないですけど、たまに、一日以上話さない時もある。気まずいです。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いてから話し合う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何か起こった時に、その場ですぐ争うことはせず、落ち着いてから話します。そうしないと、すぐ喧嘩になります。</li> </ul>	

### (1) 子どもの養育を巡る葛藤

「子どもの発達」については、祖父母の協力に関し、保護者は子どもの〔言語的な発達〕を懸念している。また、祖父母による保育の協力によって、子どもは長く祖父母と一緒に暮らすことにより、子どもとの〔3歳前の親子愛着関係の形成〕に不安があるため、〔子どもの情緒の安定〕も生じやすい。

「子どもの健康」については、祖父母はこっそり子どもに〔甘いものを食べさせたりすること〕と子どもの好みに合わせて、子どもが好きな肉料理ばかり食べさせるため、子どもの〔食生活における栄養のアンバランス〕が起こり得る。また、祖父母の健康状態と体力の低下のため、子どもとの外出の時間が短く、保護者は子どもの〔運動能力の発達への懸念〕を持っている。

### (2) 家族関係を巡る葛藤

祖父母のそばで育てられることによって、子どもは習慣の育成という面で影響を受けている。「子どもの生活習慣の育成」について、保護者は子どもが食事をするときに、箸の使い方など〔食生活のしつけ〕が気になっている。子どもになんでも買い与える〔買い物習慣〕や祖父母がスマホをいじりながら子どもの世話をし、また、子どもがスマホに夢中になるという〔スマホ育児〕、また、祖父母が子どもを泣かせないようにする〔過保護〕や〔言葉遣いの配慮〕、〔オムツ使用〕のような日常習慣の育成に懸念が生じている。

子どもを巡る葛藤が生じる一方で、祖父母と保護者の間でも、日常生活における様々なことによって〈家族関係を巡る葛藤〉が生じる。保護者は「祖父母との生活習慣の違い」や祖父母による保護者の「家庭生活への介入」によって、トラブルが発生することになる。

「祖父母との生活習慣の違い」について、保護者は祖父母との〔食事の習慣の違い〕や、現在の保護者らは食べ物などの金銭の使い方によって、祖父母との〔金銭感覚の違い〕により、葛藤が生じる。また、保護者は朝起きられなくて、夜遅くなるような生活により祖父母との間で〔生活のリズムの違い〕が生じる。

### 3. 祖父母の協力がある子育て家庭の葛藤の回避

前述のように、祖父母は保護者と一緒に暮らしていると、子どもを巡って、様々な課題が生じる。その一方、保護者と祖父母の間にも課題が生じる。しかし、祖父母が子育て

てに協力するすべての家庭で課題が生じるわけではなく、子どもや家族関係をうまく維持するケースも少なくない。それらの【祖父母の協力がある子育て家庭の葛藤への回避】として、〈トラブルやリスクの回避〉をするために、保護者は沢山の方法を試している。例えば「祖父母の過度な負担の軽減」や「祖父母が意識しながら保育知識を収集すること」、「祖父母とのコミュニケーション」を取ることなどである。

「祖父母の過度な負担の軽減」は、〔交替して子育ての協力〕、〔月嫂（産後ヘルパー）の雇用〕〔産後ケア施設の利用〕から抽出した。父方祖父母と母方祖父母が農閑期と農繁期にそれぞれ保護者のうちに住み込み、交替で子育ての協力をしている。また、トラブルを回避するため、月嫂（産後ヘルパー）を雇い、子育てに間することの一切を月嫂（産後ヘルパー）に任せている。また、自宅で産後の1ヶ月を過ごすのではなく、産後ケア施設を利用し、子どもの保育を専門家に任せ、また保護者の産後の回復や食事を施設に任せている。産後ケア施設の利用によって、保護者は祖父母との間のトラブルをある程度回避することができる。

また、子どもの保育をめぐる、「祖父母が意識しながら保育知識を収集すること」として、〔ネット上で育児知識の収集〕、〔近隣の住民との交流〕などの方法で、保護者の子育てに合わせて子どもの保育を手伝っている。

さらに、保護者は〔祖父母と事前に育児に関する合意を形成すること〕、〔親のニーズを伝えること〕、〔祖父母とお互いに理解しあうこと〕や〔落ち着いてから話し合う〕ことなどを通して、祖父母との間でトラブルを起こさないように事前に合意を形成している。

#### 4. 保育への要望

保護者らの【子どもの保育への要望】については、〈祖父母による保育への要望〉と〈保育施設の保育への要望〉から抽出した（表 4-4）。

表 4-4 保護者らの子どもの保育への要望

ステージ 【】	カテゴリー ( )	サブカテゴリー 「 」	コード [ ]	データの抜粋『 』
保育への要望	祖父母による保育への要望	祖父母の保育知識を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児講座の開催</li> <li>・定期的な活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私は、コミュニティの交流、またはコミュニティから祖父母向けの育児知識の講座を開催して欲しいですね。</li> <li>・地域で定期的に祖父母や親と一緒に交流したり、遊べるところが欲しいですね。</li> </ul>
		保護者が期待する祖父母の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎の手伝い</li> <li>・子どもへの愛情ある関わり</li> <li>・身の周りのサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設が整備されたら、祖父母は子どもの送迎だけ手伝ってくれば助かります。</li> <li>・祖父母の愛は不可欠で、祖父母と一緒に遊ぶのはすごく大事ですね。</li> <li>・子どもの食事や、洗濯など身の回りのことをサポートしてくれれば大変助かりますね。</li> </ul>
		祖父母と家族の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解してくれること</li> <li>・夫婦関係に介入しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母とお互いに理解しあうことにより、家族関係も良くなるだろう。</li> <li>・やっぱりうちの夫婦関係に介入しないほしいですね。</li> </ul>
	保育施設の保育への要望	安全で安心できる保育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設内の安全の心配</li> <li>・低月齢の子ども保育の安全の心配</li> </ul>	<p>しかし、私が考える要因のひとつは、子どもが小さすぎて安心して預けられないということです。保育施設に預けることに対し、本当に安心できないですよ、それはまた子守りと別ですね。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もしそこまでの経済的負担(保育料)がなければ、最低でも一歳半にならないと、預けられないですね。</li> </ul> <p>やっぱり小さすぎると思います。</p>
		保育従事者の質を求める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛情がある</li> <li>・虐待をしないこと</li> <li>・資格の所有</li> <li>・専門性がある</li> <li>・経験がある</li> <li>・子どもを導くこと</li> <li>・忍耐力がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まあ、こんな幼い子に対して、施設側はそんなに忍耐力はないと思われるので、やっぱり保育従事者の専門性と質ですね。愛情を持っている保育従事者がいいですね。</li> <li>・保育施設とベビーシッターを比べて見れば、もちろん保育施設ですよ、もし保育施設の保育従事者の専門性があれば、、、</li> <li>・そして、保育従事者がそういう資格を持っていて、十分な資格を有していなければならないということです。</li> <li>・みんな持っている資格はあまり変わらないので、やはり、経験が大事です。例えば、2年間以上の経験があれば、ある程度信頼できます。</li> <li>・子どもがまねをする段階で、色々な面で導いて欲しい。</li> <li>・子どもは小さいので、保育従事者は少し忍耐力・対応力があつた方がいいです。</li> </ul>

保育施設の立地の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に近い</li> <li>・会社に近い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、会社から近いとか、自宅から近いとか、会社から迎えに行きやすいとか。主なことはやっぱり距離ですね。</li> <li>・保育施設や早期教育センターなどを選ぶ時に、距離を考えなくてははいけませんよ。うちの祖父母は送迎を手伝ってくれますが、距離が遠くなると、体力がついていけないので、出来るだけ家の近くの方がいいですね。</li> <li>・職場に近いところでもいいですよ、朝出勤していく時に、ついでに子どもを連れて行って、退勤する時に連れて帰ります。</li> </ul>
保育の専門性を求める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の教授との連携</li> <li>・大学の学生との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば教授も連携しているか、施設内の教師は、本当にこの専門家の学部大学院の卒業生であるか。これについて、専門性はもう少し高くてもいいかなと思います。</li> </ul>
保育内容への懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設の日課の重複</li> <li>・保育内容のつまらなさ</li> <li>・マナーの習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設は実はとてもつまらないです、毎日決められた時間に同じことをします。あまりおもしろくないです。逆に家にいるほうが楽しいかもしれないです。</li> <li>・保育施設に通ってみましたが、確かに、子どもは帰ってくる時に、そんなに嬉しくない顔をしているため、やはり、保育施設の生活はルールが多くて、興味を持たず、機嫌が悪くなっているかもしれないですね。家にいると、うれしいから、3歳までは家にいてもいいなあと思いました。</li> <li>・勉強はどうでもいいですが、保育施設ではマナーを身につけさせたいですね。例えば、お昼寝のことや、食事、おもちゃの順番遊びなどに関するマナーを勉強させたいです。保育施設の集団生活を通して改善できるかもしれません。</li> </ul>
良い保育施設の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育環境の評価</li> <li>・保育従事者の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この保育施設は安全などの評価を周りのママに聞いてみてから、入れますね。また、保育従事者はいいです。</li> </ul>
保育料の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親の給料の半分以下</li> <li>・家庭収入の3分の1以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家との距離が近いとともに、保育料は私の給料の半分を超えないようにしています。</li> <li>・出来るだけ家庭収入の3分の1を超えなければいいですね、このぐらいだと、私の家庭の経済に負担がかからないです。</li> </ul>
保育施設の食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の栄養</li> <li>・塩の用量</li> <li>・食物のアレルギー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉料理と野菜料理のバランスをとり、また塩の用量も考慮してほしいです。</li> <li>・子どもはどのような食べ物にアレルギー反応があるかを注意してくれれば助かります。</li> </ul>



## (1) 祖父母による保育への要望

中国ではかなり協力してくれている祖父母に対して、〈祖父母による保育への要望〉を「祖父母の保育知識を増やす」や「保護者が期待する祖父母の役割」、「祖父母と家族の関係」から抽出した。

「祖父母の保育知識を増やす」に関しては、やはり祖父母の保育に向けて、子どもの安全・安心な保育環境を作るために、〔育児講座の開催〕や〔定期的な活動の実施〕を期待している。

また、保護者自身は子どもの保育への期待のみならず、日常生活にも期待している。

「保護者が期待する祖父母の役割」について、子どもが保育園や早期教育センターに通う場合の〔送迎の手伝い〕や、祖父母の特別な〔子どもへの愛情ある関わり〕、また子どもの〔身の周りのサポート〕をしながら、保護者の気持ちを〔理解してくれること〕などがある。なお、子どもの親の〔夫婦関係に介入しないこと〕で「祖父母と家族の関係」も期待している。

## (2) 保育施設の保育への要望

保護者は子どもの保育について、祖父母だけが担うのではなく、保育施設にも通わせている。保護者の語りから、〈保育施設の保育への要望〉については、「安全で安心できる保育環境」や「保育従事者の質を求める」、「保育施設の立地の選択」、「保育の専門性を求める」、「保育内容への懸念」、「良い保育施設の評価」、「保育料の目安」、「保育施設の食事」から抽出した。

「安全で安心できる保育環境」については、子どもの〔保育施設内の安全の心配〕と〔低月齢の子どもの保育の安全の心配〕からなる。

「保育従事者の質を求める」については、保育従事者は〔愛情がある〕、子どもの〔虐待をしないこと〕、また、〔資格の所有〕と子どもの保育の〔経験がある〕こととともに、〔子どもを導くこと〕が必要である。さらに、子どもに対して、〔忍耐力〕があることも重要である。

「保育施設の立地の選択」について、保護者は子どもを送迎するために、〔自宅に近い〕あるいは〔会社に近い〕ことを求めている。

「保育の専門性を求める」ことについて、保護者は保育施設に関わる職員や連携に関して、〔大学の教授との連携〕や〔大学の学生との連携〕を求めている。

「保育内容への懸念」について、保護者は〔保育施設の日課の重複〕や〔保育内容の

つまらなさ]、[マナーの習得]を気にしている。保育施設の重複する日課と保育内容は子どもに嬉しさを持たせないため、保育の内容に懸念を持っている。

「良い保育施設の評価」については〔保育環境の評価〕や〔保育従事者の評価〕から抽出した。保護者の語りに次のようなものがある。

**この保育施設は安全などの評価を周りのママに聞いてみてから、入れますね。**

「保育料の目安」について、保護者は〔母親の給料の半分以下〕や〔家庭収入の3分の1の以下〕の保育料を希望している。

「保育施設の食事」については、子どもの〔食事の栄養〕や〔塩の用量〕、〔食物のアレルギー〕に十分注意すべきである。

#### 第4節 結果

以上のように、本章では上海市における3歳未満の子どもを持っている子育て家庭の保護者へのインタビュー調査から以下の結果をまとめた(図4-1)。

① 上海市における3歳未満の子どもを持つ子育て家庭の保護者への調査から子どもにとっての祖父母の役割、保護者にとっての祖父母の役割を明らかにした。

② 上海市における3歳未満の子どもを持つ子育て家庭の保護者は協力している祖父母との間で、子どもの養育、保護者との価値観の違い、保護者との日常生活の習慣の違いによって、トラブルが起こりうる。

③ 上海市における3歳未満の子どもを持っている子育て家庭の保護者は祖父母の協力を得る際、祖父母との間でトラブルが生じる前にそれを回避するために、事前に相談すること、またトラブルを生じた後に、祖父母とコミュニケーションを取るという方法で、日常生活で生じるトラブルを乗り越えている。

④ 保護者は3歳未満の子どもの保育について、祖父母による保育と保育施設での保育の両方に期待している。具体的には、祖父母に対して、送迎、愛情、育児知識のある保育を期待している。また、保育施設に対しては、子どもの成長発達のため、より良い保育の質を期待している。

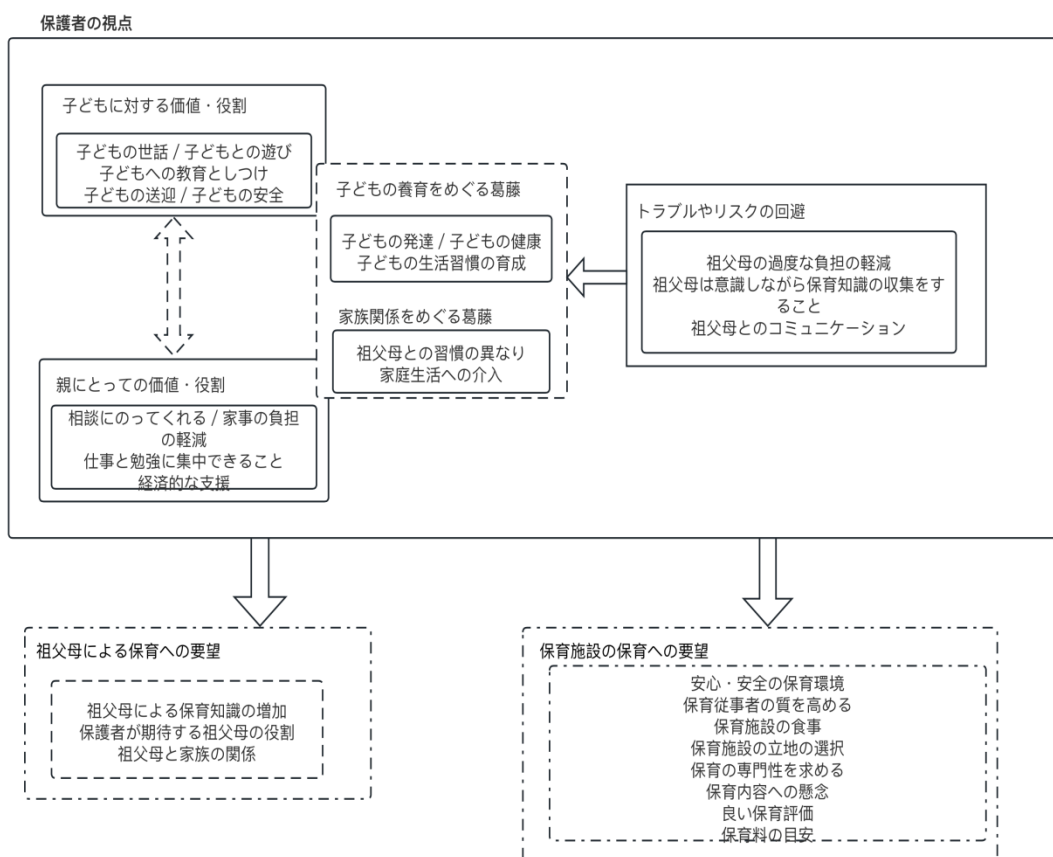


図 4-1 保護者の視点から見る祖父母協力の実態 筆者作成

注：葛藤と保育への要望に 2 種類の波線の枠で表記した。

## 第 5 節 考察

以上の結果から、以下の 2 点について考察を試みたい。

1. 保護者は子どもの保育に協力する祖父母と衝突しながらも、祖父母の役割・価値を認めて祖父母による保育に期待している。
  2. 保護者は祖父母の協力を期待するとともに、保育施設による保育にも期待している。
- 1. 保護者は子どもの保育に協力する祖父母と衝突しながらも、祖父母の役割・価値を認めて祖父母による保育に期待していること**

調査の結果からみると、祖父母は近居や同居、別居の形で、3 歳未満の子どもがいる子育て家庭の保育に協力している。子育て家庭の保護者にとって、祖父母は子どもが生まれる前の妊婦の段階から、出産後まで手助けする役割を果たしている。そのうち、子どもに対して果たしている役割は子どもの世話や子どもとの遊び、子どもの教育とし

つけ、子どもの送迎、子どもの安全を守ることである。親にとっての役割は祖父母が保護者の相談に乗ること、家事の手伝い、経済的な援助である。これらのことについて、保護者は以下のように語った。

でも応援してくれて、嬉しく思いました。

正直に言うとな、うちの母が来てから、本当に楽になりました。

仕事から帰ったら、家がピカピカで、本当に気持ちがいいですね。

私の母がいると、家のことや子どものことを心配せずに、安心して仕事ができます。

保護者の語りから、保護者にとって祖父母の協力は嬉しく感謝の気持ちが読み取れ、祖父母の役割・価値を認めていると言える。一方、祖父母が協力する過程でさまざまな衝突が生じる。保護者への調査から、祖父母と衝突を引き起こす原因としては、子どもの養育をめぐる食い違いや世代間の生活習慣の違い、子育て観の違い、家族関係への関与などがある。

保護者は子どもの保育に協力する祖父母との衝突を乗り越えながら、祖父母の役割・価値を認めて、祖父母による保育に期待している。そうした衝突が生じる原因と祖父母への期待について考察してみたい。

### (1) 祖父母世代と保護者世代の子育て観の違い

保護者への調査から、子どもの養育と家族関係をめぐる衝突を明らかにした。この衝突の原因について、検討していきたい。

子どもの養育を巡る衝突を引き起こす原因について、先行文献で李<sup>93</sup>（2002）が指摘したように、「世代間子育ての問題点として顕著なのは、祖父母が孫の育児に対してしつけではなく愛情を注ぐ姿勢が支配的であることである。多くの場合、祖父母は孫の身体的ケアに重点を置き、孫の能力や習慣の発達を犠牲にし、満足を得る過程で探索、学習、運動をさせるのではなく、子どものニーズを満たすために単純で直接的なアプローチを取ることが多い。脳には外部からの豊富な刺激が必要で、野外活動や仲間との交流はその重要な手段となるが、これは祖父母の得意とするところではない。」とされる（李2002：43）。

<sup>93</sup> 李洪曾（2002）「隔代教育的利弊分析（世代間教育の長所と短所の分析）」『山東教育』33, 42-43.

また、張<sup>94</sup>は(2018)「母親と祖父母の対立ではなく、むしろ科学的子育て知識と体験的子育て知識の間で正面衝突している。科学的子育ての理念の推進は、母親の教育水準と関係しており、この理念の形成こそが、子育て経験の対立の中で母親が疎外」される原因となっていると指摘している(張 2018 : 133)。

以上のように、保護者世代と祖父母世代は子育て観によって衝突が生じるとされ、これは本章の保護者への調査から得られた結果と一致する。

その子育て観の形成について、付(2018)は、祖父母と保護者の子育ての衝突は生活体験から生じる認識の衝突であると述べている<sup>95</sup>(付 2018)。また、王(2011)は祖父母と保護者のトラブルを、社会変容と文化的衝突の観点から分析している。例えば、社会的背景、物質的条件、出産観、人口移動などが、祖父母と保護者の子育て観に影響を与える。祖父母と保護者の成長における社会的背景の違いは、文化的環境の違いにもつながり、文化的衝突は、実際には祖父母に代表される伝統的、保守的、一方向的な文化と、保護者が触れてきた先進的、多元的、開放的な文化との衝突である<sup>96</sup>(王 2011)。

祖父母はその世代の態度や文化を代表し、孫との日常の暮らしの中で、関連する社会的な知識を伝え、それが子どもの信念、価値観、行動に影響を与えるが、現代の教育や文化の影響を受けている保護者との間で子育てに関する意見の相違が生じる。

保護者と祖父母との家族関係をめぐる衝突の原因は上記に述べたことと類似点がある。祖父母と保護者は成長した社会背景が異なっている。その違いから、祖父母と保護者は教育レベルを受ける状況が異なり、それが消費観と子育て観の違いをもたらした。祖父母世代は親世代に良いことをしようと思うがために、逆に夫婦関係に過度に関与することもある。

つまり、祖父母世代と保護者世代は社会変容、成長背景、文化的環境の違いにより、子育て観の違いが生じる。それによって、日常の暮らしの中でも衝突が生じるのは珍しくない。祖父母による子育て家庭への協力が保護者の負担を軽減することは事実であり、祖父母による孫に対する特別な愛情や経験が貴重な財産であることは間違いない。そのため、保護者は祖父母の価値・役割を認める一方で、その課題を認識し、子どもの

<sup>94</sup> 張楊波(2018)「代际衝突与合作-幼兒家庭照料類型探求(世代間対立と合作-幼兒期の家族ケアの類型の探求)」『學術論壇』41(5), 125-133.

<sup>95</sup> 付瑤(2018)「学前兒童父輩与祖輩教養衝突的研究(就学前兒童の父親と祖父母の育児の衝突に関する研究)」四川師範大学2018年度修士論文.

<sup>96</sup> 王影(2011)「農村兒童家庭教育中祖輩与父輩衝突的個案研究(農村兒童の家庭教育における祖父母と両親の葛藤の事例研究)」湖南師範大学2011年度修士論文.

保育に適宜活用することが重要である。

## (2) 祖父母に対する期待

保護者の語りから、祖父母に対する気持ちに矛盾があり、祖父母とのトラブルがありながらも、祖父母の役割を認めると同時に祖父母の役割に期待している。ここでは、祖父母に対する期待の原因を現代の子育て家庭の限界、血縁の繋がり、歴史的な根拠から探っていきたい。

### ①子育て家庭の限界

中国における3歳未満の子どもがいる子育て家庭は第2章で述べたように、保育施設の未整備、経済状況や仕事関係、婚姻関係などの限界により、祖父母に協力してもらわざるを得ないことが少なくない。現代の中国の子育て家庭の育児の担い手に関しては、女性の就労が大きく関わっている。

中国の女性の労働参加について潘<sup>97</sup> (2002) は、中国は男女ともに世界で最も労働参加率が高い国のひとつであり、経済発展の程度から見ても、地域の比較から見ても、男女の労働参加率の差が最も小さい国のひとつであると述べている。このような女性の高い労働参加率に対して、女性に対する就業差別や育児休暇、労働環境が整っていない現状がある。加えて、保育の再建の段階において、共働き家庭での3歳未満の子どもの保育は、子守りの雇用や祖父母による家庭的な保育、保育施設に頼るという選択肢しかない。

また、男女平等の共働き社会の中で、女性は社会進出することや家庭に負担がかかる保育料、保育施設への不信感など複数の原因により、子どもの保育を祖父母に頼む場合が多いと見られる。

### ②血縁関係からみた祖父母

費<sup>98</sup> (2013) は血縁関係の意味は、親族関係によって人々の権利と義務が決定されることであり、親族関係とは、出産と結婚によって構成される関係であると述べている (費 2013 : 86)。中国の文化において、血縁関係がある祖父母は家族の一員と見なされる。中国の伝統的な家族観では、家族は「支え合い、助け合う」存在であるため、仕事をしている子育て家庭に協力することは珍しくない。

<sup>97</sup> 潘錦棠 (2002) 「経済転軌中の中国女性就業と社会保障 (経済移行期における中国女性の雇用と社会保障)」『管理世界』7, 59-68.

<sup>98</sup> 費孝通 (2013) 『郷土中国』生活・読書・新知三聯書。

### ③祖父母の協力の歴史的な根拠と変遷

祖父母の協力は古来より行われてきた。古くは虞舜<sup>99</sup>の時代、最も古い教育機関は「庠」<sup>100</sup>と呼ばれていた。元々は、牛や羊が飼われていた場所であり、牛や羊の飼育の仕事は、経験豊かな老人が牛や羊を管理する一方で、子どもたちの世話をすることがほとんどだったと推測される。これは、祖父母の協力の最も原始的な形と言えるだろう。

古代の封建社会における氏族(宗族)制度の影響の下、氏族とは家族の集まりである。伝統的な中国社会は、主に家族を基盤とした農業によって特徴づけられていた。家族を基盤とした農業生産様式は、同じ屋根の下で数世代にわたる家族構成を維持するための経済的基盤を提供し、祖父母の協力の発展を可能にした。そして、十分な労働力を確保するために、より多くの子どもを産み、より多くの子どもを育てることが使命となった。「親孝行をしなければ三つのことがある、一番は後代はないことである(不孝有三无后为大)」という考え方が人々の心に根付き始め、「子々孫々」という美しいビジョンが描かれるようになった。この一連の伝統的な考え方は、祖父母の協力を得る基礎となるものである。

すなわち、中国では昔から、子どもは、両親と祖父母、あるいは曾祖父母の共同養育のもとで育つことが多い。子どもが成長して親と離れて暮らしていても、祖父母は成人した子どもや孫と一緒に暮らしている。祖父母の協力における関与の形態や程度は家庭によって異なるが、祖父母の協力の伝統は今日まで受け継がれている。

以上のことから、祖父母に対して期待できる原因を子育て家庭の限界と血縁の繋がり、歴史的背景と伝統的な文化の基礎から考察を試みた。つまり、祖父母に期待する原因としては、やむを得ないことでありながらも、伝統的家族観、歴史的な基礎があることが分かる。

## 2. 保護者は祖父母による保育に期待するとともに、保育施設での保育にも期待していること

保護者の語りから、保護者は祖父母による保育に期待すると同時に、保育施設での保育にも期待している。保育施設による保育は祖父母の役割の一部を代替することができるが、祖父母による孫に対する愛情がある関わりは保育施設では提供できない部分である。保護者にとって祖父母による保育と保育施設での保育は共に子どもにとって、

<sup>99</sup> 中国古代の伝説上の聖王、舜のこと、虞に都し、有虞氏といった。

<sup>100</sup> 「庠」とはまなびやのことである。

より良い保育の環境を整えるものであると認識し、期待している。そこで、その期待を祖父母からの愛、子どもの安全、保育施設での子どもの社会性の育成を巡って考察したい。

### (1) 愛を根底にもちつつ、子育てに協力すること

祖父母の愛は子どもにとって不可欠なものである。保護者の語りに次のようなものがある。

**祖父母の愛は不可欠で、祖父母と一緒に遊んでいるのはすごく大事ですね。**

愛は、中国における伝統的な感情であり、歴史的な伝承がある。「愛(愛)」の起源は秦以前の時代までさかのぼる。

孔子の「仁と愛(仁愛)」の哲学思想を分析すると、「人を愛する」ことが最も重要だと考えている。「人を愛する」ことは「仁」を意味し、「仁」とは特定の徳だけを指すのではなく、すべての善徳を指す。孟子は「人民の仁と物の愛」という哲学的観点を提唱し、それは親族の「愛」から人民の「愛」へと拡大された。荘子は自然な愛、つまり心から湧き出る愛を強調している。墨子は、人々の間の相互の関心と配慮を提唱し、普遍的な愛を強調している。

愛の本質は、第一に、他者あるいは万物に対する一種の敬虔で思いやりのある感情であり、人間特有の一種の本能を体現している。第二に、「愛」は人間のある種の好ましい感情傾向を表現している。最後の最も重要な点は、「愛」は人間の存在の基礎であり、この世に生きる理由であるということである。「愛」があるからこそ、私たちは生きていとも言える<sup>101</sup>(牛 2009)。

以上のように、愛は広義の意味で、全てものや人を愛する、美しい感情である。狭義の意味では、家族の間の愛と言える。そのため、祖父母が子どもに注ぐ愛は中国の伝統的な感情であり、家族間で継承される文化である。また、孫世代の祖父母に対する感情も特別である。祖父母の愛を含む保育は共働きの子育て家庭にとって、子どもの母親の出産後に仕事を復帰することによる一時的な母子分離による子どもの不安感をおある程度緩和することができる。子どもにとって、安定した家庭養育環境と安定的

<sup>101</sup> 牛紅霞 (2009) 「先秦時期“愛”的思想研究(前秦時代の“愛”思想の研究)」雲南師範大学 2009 年度修士論文。



で愛がある大人の付き添いは重要であると考えられる。

## (2) 子どもの安全への配慮

中国の保育施設は近年、開設されたばかりで、子どもの虐待に関するニュースや事件は少ないが、幼稚園で起きた子どもの虐待に関するニュースがよく流れている。裁判になっている事件も少なくない。

3歳未満という年齢では、子どもの年齢が小さいので、自分自身を守ることができないため、幼い子どもの中には、虐待を受けたことを明確に表現できない子どももいる。唐(2013)は幼稚園における児童虐待は、長期にわたって存在し、持続する可能性がある。現在、インターネット上で発覚している幼稚園における児童虐待のニュースは、多くの場合、偶然に発見されたものである<sup>102</sup>と指摘している(唐2013:20)。

子どもの虐待のニュースの影響を受けて、保護者は子どもの保育施設での保育を心配している。保育施設で不適切な保育を受ける恐れがあるので、子どもの身の安全のために、祖父母による保育に期待している。

### 3. 保育施設での集団保育を子どもに受けさせ、子どもの社会性を育てること

保護者は保育施設での保育を心配すると同時に、保育施設での保育に期待もしている。保護者は安心して安全な保育施設での保育を望んでいる。また保護者の語りに次のようなものがある。

*勉強はどうでもいいですが、保育施設ではそのマナーを身につけさせたいですね。例えば、お昼寝のことや、食事、おもちゃの順番遊びなどに関するマナーを勉強させたいです。保育施設での集団生活を通して改善できるかもしれません。*

保護者は保育施設での集団保育を子どもに受けさせ、子どもの社会性が育つことに期待している。子どもがスタートラインで負けないために、早期教育センターに通わせる保護者も少なくない。「上海市における0～3歳の乳幼児ケアサービス現状分析研究報告」によると、保育サービスの利用の主な理由は、子どもに早めに早期教育を受けさせることである。保護者は子どもに保育施設で早期教育を受けさせ、社

<sup>102</sup> 唐建忠(2013)「幼稚園児童虐待事件頻発的冷思考(幼稚園における児童虐待の頻発に関する考察)」『齊齊哈爾師範高等専科学校学報』3, 20-22.

社会性が育つことを期待している。子どもの社会性を育てることについて、宋<sup>103</sup> (2014) は「子どもは家族との相互作用を通して家族への帰属感を得るだけでなく、社会的役割や社会規範を得るために他者との相互作用が必要となる。また、社会的役割や社会規範に関する知識を得るためには、社会の中で他者と交流する必要がある。子どもは社会的相互作用を通して、社会規範や行動について学ぶことができる。相互作用によって、子どもは社会規範と個人に対するその制約について学ぶことができ、様々な役割を演じることができる」と述べている。保育施設での集団保育の生活で、子どもは他者との交流を通して、社会的な役割と社会規範に関する知識を獲得することができる。保護者は子どもの社会性を育てることを希望する一方で、祖父母の協力を期待している。

以上のように、本章では、保護者と祖父母との衝突の原因について、祖父母世代と保護者世代の社会変容や、成長背景、文化的環境の違いによる子育て観の違いから検討した。また、祖父母への期待を子育ての限界、家族の血縁関係、祖父母協力の歴史から検討した。このように、保護者は祖父母との葛藤がありながらも、祖父母による保育に期待している。

一方、保護者の保育施設に対する期待は、主に保育施設の立地場所の利用しやすさ、保育施設での子どもの安全、保育職員の専門性の向上に集中している。保護者は子どもが集団保育の生活で、他者との交流を通して、社会的な役割と社会規範に関する知識を獲得することで、子どもの社会性が育つことに期待している。しかし、子どもの虐待のニュースが流れることによって、保護者は子どもを保育施設に預けることに不安を感じている。保育施設で社会性を育てることは当然重要であるが、保護者にとって、祖父母の愛は不可欠で、祖父母と保育施設内の保育が共に必要であると考えている。

現在、保育施設を利用する子育て家庭においては、祖父母が子どもの送迎を担当することから、保育施設の責任者と出会う場面が多い。保育施設側は祖父母が子育てのどのような場面の、どのような内容に関わることを期待しているのかを次章で検討する。

---

<sup>103</sup> 宋衛芳 (2014) 「隔代扶育对幼儿社会化的影响与应对策略 (世代間子育てが幼児の社会化に与える影響と対応の策略)」『人民論壇』8, 165-167.

## 第5章 中国・上海市における保育施設の責任者の視点から見た祖母の協力

### 第1節 本章の目的

第4章では、中国・上海市における子育て家庭の祖父母の協力の実態と課題を明らかにするために、子育て家庭の保護者にインタビュー調査を行った。

本章の目的は、中国・上海市における保育施設の責任者に対するインタビュー調査を通して、保育施設に通っている子どもの祖父母の協力の役割と課題を明らかにすることである。

### 第2節 研究の方法

#### 1. 調査の地域

上海市を選定する理由については、まず、第4章で上海市における祖父母が協力する子育て家庭の保育実態と課題について保護者への調査を行ったことが挙げられる。中国では大都市とほかの地域に格差があることから、地域を変更することによって結果に影響を与えることを避けるために、同じ地域である上海市における保育施設の責任者へ調査を行った。また、上海市の保育施設が先行して開設されたことにより、今後、他の地域に示唆を与えると考えられるため、上海市の保育施設を選定して調査を行った。

#### 2. 調査協力者

上海市のA保育施設の園長先生に依頼して、保育施設の責任者のグループを紹介してもらった。そのグループのSNSを通して調査の目的を伝え、調査の協力を呼びかけた。その結果、5箇所の保育施設から調査の協力を得た。調査に協力してくれる5箇所において、管理職1名ずつの協力を得て、インタビュー調査を行った（表5-1）。

#### 3. インタビューの質問項目

本調査では以下の調査項目に基づき、保育施設の責任者への半構造化インタビューを行った。

- (1) 保育施設と関わる子育て家庭に協力する祖父母の実態と役割

- (2) 保育施設を利用するとともに、子育て家庭における祖父母の協力の必要性
- (3) 保育施設による子育て家庭に協力する祖父母への支援

#### 4. 倫理審査

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にしたがって実施した。本研究では調査協力者にインタビューデータを研究目的以外に利用しないことを約束したうえで、調査の趣旨を説明し、録音の同意や個人のプライバシーの保護について協力者に伝え、口頭での了承を得て、保育施設の責任者にインタビューを実施した。（WeChat でのインタビューのため、文章による同意書が得られなかった。）

#### 5. データの収集と分析方法

調査時期は 2023 年 1 月～2023 年 4 月である。一回あたりのインタビュー時間は 15 分から 30 分程度であった。インタビューは中国語で実施し、許可を得て録音した。また、WeChat<sup>104</sup>で追加質問を行なった。

分析方法は、佐藤<sup>105</sup> (2008) の質的データ分析法を参考にした。質的データ分析は単にコーディングによってデータの縮約をおこなうだけでなく、その一方で、何度となくオリジナルの文脈に立ち帰って、それを参照しながら行為や語りの意味を明らかにしていくところに特徴がある（佐藤 2008 : 57）。

具体的な分析の手順としては、①録音したデータを文字に起こす作業を行なってから、日本語に翻訳した。②日本語に翻訳したインタビューデータを意味内容別にセグメント化しコードをつけ、③文章全体の文脈に立ちかえりながら、コード同士の関係について検討していくプロセスを通して、サブカテゴリーを生成し、④サブカテゴリー間の関連や相違から上位カテゴリーを作成している。⑤さらに、分析上、必要なデータを補足するために、WeChat で追加質問を行ない、それらを調査協力者に関するデータとして取り扱った。WeChat で追加した質問は協力者の肩書きの確認である。

分析にあたって、コード、サブカテゴリーとカテゴリー、サブカテゴリー同士やカテゴリー同士の解釈の可能性を確認する作業を繰り返すことで、データ解釈の厳密性と妥当性の担保に努めた。また、研究の質を担保するために、質的研究に精通している第

---

<sup>104</sup> 微信 (WeChat) は、中国のテンセント社が提供するメッセージングアプリである。LINE と似た機能があり、メッセージやスタンプ、グループチャット、通話などができる。また、ショッピング、チケット予約、公共料金支払いなど、あらゆるサービスがアプリ内で完結しているのが特徴である。

<sup>105</sup> 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社。

三者からのスーパービジョンを受けながら分析を進めた。

## 6. 調査対象者の基本属性

表 5-1 調査対象者の基本属性

調査対象者	肩書き	保育施設に関わる経緯
1	運営者 (ア)	大学の教授である。幼稚園教諭養成課程の授業を担当している。2018 年に、保育施設を開設した。
2	園長 (イ)	2018 年まで幼稚園の園長だった。その後保育施設の園長に転職した。
3	園長 (ウ)	施設は 2018 年に開設した。運営者を兼務。
4	運営者 (エ)	2013 年から幼稚園を運営し、現在、保育施設と幼稚園両方を持っている。
5	主任 (オ)	2016 年から幼稚園で幼稚園のカリキュラムと活動設計を担当した。2018 年から保育施設で働いている。

注：第 4 章のアルファベットで名をつけた調査の協力者と区別するために、本章の調査協力者の名称を「ア、イ、ウ、エ、オ」と名付ける。

5 人に対してインタビュー調査を行った。調査協力者の属性からみると、調査協力者は保育施設の運営者 2 人、園長 2 人、主任 1 人からなる。そのうち、園長 (ウ) は運営者と園長を兼務している。保育施設の責任者として位置付けられている。この 5 人の調査協力者のうち、4 人は幼稚園から保育施設に関わった経緯があり、幼稚園で働いた経験があるとみられる。

保育施設の組織構成について、2019 年に中国国家衛生健康委員会により公布された「保育施設の設置基準 (試行)」と「保育施設の管理規範 (試行)」の第十八条は、保育施設立地条件に基づいて、乳幼児の受け入れの規模を合理的に決定し、統合管理、保育、保健、安全、セキュリティなどのスタッフで構成する必要があるとしている。

保育施設の責任者は業務全般の責任を負い、専門教育を受け、3 年以上保育教育、衛生などの関連管理業務に従事した経験、および事後研修を行う必要がある。

保育者 (保育従事者) は、主に乳幼児の日常生活の世話、遊びのアレンジ、乳幼児の心身の健康促進、適切な行動習慣の育成を担当する。保育者 (保育従事者) は、乳幼児の養育経験または関連する専門的な経歴を有し、乳幼児の養育と精神衛生に関する知識の研修を受けていることが望ましい。

保健師は、母子保健機関が主催する医療専門知識研修の有資格者であること。

警備員は、公安当局が発行する警備員資格を取得し、公安当局から警備業免許を取得

した警備会社に常駐していること。

役職や名称は保育施設によって異なるが、業務の内容は保育施設が定めた基準に従って構成されている。

本調査の協力者である運営者・園長・主任は、保育施設の運営基準の人員配置から見て、保育施設の重要なポジションにあると見られる。保育施設の経営に関わる立場にあるため、保育施設の経営と方向性を指導することができる。図 5-1 は、これらの調査協力者の保育施設での立場と仕事上の関係を示したものである。

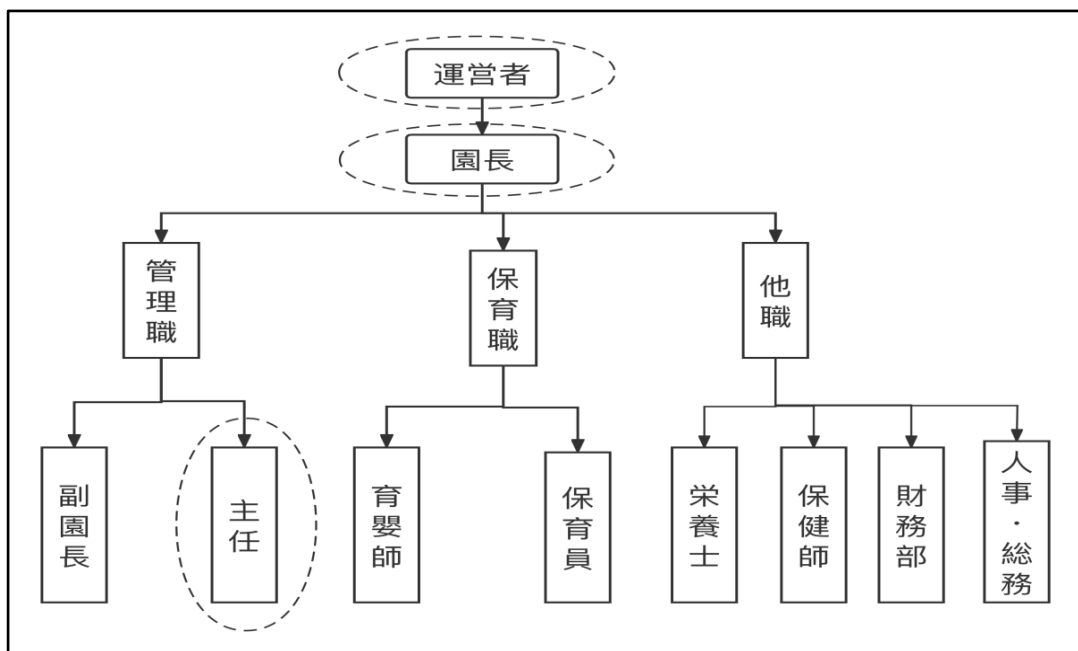


図 5-1 保育施設の組織構成

出所：2019 年に中国国家衛生健康委員会により公布された「保育施設の設置基準（試行）」と「保育施設の管理規範（試行）」、SoHu の保育人事に関する記事編<sup>106</sup>を参考に、筆者作成

### 第 3 節 調査の分析

保育施設の責任者からみた祖父母の協力の実態と課題に焦点をあて、表 5-2 のように分析を行った。分析によって、保育施設側からみた祖父母の協力の実態と課題に関し、4 カテゴリー、8 サブカテゴリー、15 コードを生成した。本論ではカテゴリーを〈 〉、サブカテゴリーを「 」、コードを〔 〕と表記する。なお、データの抜粋において、（ ）をつけているところは筆者が主語を補った部分である。

<sup>106</sup> [https://www.sohu.com/a/537055791\\_121306901](https://www.sohu.com/a/537055791_121306901)（最終閲覧 2023 年 8 月 25 日）  
「SoHu の保育人事に関する記事編」

表 5-2 保育施設の責任者から見た祖父母による保育施設への関わり

カテゴリー	サブカテゴリー「 」	コード [ ]	データの抜粋
祖父母による保育施設での代替的な役割	祖父母による協力	祖父母による平日の送迎	<p>(うちの保育施設においては) 送るのは親の方が多だね。親が車を運転して子どもを送ってから、仕事に行く。お迎えとなると、祖父母の方が多いですね。それは親が仕事で遅くなるからで、例えば 16 時に仕事が終わるとか、17 時に仕事が終わるとかで、遠くから来るには遅すぎます。基本的に 9 割くらいがこういう感じで、子どもの両親はほとんどこないですね。(ア)</p> <p>子どもを送るのは親が多いですが、お迎えは祖父母が多いです。(イ、ウ、エ)</p> <p>子どもの親は仕事が忙しいため、うちの保育施設ではほとんど祖父母が子どもの送迎をやっています。(オ)</p>
		週末の活動への参加	こちらで週末のイベント、行事などがあるときには、祖父母が子どもを連れてくる場合が多いです。(イ、ウ)
	保育施設とのやりとり	子どもの様子の共有	私たちは(保育施設)祖父母と保護者を WeChat のグループに招待し、子どもたちの活動の写真を載せて、また、子どもたちの毎日の様子のビデオもいくつかこのグループに送っています。たまに、祖父母と保護者から子どもの在宅時の様子を送ってもらっています。(オ、エ)
		祖父母による保護者への連絡	万一のとき、WeChat のグループにいる祖父母から先に返事がくる場合が多いです。その後、祖父母から保護者にコールをすることもあります。(ウ)
祖父母による保育施設での補充的役割	祖父母による通常時の対応	祖父母による降園時の対応	私が運営している保育施設のスタッフのように、彼らは 16 時に仕事を終了しているにもかかわらず、例えば 16 時または彼らが仕事を終えたときに 16:30、彼らはすでに 17:00 時に家に戻って、保育施設は、基本的には、16:00 時から 16:30 に子どもを迎えに行くので、私の保育施設の保育時間は延長 1 時間があります。つまり、その保育時間は 8 時間でなければならないです。だから我々は今、スタッフが子どもを迎えに行くことを考え、保護者のためにいくらか時間に配慮しています。こちらのスタッフは彼らの子どもを迎えに行くことができません。その時は、祖父母が必要です。(ア)
	祖父母による非常時の対応	祖父母による緊急時の対応	<p>子どもの親(保護者)が出張するときや、工作中などで連絡できない場合に、祖父母に連絡できることが重要です。(イ、ウ)</p> <p>子どもが急に熱が出て、保護者がすぐこられない場合、祖父母が迎えにくる時もあります。(オ)</p>
		保護者と即時に連絡できないこと	子どもの親と連絡を取れない時、その代わりに、グループにいる祖父母に連絡をすることもあります。(イ、ウ)

祖父母による子育てへの継承的な役割	保育施設から考える祖父母の存在価値	子どもにとっての祖父母の付き添いの意義	<p>(うちの保育施設において) 周りの子どもの話から、私のお爺ちゃん、おばあちゃんなどの話をよく耳にするので、子どもの間で話題になることが多いです。祖父母の付き添いは大事です。(ア)</p> <p>祖父母同士がよく話していると、子ども同士が友達になりやすいです。週末に、孫を連れて一緒に広場で遊んでいくとかよくあるようです。(オ)</p>
		保護者にとっての祖父母の協力による安心感	<p>実際、多くの保護者はまだ自分の子どもが小さいと感じているし、中国の子育て家庭のほとんどは祖父母が育児を手伝っているという点で、外国とは違います。せいぜいベビーシッターを雇って、祖父母と一緒に子どもの面倒を見るくらいでしょうから。(ア)</p>
		保護者にとっての家事と育児の手伝い	<p>今の保護者は生活のプレッシャーが大きいので、祖父母が手伝っている社会なんですよ。どの家庭でもある程度祖父母が手助けをしています。(ア、エ)</p> <p>中国では、祖父母を考慮しないとイケないです、中国では保護者は共働きだから。今の仕事のほとんどが朝9時から17時なので、仕事を終えるときは17時で、保護者が家に帰ると18時です。だから保護者たちは子どもの世話をしたり、家事をする時間がありません。(ア)</p>
	伝統的な子育て観	家族継承のための祖父母の責任感	<p>中国の伝統では、一部の子どもの親は、この家族の後継者として、跡継ぎを育成する責任を持っていると感じています。この責任は保護者だけではなく、祖父母にもこの考え方があります。孫育てはこの家族を継承するものであり、そのため祖父母は孫の面倒を見ています。(ア)</p>
		保護者・家族の責任	<p>実は今の保育施設がいくら整備されても、祖父母が必要です。それは家族の責任、親としての責任だから。子どもの親と祖父母もそういうような考えを持っています。(ア、エ)</p>
	子育てに協力する祖父母への社会的支援	祖父母向けの子育て情報の不足	祖父母向けの子育て情報の不足
参加者限定による祖父母の参加			<p>一般的に、イベントの参加者は限定されていませんが、「家族のどなたか時間があるときに参加してください。」というように連絡がきて、もちろん祖父母の参加も含まれています。(ア、イ、ウ)</p> <p>例えば、運動会、重陽の節句、文化祭などの活動に保護者を誘って、参加させる。特に重陽の節句は、祖父母向けの活動であり、子どもに祖父母への敬愛と尊敬が伝わるものです。(オ)</p> <p>イベントがあるときに、祖父母が参加するときもあります(エ)</p>
祖父母向けの講座への参加		<p>うちの保育施設では、祖父母養育に関するテーマの講義を時々やっているのですが、保護者と祖父母はどちらかのみ参加できます。(ア)</p>	



本研究の結果から、保育施設の責任者から見た祖父母の協力の実態と課題に焦点をあて、図 5-2 のように、祖父母による保育施設での代替的な役割、祖父母による保育施設での補充的な役割、祖父母による子育てへの継承的な役割、子育てに協力する祖父母への社会的支援の四つの分析カテゴリーで示す。図 5-2 に示したように、祖父母の役割として代替、補充、継承的な意味がある。また、保育施設の責任者への調査から、祖父母の役割変化によって、祖父母への社会的な支援は変化していると言える。

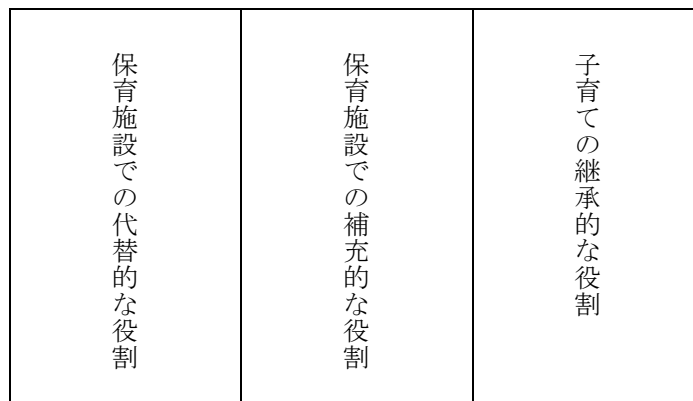


図 5-2 保育施設の責任者から見た祖父母の役割 筆者作成

### 1. 祖父母による保育施設での代替的な役割

保育施設における保育責任者の視点に基づき、子どもの保育施設での日常生活の場面から、祖父母による保育施設での代替的な役割を明らかにした。その役割について、子どもを保育施設に通わせる際、「祖父母による協力」については、〔祖父母による平日の送迎〕、〔週末の活動への参加〕から抽出した。これらについて保育施設の責任者（ア-1）は以下のように語った。

*送るのは親の方が多いね。親が車を運転して子どもを送ってから、仕事に行く。お迎えとなると、祖父母の方が多いですね。それは親が仕事で遅くなるからで、例えば16時に仕事が終わるとか、17時に仕事が終わるとかで、遠くから来るには遅すぎます。基本的に9割くらいがこういう感じで、子どもの両親はほとんどこないですね。*

この保育施設の責任者（ア-1）の語りから見ると、登園時、多くの子育て家庭では、保護者が子どもを保育施設に送っている。一方、降園時においては、保護者は仕事を終える時間が遅すぎて、子どものお迎えの時間に間に合わないことから、9割ぐらいの子

育て家庭において、祖父母が保護者の代わりに子どもを迎えにくることが多い。

また、土日に、保育施設でイベントなどの活動がある際、祖父母が子どもの送迎を担当するケースもある。つまり、平日に保育施設に通わせる子どもの場合、お迎えは祖父母が担当しており、土日に、保育施設でイベントを開催する時も、祖父母が子どもの送迎をしている。

「保育施設とのやりとり」については、〔子どもの様子の共有〕と〔祖父母による保護者への連絡〕から抽出した。

〔子どもの様子の共有〕について、育嬰師は保育施設に通わせる子どもの様子を WeChat グループで招待された家族全員に伝えている。これにより、グループ内にいる祖父母は子どもの情報を獲得することができる。また、保護者や祖父母は自宅にいる子どもの様子を保育施設の職員と共有することもある。なお、保育施設の責任者（ウ）は以下のように語った。

*万一のと看、WeChat のグループにいる祖父母から先に返事がくる場合が多いです。その後、祖父母から保護者にコールをすることもあります。*

保育施設に通っている子どもの緊急時に、保護者が即時に対応できない場合、祖父母が素早く対応できることがある。祖父母から保護者に連絡を取ることができる。そのため、祖父母は保育施設と連絡において重要な役割を果たしていることが分かった。

## 2. 祖父母による保育施設での補充的な役割

上述したように、祖父母は子育て家庭の保育に重要な役割を果たしていることが分かった。祖父母による保育施設での補充的な役割を「祖父母による通常時の対応」と「祖父母による非常時の対応」から抽出した。

「祖父母による通常時の対応」について、平日に、保育施設の保育時間が保護者の仕事を終える時間より早い時、保護者は子どものお迎えに間に合わないことから、〔祖父母による降園時の対応〕が必要となる。

「祖父母による非常時の対応」については、〔祖父母による緊急時の対応〕と〔保護者と即時に連絡できないこと〕から抽出した。祖父母は平日の子どものお迎え以外に、保護者の出張時や子どもが急に病気にかかった場合に、緊急連絡者の候補として、保育施

設は祖父母に連絡することが読み取れる。

### 3. 祖父母による子育てへの継承的な役割

祖父母による子育てへの継承的な役割は「保育施設から考える祖父母の存在価値」、  
「伝統的な子育て観」から抽出した。

「保育施設から考える祖父母の存在価値」については、〔子どもにとっての祖父母の付き添いの意義〕、〔保護者にとっての祖父母の協力による安心感〕、〔保護者にとっての家事と育児の手伝い〕から抽出した。〔子どもにとっての祖父母の付き添いの意義〕というのは、祖父母同士はコミュニケーションを取りやすいため、すぐグループになることである。そして、祖父母たちはよく孫を連れて広場に遊びに行くことができる。そのため、子ども同士の話から、常に祖父母に関する話題を聞き取れる。祖父母の付き添いは、子どもたちが友達になることを促している。また、現代社会において、共働きの子育て家庭では、育児と家事の時間を取りにくいいため、祖父母の存在は子育て家庭の保護者にとって、子どもを安心して育てられるとともに、祖父母の家事や育児の手伝いによって、保護者は一時的に休むこともできる。

「伝統的な子育て観」については、〔家族継承のための祖父母の責任感〕と〔保護者・家族の責任〕から抽出した。保育施設側から見ると、祖父母の協力は家族継承のために、子育て家庭に協力することである。保護者のみならず、祖父母も跡継ぎを育成するという責任感がある。保育施設責任者（ア-2）は以下のように語った。

*中国の伝統では、一部の子どものお親は、この家族の後継者として、跡継ぎを育成する責任を持っていると感じています。この責任は保護者だけではなく、祖父母にもこの考え方があります。孫育てはこの家族を継承するものであり、そのため祖父母は孫の面倒を見ています。*

### 4. 子育てに協力する祖父母への社会的支援

保育施設は常にイベントやサロン、講座を開催する。これらの活動のテーマは概ね育児に関わることである。そのため、これらの活動に参加することは少なくないため、それを祖父母への社会的支援だと捉える。そして、保育施設の責任者の語りから、〈子育てに協力する祖父母への社会的支援〉を「祖父母向けの子育て情報の不足」、「祖父母向けの子育て活動や講座への参加」から抽出した。

保育施設の責任者の語りから「祖父母向けの子育て情報の不足」については、保育施設で開催された活動は祖父母向けのものが少ないことが分かった。

「祖父母向けの子育て活動や講座への参加」について、保育施設の責任者の語りでは、一般的に、イベントの参加者を限定していないが、家族のどなたかが時間があるときに参加してくださいというように連絡がくる。もちろんその中には祖父母の参加も含まれている。

保育施設では、活動の参加者を限定していないため、祖父母の参加に便宜を図っていることが読み取れる。

#### 第4節 結果

本章では、祖父母による保育施設への関わりの実態を保育施設の責任者への調査から明らかにした。

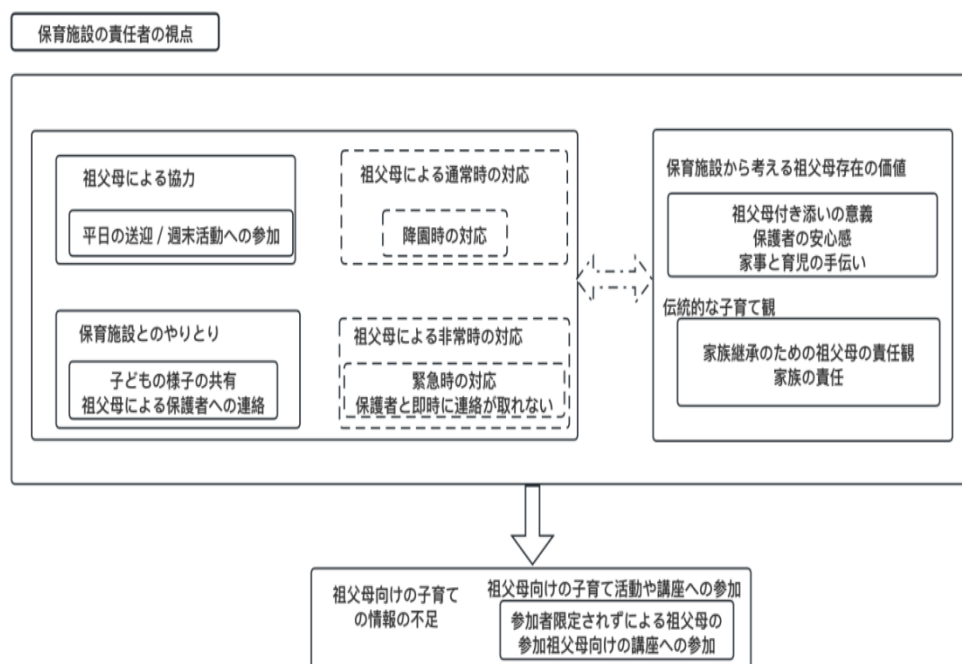


図 5-3 保育施設の責任者の視点から見た祖父母協力の実態 筆者作成

注：図 5-3 で使っている実線は祖父母が実際にやっていることを表し、波線は保育責任者による祖父母に対する期待の意味が含まれる。

図 5-3 のように、調査の結果、通常時に、保育施設に通う子どものお迎えと週末活動の送迎の多くは祖父母が担当しており、子どもが自宅にいるときの様子を保育施設と共有するためやりとりをしている。また、祖父母による通常時と非常時の対応、保育施設から考える祖父母の存在・価値や伝統的な子育て観から祖父母の協力の必要性があ

ることを明確にした。

保育施設による子育て家庭に協力する祖父母への支援について、祖父母向けの子育てや育児に関する講座、サロン、イベントなどは少ないが、これらの活動への参加については、参加対象者は家族に限定されないことから、運動会のような体力が必要な活動以外は、祖父母の参加を促していることが分かった。

## 第5節 考察

以上の実態に基づいて、次の2点から保育施設側から見る子育て家庭に協力する祖父母の必要性と支援の課題について考察する。

### 1. 子育てにおける祖父母の協力の必要性

子育て家庭にとって、現段階の保育制度において、保育施設によって提供されるサービスに限界があることから、保護者は祖父母の役割を望んでいる。または、子育て家庭にとって、祖父母が子育て家庭に協力することは家族の責任であると見ている。

#### (1) 保育施設が祖父母に求める役割からみる祖父母の協力の必要性

保育施設責任者からみる祖父母の協力の必要性について、保育施設の運営の限界と子育て家庭の実態を踏まえて考察する。

##### ①保育施設の運営の限界

中国・上海市の保育施設のみならず、中国の全地域で保育施設の運営が困難に直面している。2022年9月1日、国務院情報弁公室は、国務院の政策に関する定例説明会を開催した。国家衛生保健委員会人口家族司の杜錫薛部長は会議で、現在、保育施設は次の困難に直面している。それはコスト削減の難しさである。7割以上の保育施設の運営は3年未満で、建設資金の大半は自己資金で賄っており、保育施設の運営費は賃貸スペースと賃金の支払いなど硬直的な支出で、年々増加傾向にある。新型コロナウイルスの影響により、無収入期間があったとしても、これらの硬直的な支出は依然として存在し、保育施設自体に依存することで解決することは困難である<sup>107</sup>と述べている。

保育施設の運営が困難であることから、保育時間の延長から増加する人件費や光熱費などのコストは保育施設の運営資金に負担をかけるようになる。保護者に対して保育料や保育時間の延長料金を追加するならば、保護者の負担が増加することになる。

<sup>107</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1742734063053873856&wfr=spider&for=pc> (最後閲覧 2023年8月12日) 中国新聞網に発表された「保育施設が直面している三つの困難」である。

## ②子育て家庭における保護者のニーズと労働環境

3歳未満の子どもを持っている子育て家庭にとって、仕事帰りの保護者が子どものお迎えの時間に間に合わない時、祖父母が子どものお迎えを担当する必要がある。先行文献では、保育施設の整備に関する調査が多いが、保育施設の立場から子育て家庭に協力する祖父母の役割と価値は論じられていない。第4章では、保護者へのインタビュー調査から、保護者は祖父母に子どものお迎えの役割を期待していることを明らかにした。それは、本章での保育施設側が祖父母に期待する役割に一致しているとみられる。

つまり、保護者であれ、保育施設であれ、祖父母は3歳未満の子どもを持っている子育て家庭において、不可欠な役割を果たしている。また、祖父母の協力や付き添いにより、子どもに対して、安心・安全な子育て環境を作ることができ、保護者に対して、育児と家事の負担を軽減することができる。

競争が厳しい現代社会では、共働きの子育て家庭にとって、労働環境がまだ整っていないことにより、仕事を終える時間と子どもを迎えに行く時間にずれが生じる。

つまり、保育施設の整備化の段階で、保育施設で提供される保育サービスが保護者のニーズに対応できない時、祖父母は保育施設のサービスを補完する役割を果たしている。子育て家庭にとって、祖父母の協力は必要性があると考えられる。

### (2) 家族の継承における祖父母の家族に対する責任<sup>108</sup>

保育施設の責任者（ア-3）は下記のように語った。

*中国の伝統では、一部の子どものお親は、この家族の後継者として、跡継ぎを育成する責任を  
持っていると感じています。この責任は保護者だけではなく、祖父母にもこの考え方がありま  
す。孫育てはこの家族を継承するものであり、そのため祖父母は孫の面倒を見ています。*

この語りから、家族の跡継ぎを育成することは保護者の責任であるだけでなく、祖父母の責任でもある。中国の社会学者潘光旦<sup>109</sup>によると、「親世代は常に、子どもがすべきことを自分の望みと言い、子どもの結婚については願望の実現であると言う。子どものことを自分のこと、自分の欲望の一部とみなし、それを満たそうとせずにはいられな

<sup>108</sup> 調査協力者の語りから家族に対する責任を読み取れた。

<sup>109</sup> 潘光旦文集。

い<sup>110</sup>。」これは中国の儒教の文化によるものであり、この文化の影響のもとで、祖父母世代は責任の対象であるだけでなく、主な責任主体でもある。祖父母にとってこの責任は、親世代をただ育てるだけでなく、家族の全員に対して責任を負うことを意味する。祖父母は特に子ども（親世代）のことを自分のことのように考え、常に子どものことを心配し、誕生から結婚、出産（孫育て）に至るまで、人生のあらゆる段階で親としてしっかりと見守っている。つまり、祖父母は保護者にとっては、親の立場にあるため、家族のことを自分のことのように考え、家族を守ることは祖父母としての義務であると考えている。そのため、子育て家庭にとって、祖父母の協力は必要であると考えられる。

また、江<sup>111</sup>（2005）は、祖父母の養育が形成された主な理由は以下の2つであると考えている。まず、中国の伝統的な文化背景の影響を受け、祖父母は一般的に孫育てが家名を継承するための家族の責任であると考え、一生子どもに尽くすという考え方や心理的特性を形成し、さらに孫の世話を老後に必要な「任務」と考えていることである。第二に、現在中国は社会の転換期にあり、社会的競争がますます激しくなっていることから、父母は仕事に全精力を注ぐ必要があるため、必然的に自分の子どもを育てる時間がない。一方、祖父母は退職後時間があることから喜んで子育てに協力する（江川 2005 : 9）。

以上のように、祖父母は家族継承のために子育て家庭に協力するという責任を引き受けている。

つまり、以上論じた2点のように、保育制度が整備化されつつある段階において、保護者も育児、仕事の両立が未整備の環境にある中、祖父母は保育施設で提供されるサービスの限界に対応している。子育て家庭の子どもと保護者に対して、祖父母は見守りという重要な意味を持つ存在として認められている。また、中国の伝統的な子育て観から祖父母が家族の責任を負うことによって、祖父母の必要性を明確にした。

## 2. 子育て家庭に協力する祖父母に対する保育施設側からの支え

子育て家庭に協力する支えについては、祖父母と関わりが大きい保育施設によって行われる取り組みから考える。保育施設では、開催される講座やサロン、行事において、祖父母向けのものが少ないことから、子育て家庭に協力する祖父母への支えの認識が

<sup>110</sup> 中国語の原文：「父母对于子女应为之事，每称之曰愿；为儿女婚嫁，曰了向平之愿；盖显然以儿女之事为一己之事，为一己欲望之一部分，而不能不求满足者」。

<sup>111</sup> 江川（2005）「対隔代扶養的思考（世代間扶養についての思考）」『老年人』4, 9.

弱いことが読み取れた。しかし、これらの活動に参加する対象者は限定されていないため、祖父母も参加することができ、ある程度祖父母の参加を促している。その活動や講座の内容から祖父母に対する育児や子育てに関する情報が少ないことが分かった。

### (1) 子育て家庭に協力する祖父母への支えの認識の弱さ

中国における制度政策の実施は、中央政府の方針を受けて各自治体が制度の改革を行なっている。子育て家庭の保護者が仕事と家庭の責任を両立させることを支援するため、2021年7月20日に発表された「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」では、祖父母ができる限りの支援と援助を子どもに与えることが言及されている。中国における子育て家庭の現状と政策の両方を踏まえて、祖父母が子育て家庭に協力することを明確にした。このように、行政は祖父母を子育て家庭の支援者として位置付けているが、子育て家庭に協力する祖父母への支えについては、保育制度において取り込まれていないため、祖父母への支えの位置付けが明確にされていない。それに加えて、子育て家庭への支援を保育士の役割として求めていることにより、保育施設は子育て家庭に多くの協力をしている祖父母への支えの認識が弱いと見られる。

また、保育施設側は運営コストの問題に直面しており、祖父母向けの活動や講座の開催は非常に困難であると考えられる。

### (2) 保育施設による子育て家庭に協力する祖父母を対象とする取り組み内容の不足

保育施設の責任者の語りから、保育施設で行う活動や、講座においては、祖父母の養育に関する子育ての知識や育児の関連情報が少ないことが分かった。第4章の保護者への調査から、保護者は祖父母とのトラブルを引き起こす要因の一つに、育児をめぐる食い違いがあることが分かった。また、保護者は祖父母の育児知識の増加や育児講座の開催を期待していることも明らかにされた。

保護者の期待に加えて、祖父母は子育て家庭に協力する一方で、保育施設で提供されるサービスの不足に対応していると位置付けられていることから、保育施設は祖父母に豊富な子育てに関する情報を提供する役割を果たす必要があると考えられる。

また、第2章の第6節で述べたように、祖父母と深く関わっている行政組織である社区が子育て家庭に協力する祖父母に対し、開催している講座の内容も不足している。

以上のように、子育て家庭に協力する祖父母を対象とする取り組みが不足している



と考えられる。

本章では、保育施設側の責任者への調査を通して、祖父母は子育て家庭と保育施設に対する役割と家族継承の責任を負うことから、祖父母の必要性を論じた。それについて保育施設の運営の限界、保護者による育児・仕事の両立の限界、家族継承の責任の伝承について考察を行った。それらは第4章の保護者は祖父母による保育と保育施設による保育に期待しているという結果と一致している。保護者と保育施設側から見ると、祖父母は子育て家庭において重要な役割を果たしている。しかし、子育て家庭に協力する祖父母を取り巻く環境を見ると、育児に関する専門性を持つ保育施設から祖父母への支援が不足していることが第5章の調査から分かる。そのため、今後、子育て家庭に協力する祖父母への支援を検討するとき、保育施設の運営上の課題を考慮しながら、祖父母への支援は制度上の位置付けを明確にし、行政のもとで社区は保育施設と協同して子育て家庭に支援を行う必要があると考えられる。

## 終章

第1節では、研究の目的に対応した調査研究結果を示す。第2節では、本研究の結果についての総合考察をする。第3節では、今後の展望を論じる。第4節では、本研究の限界と課題を論じる。

### 第1節 研究目的と結果

#### 1. 研究の目的

本研究の目的は、3つ設定した。第1に、3歳未満の子どもの保育が制度化されつつある現代の中国において、祖父母の役割がどのように変化したかを明らかにする。

第2に、中国において、3歳未満の子どもの保育制度の整備が進む自治体を選定し、子育て家庭の保育に協力する祖父母の実態と支援の課題を明らかにする。

最後に、第3に、中国における子育て家庭の保育への祖父母の協力の課題とこれからの展望について、子どもの権利の視点から検討する。

#### 2. 研究の結果

本論では、3つの目的を対応する形で以下の結果を明らかにした。この構造について、図終-1に表現した。

目的1点目に対しては、第1章、第2章において分析した。中国の保育制度の経済体制、人口政策、労働政策、家族政策の改革の影響により変化してきた。それに伴い、祖父母の役割は、国営企業内の労働者から子育て家庭に協力する保育の代替者、補完役割へと変化したことが明らかになった。

目的2点目に対しては、第3章、第4章、第5章において分析した。現代中国において保育の整備が先行する上海市における保育の課題を踏まえて、祖父母協力の実態と支援の課題を明らかにした。子育て家庭において祖父母が協力することにより、保護者は祖父母と子どもの養育や保護者と関係を巡った葛藤が生じていることが分かった。しかし、保護者が子どもにとって安心・安全な保育環境を整えるために、祖父母の愛情ある保育と保育施設での子どもの社会性の育ちの両方に期待している実態が明らかになった。保育施設責任者への調査を通して、通常時に、保育施設に通う子どもの迎えと週末活動の送迎は多く祖父母が担当しており、祖父母は在宅の子どもの様子の共有を

保育施設とのやりとりをしている。また、非常時な場面で、保護者が即時に対応できない時や連絡できない時に、祖父母が対応していることが少なくないということが分かった。こうした役割に加えて、祖父母は子育て家庭に協力することは責任であると考えていることが確認できた。さらに、保育施設から子育て家庭に協力する祖父母への支援については、祖父母向けの子育てや育児に関する講座、サロン、イベントなどが少ないことから、祖父母への支援は不足していると分かった。

目的3点目に対しては、序章、第3章、第4章、第5章において分析した。中国の保育制度関わる内容においては、子どもの権利の基本的な考え方である4つの一般原則で論じられる①一人一人の子どもの最善利益や②参加意見表明、③差別の禁止という視点を見ることができず、子どもの発達の尊重、子ども優先、子どもの保護という視点であることが明らかになった。また、保育整備の過渡期にあつて、不適切な保育が行われないように、子どもの成長発達を促す保育に繋がる実践の具体化を助ける多様な祖父母の姿が求められた。さらに、これらを具体的にするために、講座や研修の必要性が明らかにすることできた。

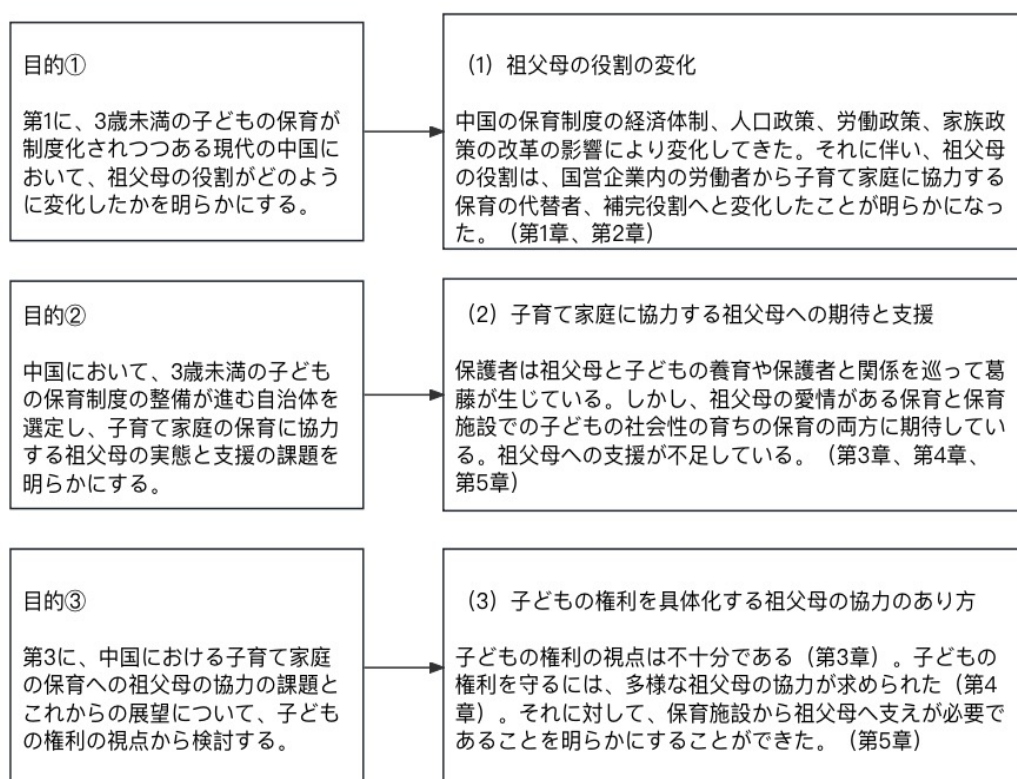


図 終-1 本研究の目的と結果の概要 筆者作成

## 第2節 総合考察

図終-1 に示した結果を踏まえて、①祖父母の役割の変化、②子育て家庭に協力する祖父母への期待と支援、③子どもの権利を具体化する祖父母の協力のあり方、について総合的に考察する。

### 1. 祖父母の役割の変化

本研究では、子どもたちが、生まれ、どのような場所や人によって保育されていたのかということを中心に保育を歴史、制度政策から総合的に分析をした。

本論文の第1章で論じたように、中国では、子育て家庭への支援については、様々の制度の改革により、子どもの保育の実態も変わった。1949年に中国成立後、経済の発展に必要とする労働力を増やすために、女性を労働力として活用する政策が打ち出された。この時代、主に国営企業に付属する保育施設（当時の名称：託児所）において、働きながら妊娠・出産・子育てをする子育て家庭に保育を提供していた。また、国営企業で提供される保育が利用できず、保育を必要とする都市部の子育て家庭では、子どもの保育は祖父母の手助けや近隣のわずかな助け合いがおこなわれていた状況だった。この時代の保育は、国営企業が必要とする女性に対して保育も提供するという形で、限られた女性や子育て家庭に提供されるものであり、そこで提供された保育は、国の責任を国営企業が、完全に担うことにより行なわれていた。つまり国営企業内保育と言える（図終-2）。その時代では、祖父母は国営企業内で働いていた。

その後、中国では経済発展のための様々な改革が行われた。具体的には経済政策、人口政策、家族政策、労働政策などの改革に伴い、国営企業の改革が行われた。つまり、国営企業の解体、民間企業による雇用が展開するなかで、保育の供給体制が大きく変化した。働くことと保育が一体型で提供される時代ではなくなったことから、働くことと保育の形が個別家庭で採られるようになる。地域ごとに社会的な保育の提供体制はその価格も内容も異なる。

そうした中で、働きながら子育てすることを選んだ女性や子育て家庭の保育は、その所属する家族や、少しずつ取り組みが始まっている地域の保育支援の資源を様々な活用しながら行われていくことになる。とりわけ、急激な少子化が顕著になった現代では、優秀な女性労働力の確保と産む性としての女性支援の両立は重要な政策課題となっている。だが、そうした子どもの養育が家族だけでは行えないし、社会的な保育制度が未

整備の時代にあって、子どもの成長発達を重視することも重要になっている。こうしたなかで、子ども自身の育ちに対して、祖父母の子どもの養育への関与の期待や役割がますます重要になっている。祖父母は代替の役割を果たしていたと言える。

本研究では、この段階をとらえて、子育てをする女性たち自身や取り組みが始まっている保育施設が、祖父母をどのように位置づけ、子どものより良い保育の実現に努力をしようとしているのかということをはっきりとすることができた。この時代について、筆者は祖父母を子どもの養育の一翼に位置付け、保育施設や地域の様々な支援機関が参加する祖父母協力型保育時代と位置付けた。

以上のように、祖父母の役割は国の戦略によって、国営企業労働者から保育の代替、保育の補完の役割に変わってきたと考えられる。

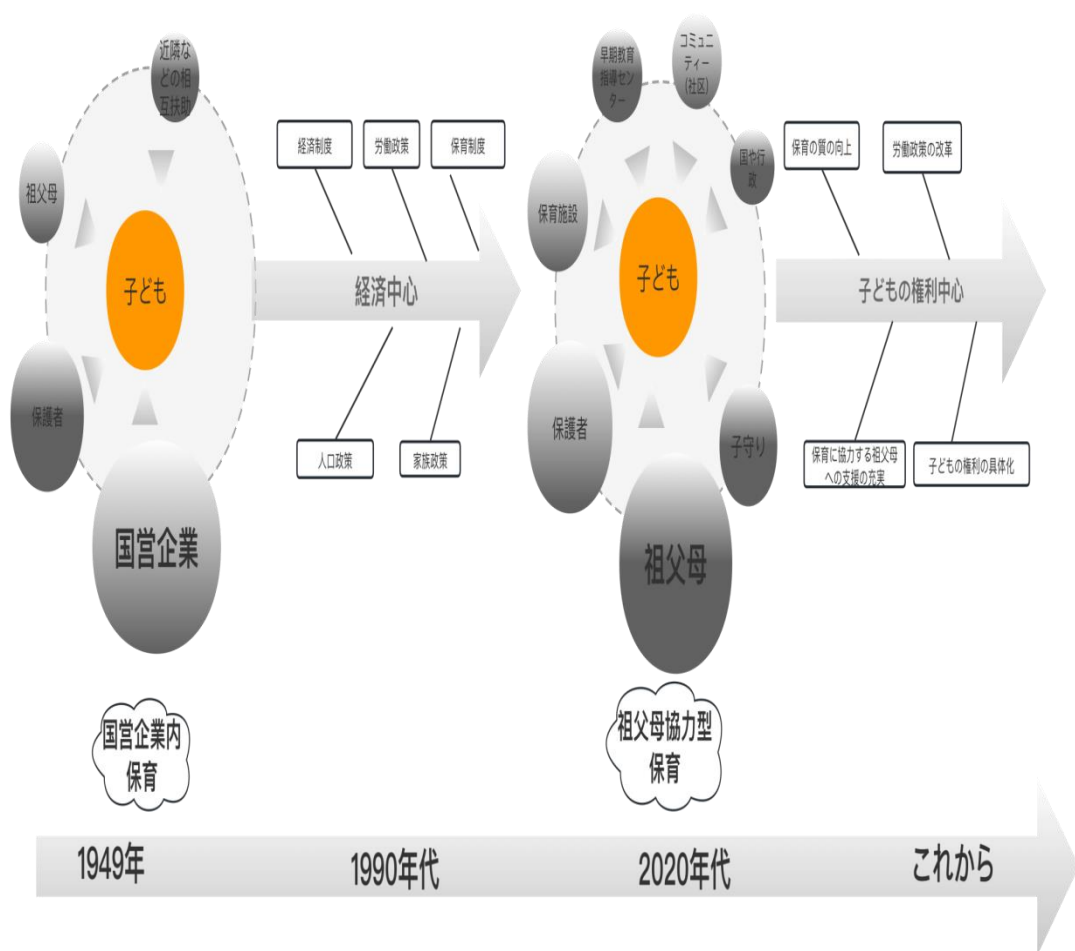


図 終-2 1949年中国成立から現在まで子育て家庭への支援の形およびこれからの展望 筆者作成

## 2. 子育て家庭に協力する祖父母への期待と支援

ここでは、祖父母に対する保護者や保育施設の期待と祖父母の必要とする支援を論じる。

### ①子育て家庭に協力する祖父母への保護者と保育施設の期待

子育て家庭に協力する祖父母に対して、保護者や保育施設の責任者がどのように理解し、期待と課題を考えているかということについて実態調査を通じて明らかにした。

現在、祖父母の協力を得ることは、中国社会における3歳未満の子どもの子育てにおいて一般的な形態である。しかしながら第4章の保護者への調査から、祖父母が協力することにより、祖父母は保護者と社会変容、成長した社会背景、文化的環境の違いによる子育て観の違いのため、子どもの養育や家族関係を巡って葛藤が生じていることが分かった。

子どものより良い成長発達を実現、特に子どもの社会性の成長のために、保護者は保育施設における保育および祖父母による保育をともに期待している。また保護者の労働環境の未整備により送迎時間の確保が困難であり、祖父母に送迎の役割を期待している。

また、第5章の保育施設の責任者への調査から、保育施設にとって、祖父母の存在は、保育施設に提供するサービスの限界を乗り越えることである。楊<sup>112</sup> (2020) は論じたように保育施設の未整備という状況がある。そのため、保護者は子どもの降園時と緊急時の対応という役割を祖父母に期待している。以上から見ると、労働環境と保育施設が未整備であるため、祖父母は保護者にとっても保育施設にとっても、子育て家庭の代替補充の役割を果たしていると言える。

また、第4章の保護者の語りから、祖父母の愛は子どもにとって重要なことであることを明らかにした。愛という感情は中国の伝統的な文化の継承であり、歴史的に語られてきたものである。特に祖父母には孫に対する世代間の愛がある。さらに、中国で、祖父母は離れて暮らしても家族である。祖父母を含めた人間関係の中で育つことは、子どもにとって重要であると考えられている。祖父母は子どもの成長発達に、子どものケアのみならず、世代間の愛を含めた保育を行っている。一方、第5章の保育施設の責任者調査では、祖父母は子育て家庭に協力することは自分の責任であるという家族観によ

<sup>112</sup> 楊菊華 (2020) 「論3歳以下嬰幼兒社会化托育服務中的“五W服務”(3歳未満の子どもに対する社会化保育サービスにおける5つのWについて)」『福建論壇』人文社会科学版1, 167-177.

り、積極的に関わっていると理解していることを明らかにした。第 5 章に述べたように、中国の伝統的な文化背景の影響を受け、祖父母は孫育てが家族の責任であると考え、孫の世話を老後に必要な任務と考えていることである。

以上のように、祖父母の存在は子育て家庭の 3 歳未満の子どもの保育の代替補充の役割を果たしていると見られてきた。その重要性のみならず、祖父母の孫の養育に対する愛や責任という中国社会における継承される文化の継承の役割を担っていることを明らかにした。祖父母は家族として、子育て家庭の人間関係に重要な一環として、子どもの養育、子どもの成長発達、子どもの権利の実現に重要な役割を果たしていると思われる。

## ②祖父母の必要とする支援

本研究が明らかにした祖父母の愛を含め、家族の継承ができる保育の実現が望まれている。また祖父母は労働力としての支援ではなく、子育て家庭の祖父母の文化の継承者、保育協力としての尊敬・尊重、支援されるべき存在であり、祖父母の役割を期待している。

子育て家庭に協力する祖父母への支援に求められることについて考察する。本研究では、第 4 章の調査から出てきた保護者と祖父母の葛藤ありながらも、祖父母の孫の養育に対する愛や責任それにより、保護者は祖父母に対して期待している。その葛藤を克服するための支援は不十分であると見られる。第 5 章の保育施設の責任者への調査から、保育施設において、祖父母が参加しやすい講座が多いが、祖父母向けの育児に関する講座が少ないという実態を明らかにした。2021 年 7 月に発表された「出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的発展の促進に関する決定」には、祖父母ができる限りの支援と援助を子どもに与えることが言及されている。このように、行政は祖父母を子育て家庭の支援者として位置付けているが子育て家庭に協力する祖父母への支援は言及されていない。

調査から保護者と保育施設側は、葛藤や課題を感じながらも祖父母の協力を期待していることが分かった。3 歳未満の子どもの保育に協力する祖父母への支援を、保育制度に多様な形で取り込む必要があると考える。図終-3 に示したように、祖父母への支援は大きく分けると間接支援と直接支援があると考え。具体的には、祖父母と直接に関わっている保育施設とコミュニティが開催する講座や懇談会などの支援には限界があるために、国・省レベルから保育施設とコミュニティに支援を行う必要がある。また、

企業の雇用労働環境の整備は、保護者に対して育児支援の一環であり、祖父母の協力の限界を乗り越えようと考えられる。このように、国・省レベル、コミュニティ、保育施設、企業が協働できれば、子育てに協力する祖父母への有効な支援になりうる。

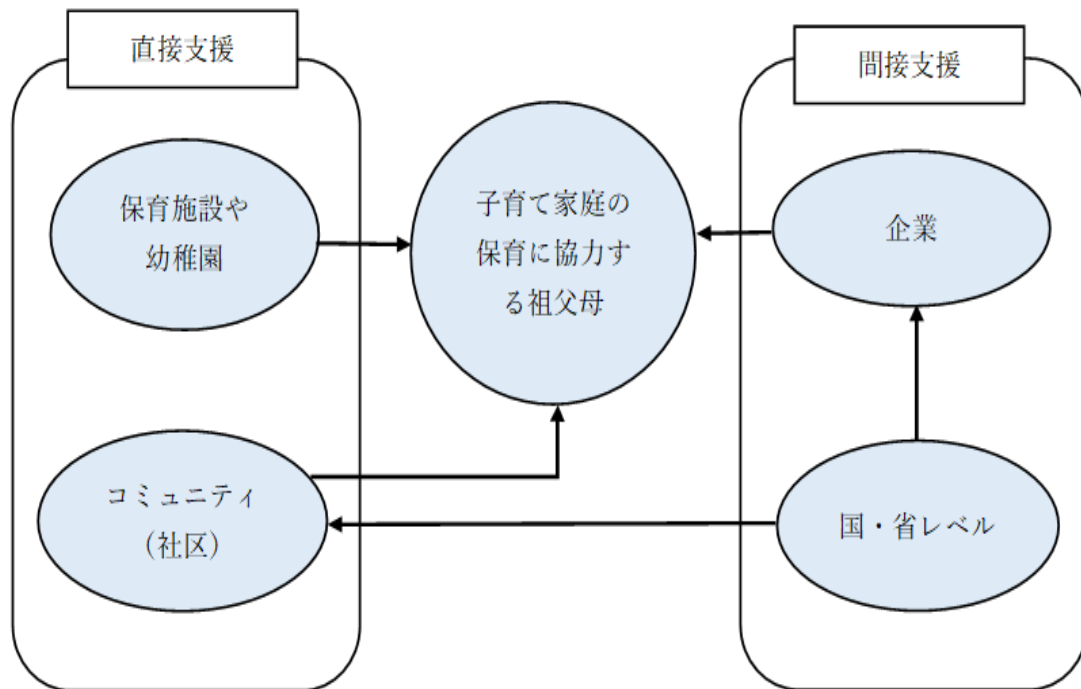


図 終-3 子育て家庭に協力する祖父母への支援に求められること 筆者作成  
注：省レベルとは省、直轄市、自治区のことを指す。

### 3. 子どもの権利を具体化する祖父母の協力のあり方

現在の家庭内、社会での保育が様々な形で行われているなかで、保育の対象になっている子ども自身の権利の視点の不足を顕在化させることができた。ここでは、祖父母の保育への協力について子どもの権利の視点から考察する。

祖父母の保育への協力、参加が中国における文化や暮らしの継承者としての子ども支援という重要な価値をその役割に込めていたということを明らかにすることができた。だが、子ども自身がこうした、祖父母協力型の保育についてどのように感じているのか、その成果と課題についてどのように感じているのかということについては、まだ中国社会の保育制度や保育施設の取り組みが、子ども自身の成長発達への施設と祖父母を含めた家庭の役割について、その協働性について実践の在り方について、検証は行われていない段階である。

日本の保育は、家族と保育士の「共育て」であると言われる。また、日本の保育



所保育指針の中核としている子どもの非認知能力が重視されている。こうした考え方は子どもの権利の視点から考えると子どもの権利条約の批准国である中国でもこの考え方は認識されていると考えられる。しかし、序章に述べたように中国政府が子どもの権利委員会に提出した定期報告書、子どもの権利委員会の総括所見、2021年の保育施設の指導大綱から見ると、保育内容に対する期待は非認知能力の源になると考えられる子ども相互の関係性などへの言及が少ない。それにより、中国では子どもの権利についての認識は不十分である。また、の第4章保護者の語りから、祖父母は子どもに安心して安全な保育の環境を提供できる。そのため、子どもをまんなかに、多様な大人が協力して、子ども自身が持つ成長発達を最大限できるように支援することが求められる。また、子どものより良い成長発達のために、多様な講座や研修が求められる。

### 第3節 中国における祖父母協力の展望

今後、子どもの権利を中心とし、少子化対策の見直し、子育て家庭の保育に協力する祖父母への支援の充実、保育施設の量の増加や保育サービスの質が向上する時代を迎える。保育は整備されつつあるが、祖父母の協力が不可欠である。これからの中国社会が目指す男女共に仕事と子育てを両立できる社会の実現のために、祖父母の協力の限界を乗り越え多様な家族の形や文化に対応できるような保育が求められる。

### 第4節 本研究の限界と課題

ここでは、本研究の限界と今後の課題を述べる。本研究の限界として、以下の6点が挙げられる。

- (1) 調査地域が上海市のみの実施となったこと
- (2) 祖父母に対する調査を行えなかったこと
- (3) 祖父母の協力のない子育て家庭の保育に対する調査が行えなかったこと
- (4) 父方の祖父母と母方の祖父母を分けて分析していないこと
- (5) 調査協力者が少なく、特徴で分類できなかったこと
- (6) 国際的な比較の視点が足りないこと

以上の6点の限界を含めて、今後の研究課題を述べる。

第1に、中国の3歳未満の子どもの保育制度の構築は、都市部、農村部の区別なく全国を対象として2019年から進められている。先行して、保育のニーズが高い都市部

に保育制度に基づく保育施設が開設されている。その後、農村部にも若干保育施設が開設されるようになった。本研究では、保育ニーズが高く整備が進む上海市を調査地域としているため、急速に展開する都市部における3歳未満の子どもの保育の現状と課題を明らかにすることができた。だが、まだ上海市の農村部の子どもの保育については、現在始まったばかりである。よって、その制度やそれを利用する子育て家庭の実態はほとんど明らかにすることができず、祖父母の養育への影響など保育制度と家庭での子育ての関係を十分に検討できていないことが課題として残る。今後、どのように農村部の保育制度が整備され、子育て家庭の保育が展開されるのか調査分析する必要がある。

第2に、本研究は、子育て家庭における祖父母の協力を検討しているが、祖父母に対する調査については調査協力者の語りの安全性などの保障する環境の用意についての限界と、また新型コロナウイルスの影響で調査を行う環境が整備できなかったため、上海市での祖父母に対する調査を行えなかった。この調査は、非常に重要なものであると考えている。そのため祖父母の語りを聞くことが課題として残っている。今後、祖父母の調査協力者を把握して、現地で調査できる環境を整えて、祖父母に対する調査を行うことが必要である。

第3に、本調査では、祖父母の協力のある子育て家庭の保育に焦点を当てて、分析を行ったため、祖父母の協力のない子育て家庭の保育分析が課題として残される。今後、祖父母の協力のない子育て家庭の協力を得て、祖父母不在の家庭での保育を検討し、支援課題を明らかにする必要がある。

第4に、本論文は父方の祖父母と母方の祖父母を分けて分析していない。中国においては、祖父母は父方、母方によって多くの場合、保護者との関係性が異なるため、こうした家族関係がどのように子育てへの協力を影響を与えているのかということについて、その詳細な情報が提供されることによって、子どもの保育と家族関係への影響を分析することができる。そうした意味で、今後、父方の祖父母と母方の祖父母を分けて調査をおこない、検討する必要がある。

第5に、調査への協力者数に限界があることである。本研究は上海市における一部の子育て家庭の保護者を対象に調査を行った。協力が得られて、分析に活用できたのが少人数であるため、保護者の特徴の分類に限界がある。今後、調査協力者数を増やして、子ども数、保護者の学歴、収入などの保育に影響する要素に基づく分

析が必要である。

第 6 に、アジア・世界各国の子育て・保育における祖父母の役割については、国ごとに文化と社会背景が異なると思われる。こうした点を踏まえて、アジア各国の家族と保育に関する比較をさらに深めて研究する必要があると考えている。

## 初出一覧

本論文の各章は以下の筆者の論文を加筆修正したものである。

### 【第1章】

尹 曉珊 (2019) 「中国成立後の経済体制と保育の変化」『福祉社会開発研究』11, pp. 63-73.

### 【第3章】

尹 曉珊 (2022) 「中国における0～3歳の保育制度の構築と子どもの権利-上海市を例にして-」『子どもの権利研究』33, pp. 164-174.

## 参考文献・引用文献一覧

### 中国語文献<sup>113</sup>（アルファベット順）

陳璐・張躍飛・陳伝鋒（2014）「幼児隔代教養的利与弊：対孫輩、父輩和孫輩的影響研究概述（幼児期における世代間子育ての是非：祖父母、父親、孫への影響に関する研究の概要）」『幼児教育』(12):52-56.

陳寧・高衛星・陸薇・等（2022）「嬰幼兒托育機構發展瓶頸、政策需給及治理取向-基於河南省 2679 個托育機構的調查（乳幼兒保育施設の發展に難点、政策ニーズとガバナンスの方向性-河南省 2679 の保育施設に基づく調査）」『人口研究』46(02), 117-128.

陳衛・靳永愛（2011）「中国女性生育意願与生育行為的差異及其影響因素（中国女性の出産意向及び出産行為の違いとその影響要因）」『人口学刊』2, 3-13.

陳衛（2021）「中国的低生育率及三孩政策-基於第 7 次全国人口普查数据的分析（中国の低生育率及び三人っ子政策 :第 7 回国勢調査データに基づく分析）」『人口及經濟』5, 25-35.

杜紅（2015）「学前兒童家庭教育中祖輩与父輩的價值衝突研究（就学前兒童の家庭教育における祖父母と父親の価値観の衝突に関する研究）」四川師範大学 2015 年度修士論文.

費孝通（2013）『郷土中国』生活・読書・新知三聯書.

付瑤（2018）「学前兒童父輩与祖輩教養衝突的研究（就学前兒童の父親と祖父母の育児の衝突に関する研究）」四川師範大学 2018 年度修士論文.

葛国宏・陳伝鋒・陳麗麗・等（2012）「老年人孫輩依賴的現狀特点及其与心理健康的關係（高齢者の孫依存の現狀と特徴及びそのメンタルヘルスとの関連）」『心理研究』4, 58-62.

国家統計局社会統計司編（1987）『中国労働工資統計資料 1949-1985』中国統計出版社

郭志剛・田思鈺（2017）「当代青年女性晚婚对生育水平的影響（現代の青年女性の晩婚化が生育レベルに与える影響）」『青年研究』6, 16-25.

洪秀敏・陶鑫萌（2019）「改革開放 40 年我国 0~3 歲早期教育服務的政策与实践（改革開

---

<sup>113</sup> 中国語文献については、「」内に中国語タイトルを記載し、その後（）内に筆者が日本語翻訳した。

- 放 40 年我が国 0～3 歳早期教育サービスの政策及び実践) 』『学前教育研究』2, 3-11.
- 洪秀敏・朱文婷(2020)「托育的三个课题(保育サービスの三つの課題)」中国人口報 2020 年 2 月 19 日第 003 版.
- 洪秀敏(2022)「0～3 歳嬰幼兒發展与照護(0～3 歳嬰幼兒發展およびケア)」中国人民大学出版社.
- 黄杰・高謹・宋占美(2021)「城市家長对托育服務的需求及期望-基於 3089 位家長的調查研究(都市部の保護者の保育サービスのニーズ及び希望-3089 名保護者の調査に基づく研究)」『陝西学前師範学院学報』37(2), 1-11.
- 江川(2005)「対隔代扶養的思考(世代間扶養についての思考)」『老年人』4, 9.
- 江蘇省婦女連合会(1958 年)「在大躍進的形勢下, 繼續大力發展和巩固民辦托兒事業(大躍進の中で、民間保育事業の發展と確固たる化を繼續する)」江蘇人民出版社編『大力發展民辦幼兒園、托兒所』江蘇人民出版社 1-8.
- 李賜平(2004)「当前隔代教育問題探析(現代の世代間教育の問題点)」『淮北煤炭師範学院学報(哲学社会科学版)』4, 137-139.
- 李洪曾(2002)「隔代教育的利弊分析(世代間教育の長所と短所の分析)」『山東教育』33, 42-43.
- 林義(2002)「我国退休制度改革的政策思路(中国の退職制度改革に関する政策的考察)」『財經科学』5, 66-71.
- 劉靖(2014)「対隔代扶養家庭兒童親子關係的社會工作實務研究(世代間子育て家庭における子どもの親子關係に関するソーシャルワーク實務研究)」吉林大学 2014 年度修士論文.
- 劉莉瓊(2015)「規範性法律文件中格式詞的英譯(規範性の法律文書における形式單語の英訳)」宜春学院学報 37(01), 93-97.
- 李曉寧(2022)「隔代照料与老年人勞働供給研究(世代間ケアと高齢者の勞働供給に関する研究)」中国社会科学院研究生院 2022 年度博士論文.
- 劉中一(2017)「全面兩孩政策下我国托育服務發展的对策建議(二人っ子政策のもとでの我が国の保育サービス發展の对策)」『湖南社会科学』5, 52-57.
- 劉中一(2018)「我国托育服務歷史, 現狀与未来(が国保育サービスの歷史, 現狀及び未来)」『經濟与社会發展』4, 70-74.
- 劉中一(2019)「祖輩托育及其与積極老齡化的關係(祖父母の育児とアクティブ・エイ

- ジングとの関係) 』『都市問題』10, 90-97.
- 盧楽珍 (2004) 「隔代教育的利与弊-隔代教育-一個需要關注的問題 (世代間教育の是非 (一) 世代間教育-懸念される問題) 』『家庭教育』(10B), 6-8.
- More Care・騰訊教育 (2017) 「0-3 歳兒童托育服務行業白皮書 (3 歳未満の子ども託育サービス業白書) 』.
- 牛紅霞 (2009) 「先秦時期“愛”的思想研究 (前秦時代の“愛”思想の研究) 』雲南師範大学 2009 年度修士論文.
- 潘錦棠 (2002) 「經濟軌軌中的中国女性就業与社会保障 (經濟移行期における中国女性の雇用と社会保障) 』『管理世界』7, 59-68.
- 沈衛華 (2001) 「論祖孫關係在幼兒家庭教育中的作用 (幼兒家庭教育における祖父母と孫の關係の役割について) 』『湖州師範学院学報』5, 82-87.
- 宋良恒・宋亜骅・陸曉从 (2010) 「淺談隔代教育对兒童心理的影響 (世代間教育が子ども心理に与える影響の分析) 』『教育教学論壇』30, 148.
- 宋衛芳 (2014) 「隔代扶育对幼兒社会化的影響与应对策略 (世代間子育てが幼兒の社会化に与える影響と対応の策略) 』『人民論壇』8, 165-167.
- 唐建忠 (2013) 「幼兒園兒童虐待事件頻發的冷思考 (幼稚園における兒童虐待の頻發に関する考察) 』『齊齊哈爾師範高等專科学校学報』3, 20-22.
- 童連 「上海市 0-3 歳嬰幼兒照護服務現狀分析研究報告 (上海市における 0~3 歳の乳幼兒のケアサービス現狀分析研究報告) 』復旦大学公共衛生学院托育問題研究課題組, 國際救助兒童会(イギリス)北京代表処, 2020 年 6 月.
- 王影 (2011) 「農村兒童家庭教育中祖輩与父輩衝突的個案研究 (農村兒童の家庭教育における祖父母と両親の葛藤の事例研究) 』湖南師範大学 2011 年度修士論文.
- 吳帆・王琳 (2017) 「中国学齡前兒童家庭照料安排与政策需求-基於多源数据的分析 (中国における就学前兒童の家族ケア態勢と政策ニーズ-マルチソースデータに基づく分析) 』『人口研究』41(06), 71-83.
- 楊菊華 (2018) 「理論基礎、現實依拠与改革思路 : 中国 3 歳以下嬰幼兒托育服務發展研究 (理論基礎、現實依拠及び改革思路 : 中国 3 歳未満の子ども保育サービス發展研究) 』『社会科学』9, 89-100.
- 楊菊華 (2020) 「論 3 歳以下嬰幼兒社会化托育服務中的“五 W 服務” (3 歳未満の子どもに対する社会化保育サービスにおける 5 つの W について) 』『福建論壇』人文社会

科学版 1, 167-177.

楊菊華 (2022) 「為了生產与婦女解放：中国托育服務的百年歷程（生産と婦女解放のため：中国托育服務的百年の歴史）」『開放時代』(6), 54-71+6.

張雪燕・井文・王洒洒・高琛卓 (2019) 「中国 0～3 歳嬰幼兒托育服務實踐模式評估（中国 0～3 歳乳幼兒保育サービス實踐模式評価）」『人口学刊』41(1), 5-19.

張本波・魏義方・魏国学 (2021) 「從新開端到新希望：新時代托育服務体系的構建与發展（新たな出発から新たな希望へ、新時代の保育サービスシステムの構築と展開）」企業管理出版者.

張海峰・王克利・黃楹・童連 (2020) 「上海市徐匯区 3 歳以下嬰幼兒托育服務需求現況研究分析（上海市徐匯区 3 歳未満の子どもの保育サービス需要現況分析）」『中国兒童保健雜誌』28(9), 1037-1040.

張海峰・黃楹・童連・錢序 (2021) 「上海市 0～3 歳嬰幼兒托育服務需求、利用与供給現況研究（上海市 3 歳未満の子どもの保育サービス需要、利用と供給現況）」『中国兒童保健雜誌』29(5), 532-536.

張琦妍・李丹 (2015) 「国内外隔代扶養之痛与对策分析（国内外における世代間子育ての苦痛と対策の分析）」『外国中小学教育』11, 23-28.

張楊波 (2018) 「代际衝突与合作—幼兒家庭照料類型探求（世代間対立と合作-幼兒期の家族ケアの類型の探求）」『學術論壇』41 (5), 125-133.

鄭日金・鄭曉燕 (2016) 「家庭隔代教育的正負効応与良性聯動机制的機構（世代間家族教育の正負効果と良性共同メカニズムの構築）」『新興学院学報』(4), 66-68.

鄭楊 (2008) 「对中国城鄉家庭隔代扶育問題的探討（中国の都市と農村の家族における世代間子育てに関する考察）」『学术交流』9, 124-126.



## 日本語の文献（アルファベット順）

- 陳卓君（2018）「0～3歳の保育における中国と日本の比較研究」『授業実践開発研究』11, 69—77.
- 張育慶（2014）「女性就業と保育に関する日中比較研究」広島大学博士論文.
- C. マーガレット ホール(2001)「祖父母の特別な役割 聞くこと・見ること・話すこと」吉井弘訳誠信書房.
- 樋口恵子（2006）「祖母力」新水社.
- 費孝通（1984）「家庭結構変動中の老年贈養問題：再論中国家庭結構的変動」『社会学的探索』天津人民出版社（横山廣子訳，1985「付論2 家族構造の変動における老人の扶養問題」『生育制度-中国の家族と社会』東京大学出版会，pp. 303-331.）
- 一見真理子（2003）「中国幼児教育-ここ十年の変化と今後」『教育と医学』51(2), 116-122 慶応塾大学出版会.
- 一見真理子（2008）「全人民の資質を高める基礎『早期の教育』競争力と公平性の確保」『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店 214-241.
- 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編（2009）「逐条解説・子どもの権利条約」日本評論社.
- 久保恭子・宍戸路佳・坂口由紀子・ほか(2018)「日中韓の祖母の孫育て・心理社会的な変化・子育ての世代間伝承との関連」『東京学芸大学紀要総合教育科学系』69(2), 327-336.
- 毛桂榮(2011)「公共サービス提供の制度構築：中国事業単位の改革」『明治学院大学法学研究』90, 219-302.
- 中見仁美・桂田恵美子・石曉玲(2012)「幼児子育て期における家族からのサポートの重要性」『園田学園女子大学論文集』46, 227-239.
- 王桂新・戴二彪(2015)「中国における少子高齢化の実態, 発生要因と対策」『AGI Working Papers Series』2015, 1-22.
- 翁文静（2010）「中国都市部における育児ネットワークと育児分担について-上海市徐匯区の事例から-」公益財団法人福岡アジア都市研究所若手研究者研究活動奨励報告書 2010. 31-40.
- 李環媛（2015）「韓国における子育て支援政策の動向と『黄昏育児』のゆくえ」『家族

社会学研究』27 (2), 139-148.

劉郷英(2013)「中国における乳幼児教育・保育の動向と保育者養成改革の現状と課題に関する検討」『福山市立大学教育学部研究紀要』1, 135-147.

劉郷英(2019)「中国における乳幼児教育・保育改革の過去・現在・未来」『保育学研究』57(2), 150-166.

柴ラク(2022)「中国における里親養育支援に関する研究」東洋大学大学院2022年度博士論文.

斎少傑(2016)「中国における児童福祉と子育て支援に関する基礎研究-日本の現状を参考に-」東北福祉大学大学院2016年度博士論文.

佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社.

佐藤淑子(2019)「父母のワーク・ライフ・バランスと祖父母による孫育て—日本とオランダの比較—」『鎌倉女子大学学術研究所報』19, 77-88.

首藤明和(2014)「現代中国家族の変化と展望」論説中国社会矛盾と展望.

杉山佳菜子・榊原尉津子・小川真由子(2022)「孫育ておよび祖父母-孫関係に関する研究の動向-文化的背景からの検討と国際比較研究」『瀬木学園紀要』(19), 12-20.

滕鑑(2016)「中国の計画経済時代における体制改革」『岡山大学経済雑誌』48(1), 45～46.

唐淑著劉郷英訳(2005)「中国における農村幼児教育の発展と変革」『政策科学』2005(1), 103-109.

八重樫牧子・江草安彦・李永喜・ほか(2003)「祖父母の子育て参加が母親の子育てに与える影響」『川崎医療福祉学会誌』13(2), 233-245.

## 参考 URL (アルファベット順)

- A R C 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト子どもの権利の委員会一般的意見 7 号 (2005 年) 「乳幼児期における子どもの権利の実施」  
(<http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/generalcomment/genecom7.htm>  
最終閲覧 2021 年 12 月 10 日)
- A R C 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト子どもの権利の委員会一般的意見 14 号 (2013 年) 「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利」  
(<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/236.html> 最終閲覧 2022 年 1 月 26 日)
- 中国中央人民政府(2017) 「中国第 19 回全国人民代表大会」  
(<http://www.gov.cn/zhuanti/19thcpc/jiedu.htm> 最終閲覧 2021 年 11 月 7 日)
- 中国人権ホームページ「子どもの権利条約」  
(<https://www.hrichina.org/chs/er-tong-quan-li-gong-yue-crc> 最終閲覧 2021 年 12 月 10 日)
- 中国国民経済・社会発展の第 14 次五カ年計画および 2035 年までの長期目標綱要  
([https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content\\_5592681.htm](https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm) 最終閲覧 2023 年 10 月 8 日)
- 中国国家発展と改革委員会(2021) 「關於推進兒童友好城市建設的指導意見 (子どもにやさしいまちの推進の指導意見) 」  
([https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202110/t20211015\\_1299751.html?code=state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202110/t20211015_1299751.html?code=state=123) 最終閲覧 2021 年 11 月 6 日)
- 中国新聞網 2017 年 12 月 20 日 「中央經濟工作會議：解決好嬰幼兒照護和兒童早期教育服務問題 (中国中央經濟工作會議では：乳幼児のケアと早期教育サービス問題を解決すべきである) 」  
(<https://www.chinanews.com.cn/gn/2017/12-20/8405275.shtml> 最終閲覧 2021 年 11 月 17 日)
- 中国新聞網 2022 年 9 月 1 日 「国家衛健委：保育施設が直面している三つの困難」である。  
(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1742734063053873856&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧 2023 年 8 月 12 日)

「隔代養育-祖輩家長準備好了嗎？幼教家黃瓊與祖輩家長分享嬰幼兒家庭教育感悟（祖父母は世代間育児の準備ができていますか、幼児教育の専門家黄瓊が祖父母との乳幼児家庭教育に関する知見を分かち合う。）」

([https://www.sohu.com/a/537055791\\_121306901](https://www.sohu.com/a/537055791_121306901) (2023年8月25日閲覧))

KBS・WORLD・JAPANESE「ソウル市 親族への養育手当3か月で約3900人が受給」

([https://world.kbs.co.kr/service/news\\_view.htm?lang=j&Seq\\_Code=86942](https://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=86942) 最終閲覧2023年12月13日)

顧芬芬(2009)「分析隔代教育利弊原因及解決方法(世代間教育の長所と短所を分析する原因と解決策)」2009年中華家族研究院第29号研究成果

([http://www.zhjtjyw.com/kcms/blog/vblog?b\\_id=65216&u\\_id=102](http://www.zhjtjyw.com/kcms/blog/vblog?b_id=65216&u_id=102) 最後閲覧2023年10月10日)

國務院辦公庁(2019)「關於促進3歲以下嬰幼兒照護服務發展的指導意見(0~3歲的乳幼兒のケアサービスを促進する指導意見)」

([http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content\\_5392295.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5392295.htm) 最終閲覧2021年1月7日)

國務院(2021)「關於優化生育政策促進人口長期均衡發展的決定(出産政策の最適化による人口のバランスのとれた長期的發展の促進に関する決定)」

([http://www.gov.cn/zhengce/2021-07/20/content\\_5626190.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-07/20/content_5626190.htm) 最終閲覧2021年10月20日)

國務院の政策に関する定例会見

(<https://www.gov.cn/xinwen/2022zccfh/24/index.htm> 最終閲覧2023年10月10日)

国家衛生健康委「托育機構公示平台(保育施設情報公開プラットフォーム)」

(<http://tuoyu.cpdrc.ex9.https.443.g6.ipv6.rongshui.gov.cn/#/> 最終閲覧2023年11月28日)

国家衛生健康委(2019)「托育機構設置標準(試行)和托育機構管理規範(試行)(保育施設の設置基準(試行)と保育施設の管理規範(試行))」

(<http://www.nhc.gov.cn/rkjcyjtfzs/gongwen1/201910/3dee83fb6d1246329fb848430e232203.shtml> 最終閲覧2021年11月18日)

国家衛生健康委(2021)「托育機構保育指導大綱(保育施設における保育指導大

綱) 」

(<http://www.nhc.gov.cn/rkjcyjtfzs/s7785/202101/deb9c0d7a44e4e8283b3e227c5b114c9.shtml> 最終閲覧 2021 年 10 年 28 日)

国家発展改革委、民政部、国家衛生健康委など「養老托育服務業纾困扶持若干政策措  
施（高齢者サービスと保育サービスの支援のためのいくつかの政策措置）」

([https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/02/content\\_5708039.htm](https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/02/content_5708039.htm) 最終閲覧 2023 年 10  
月 25 日).

NPO 法人「孫育て・ニッポン」

(<https://www.magosodate-nippon.org/>. 最終閲覧 2023 年 12 月 13 日)

李徑宇「新聞週刊」 2004 年 6 月 14 日「隔代之間、隔着什麼（世代間に何があるの  
か）」

(<http://news.sohu.com/20041008/n222370879.shtml> 最終閲覧 2022 年 9 月 23 日)

梁建章・任澤平・黃文政・何亜福（2022）「中国生育成本報告（中国出産コスト報告  
書）」

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1725427465713864960&wfr=spider&for=pc> 最終  
閲覧 2023 年 10 月 5 日)

世田谷区保育の質のガイドライン（2015 年）

([https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/009/d00138520\\_d/fil/setagayakuhoikunoshitsuga.pdf](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/009/d00138520_d/fil/setagayakuhoikunoshitsuga.pdf) 最終閲覧 2022 年 1 月 27 日)

「上海家長学校專題課：“隔代教育”祖輩要擺正定位（上海市保護者学校特別開講：  
世代間教育の祖父母は正しい位置づけをする）」新民晚報 2022-08-23 版.

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1741913118306616708&wfr=spider&for=pc> 最終  
閲覧 2023 年 10 月 12 日)

上海市人民政府(2018)「關於促進和加強本市 3 歲以下幼兒托育服務工作的指導意見  
（上海市における 3 歳未満の子どもの保育サービスの促進に関する指導意見）」

「上海市 3 歳以下幼兒托育機構管理暫行辦法（上海市における 3 歳未満の子どもの  
保育施設に関する暫定管理方法）」「上海市 3 歳以下托兒托育機構設置標準（上海  
市における 3 歳未満の子どもの保育施設の設置基準（試行）」

(<https://www.shanghai.gov.cn> 最終閲覧 2021 年 1 月 7 日)

上海市人民政府(2020)「上海市における保育サービス三カ年行動計画（2020-2022

年) 」

(<https://www.shanghai.gov.cn/nw5002/20201027/7f90e9e8480143648358757cd62b46dd.html> 最終閲覧 2021 年 11 月 8 日)

上海市人民政府(2021)「上海市の婦女兒童發展第 14 次五カ年計画」

(<https://www.shanghai.gov.cn/202116bgtwj/20210820/edea51e5ad5545628fe9fe9dbd599ad7.html> 最終閲覧 2021 年 11 月 7 日)

上海市の概況

(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%8A%E6%B5%B7%E5%B8%82> 最終閲覧 2021 年 11 月 28 日)

上海市 3 歳以下幼児托育服務管理平台 (上海市における 3 歳未満児の保育サービス情報プラットフォーム)

(<http://age03.edu.sh.cn/ssearch.aspx> 最終閲覧 2021 年 1 月 9 日)

上海市統計局(2020)「2019 年上海市城鎮就業人員の平均の賃金」

(<http://tjj.sh.gov.cn/tjxw/20200629/fc54a4124e70400098921b6fc5680e1e.html> 最終閲覧 2021 年 1 月 6 日)

余宇・洪秀敏・朱文婷・史毅(2019)「“托幼一体化”模式的上海探索及思考 (“託幼一体化” パターンの上海市の探索及び思考)」中国經濟時報 2019 年 12 月 25 日第 005 版

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1653817451757069192&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧 2021 年 11 月 17 日)

新京報は北京日報の公式アカウントである。

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1705871271709294685&wfr=spider&for=pc> 最終閲覧 2022 年 9 月 22)

孫怡 (2019) 「中国都市部における祖父母との共同育児の現状と影響」

(<https://www.blog.crn.or.jp/lab/08/32.html> 最終閲覧 2023 年 10 月 17 日)

孫怡 (2020) 「祖父母育児参加が子どもの発達に及ぼす影響—日本と中国」

(<https://www.ritsumeihuman.com/essay/essay-2471/> 最終閲覧 2023 年 11 月 13)

Weblio 辞書

(<https://www.weblio.jp/content/%E5%8D%94%E5%8A%9B> 最終閲覧 2023 年 10 月 27 日)

## 謝 辞

本研究に取り組み、学位論文をまとめるまでには、多くの方々のご支援とご協力を賜りました。博士論文を結ぶにあたり、お世話になった皆様方に、この場をお借りして感謝を申し上げます。

主査である内田千春先生には、森田明美先生のを引き継いで、主指導先生として私を受け入れていただき、本研究のデータ分析、論文作成に至るまで、丁寧なご指導と貴重なアドバイスをいただきました。論文の作成に当たっては、中国語と日本語訳の微妙なニュアンスの違い等についても細かくご指摘くださり、留学生の私には大変勉強になりました。深く感謝いたしております。

副査である南野奈津子先生にも多くのことを教わりました。日本語の意味や表現だけでなく、論文の構成や論理の展開についてまで分かりやすくご指導いただき、伝えたいことを日本語で簡潔に表現することができました。深く感謝申し上げます。

副査である是枝喜代治先生には、主に調査結果の分析とその評価等についてご指導いただきました。特に分析結果の図式等の作成にあたっては、是枝先生のご指摘と分かりやすいアドバイスにとっても助けられました。深く感謝申し上げます。

副査である荒牧重人先生にも感謝申し上げます。荒牧先生は、いつも分かりやすい言葉や表現でお話してくださり、論文の誤字脱字まで細かく確認し、修正してくださいました。オンラインの授業では、毎回チャットに励ましの言葉を書いてくださり、私は荒牧先生の励ましの言葉に支えられて研究を続けることができました。博士課程1年在学中から現在に至るまで、大変お世話になりました。ありがとうございました。

審査をお引き受けいただいた恩師である森田明美先生への感謝は、言葉に尽くすことができません。博士後期課程への進学を悩んでいたとき、森田先生が相談に乗ってくださり、私は進学を決意しました。森田先生の学部ゼミのTAとして、ゼミのフィールド活動に参加させていただいたことは、日本の里親家庭、ひとり親家庭への支援、被災地の支援のあり方等について関心を持つきっかけとなり、テキストで学んだ理論や知識をどのように実践に生かせるかという理論と実践の往還を体験的に学ぶことができました。森田先生は、自由な雰囲気のもとで行われた普段の研究活動から学会発

表に至るまで、常に暖かく見守っていただきました。また、生活面の問題についても気軽に相談に乗ってくださり、励まし、支えてくださいました。森田先生から学んだことは、私にとって何にも代え難い貴重な財産です。心より深く感謝申し上げます。

研究活動を通して、様々な助言、励ましをくださった森田ゼミと内田ゼミの皆様にもお礼を申し上げます。留学生である私にとって、日本語で博士論文を執筆することには非常な苦勞が伴いました。そんな時、忙しい中でも私の論文を読み、アドバイスをくださったゼミの皆様にはいつも元気づけられました。心からお礼を申し上げます。

論文の作成にあたり、日本語添削してくださった子どもの権利条約総合研究所の中智美様と東洋大学の野城尚代先生にも感謝の気持ちでいっぱいです。いつも論文の提出の直前に日本語の添削をお願いさせていただき、大変ご迷惑をおかけしました。お忙しいところ、丁寧に修正してくださり、本当に助かりました。深く感謝申し上げます。

さらに、本研究のインタビュー調査にご協力いただいた保護者と保育施設の責任者の皆様に厚くお礼申し上げます。

最後に、この研究を進めるにあたって、私を全力で応援してくれた家族にも感謝を伝えたいと思います。

この論文は、皆様のご支援とご協力があったからこそ完成しました。先生方のご指摘にお応えできなかった点については今後も考え続けていく所存です。

皆様のご支援とご協力に対し、あらためて深く感謝申し上げます。

2024年2月

尹 曉珊



## 添付資料

### 保育にかかわる制度・政策

年	経済政策の動向		労働政策の動向		保育の動向		備考
	制度・政策	具体的内容	制度・政策	具体的内容	制度・政策	具体的内容	
1950			1950年4月13日 中央政務院 「男女の権利平等」が定められた。				
1951	沢が年、経建をし 毛「三備年」示 東「準10済設指」した。		1951年2月26日 政務院 「中華共労働条 例」	第16条： 労働者後のを上げられ 女性産前56日休む給ら れ、現物も定めら れている。	1951年10月1日 政務院 「学にの 制改て つ決定」	幼児教育の 組織は 幼稚園である。	1951年、工鉦、 企業と農村合作 社に開設されたに 託児所が急速に 増加している。
1952					1952年3月 教育部 「幼稚園規 程暫行草案」	幼稚園は原方出 全日制的を打ち 針し、3～6歳の 子どもが幼児 入園の1日の 在園時間を8 時間から12 時間までとし て変更した。ま た、二学期の 合夏・冬休に 取らずに、寄 宿制幼稚園開 設と季節性開 園を原則とし た。	1952年、工鉦、 企業、機関、学 校の託児所が 2738カ所ある。 大都市に託児 所が4346カ所 ある。
1953	1953年1月 第五計画 の計画上 に実施が 確立され た。						第一次ベビー ブームの時期 であった。1957 年の第1期全 国人民代表大 会第4回にお いて「新人口 論」を提出し 、人口抑制策 を説いた。

1954							1954年工鉦、企業に属した託児所が4443カ所ある。
1955					1955年1月「工鉦、企業に中学校、幼稚園に規定」	業応・小・幼立定 企に小・幼設規 工鉦自らと が需要を中 じて園を中 中稚すして	
1956					1956年2月「国衛生部が託児所の通知」 1956年2月「国衛生部が託児所の通知」	1956年2月、国教育と衛生部が託児所の通知を公表し、託児所の役割、工場、農産団体の託児所の設置を奨励し、託児所の区分も3歳未満の子供を受け入れる混合の託児所とする。①託児所の区分も3歳未満の子供を受け入れる混合の託児所とする。②各託児所・幼稚園・幼保指を営む主体(工場や農産団体の託児所の経費、人事、建物、設備の日常及び管理)を原則に、1)教育部、衛生部が関係政策、法規、内容、幼児の健康指導を負う。2)工場や農産団体の託児所の経費、人事、建物、設備の日常及び管理を負う。	

1958					1958年9月「育指」	全国にわたって、三年か前の園児を五歳までの子どもを託児所に入れる。	
1962							1962～1970年に出産のピークとなった(第二次ベビーブーム)
1966							1966年～1976年文化大革命
1971							1971年「計画出産」政策を実施し始める。
1978	1978年、中共第十二次中央委員会第三次全體會議が開かれ、経済体制改革の決定(1978-1984年)。	改革開放政策を実施することを決めた。					1978年、中国成立以降、初めて計画生育政策が法律に定められた。
1979					1979年6月18日、第5回人民代表会議「政府工作報告」	託児所と幼稚園の十分の発展を重視し、幼児教育を高める。	
			1979「工業衛生基準」	「女性が働く職場には託児所、休憩室を設ける」と規定している。			
					1979年7月-8月、教育部、衛生部、計生委、教育部、衛生部、計生委の13部門が託児所を協議した。	国務院が託児所を進め、作業グループを「リール」を設立した。	
				1979年10月、国務院「全託」	託児所は社会的責任を全うし、党と社会の心をつなぐ必要がある。		

1980					1980年11月、衛生部「都市託児所工（試行草案）」	託児所は0～3歳未満の集団保育施設、必ず保育を主体として、教育に共す打ち出した。	
1981					1981年6月、衛生部「3歳前養育網（草案）」	託児所の任務が確定し、養育原則が定められた。	
1982	1982年9月、共産党中央委員会	経済市場を調整する。					1982年一人っ子政策が全面実施。
1984	1984年10月、共産党中央委員会「中央経済体制改革」	義有と経てを出、社会は基礎商品と提、経済をて、をる式に、経済し、済い正し。					
1985					1985年12月、衛生部「託児所・幼稚園保健制度」	託児所・幼稚園内の子どもの飲食、衛生、疾病予防を定めた。	
1989					1989年8月、国家教育委員会「幼稚園管理條例」	幼稚園の3歳以上の子どもに対して保育・教育を定めた。	
1991					1991年9月（1992年1月実施）、表人民代、未成年保護法」	法律が未成年者の教育権、乳児の初期成長過程と死亡の危険を解消。	

1992	<p>1992年7月、院有制・所企関経式換い条 年国「所企集有業す営のにて例」</p>	<p>労働者に業権を 企人事系与 働人体を</p>			<p>1992年2月、国務院、代ど達 「90年子の達 中も画綱要」</p>	<p>拠保開を、校、庭せ教社 区し設、家さを「社 と施し、区結どる。教育一 点育設社を子育区学前レシを始 育(ブー保育)を始めた。</p>	<p>1992年春節鄧 小平の「南と市経 はきたるも大も 的はずれあるに 手手段で社会を 国転換点を 中ならした。</p>
	<p>1992年10月、共第期人表 年国党四国代議</p>	<p>社会主義が 市場の起確立 市制提された。</p>					
1993					<p>1993年2月、国務院、中 院、「中改革に綱 教、育展る と関す 要」</p>	<p>就学前教 育機関を営元 方式化する。</p>	
	<p>1993年11月、中共第期委第全議与社義経制問決 年中産四央会回会関立主場体干の 中産十中員三「建会市濟若題定」</p>	<p>革し義の定、改とのを 改と主濟決た、改とのを 濟社会経を、業向代度 のて市場築た。有のて業け 経目社場築た。有のて業け のて市場築た。有のて業け のて市場築た。有のて業け</p>					<p>1993年以降、体 社会市場にの託 制の確立にの託 て、国有企業園が 所と幼稚園が 児、所と幼稚園が 大幅に減少して いく。</p>

1994			1994年7月5日(1995年8月8日施行)、「第8期全国人民代表大会常务委员採択の「中華人民共和國労働法」	第58条：女性出産を90日以上と定めた、妊娠期間の特別保護に労働時間に関する規制(原則1日8時間、週平均44時間以内等)賃金(同一労働同一賃金の原則、各地(省)の異なる規定)の原則(原則最低1日の休暇、法定休日、年次有給休暇等)女子未成年の保護(出産・授乳休暇、危険労働禁止等)。			
					1994年12月、教育委員会「託児所・幼稚園衛生保健管理方法」(2010年に改正され、施行と旧管理方法が廃止。	託児所の職員の規定、保健設備、保教結合。	
1996					1996年教育部「幼稚園工作規程」		
1997							1997年から、国有企業改革が本格的に進んでいる。国有企業は大規模に託児所と幼稚園などの社会事業を分離し始めた。多くの企業は社会福利機能からはなれて、機関を合理的に改革するために、公立幼稚園、特に国有企業付属幼稚園を閉園した。
1999					1999年6月13日、国务院「中央教育深化改革、進歩の規定」	乳幼児の発達、科学的な知識の重要性を強調した。	早期教育が登場しつつある。従来の託児所は単独に存在しなくなり、教育機関の託児部として「小々クラス」1歳児また2歳児から保育されることが増える。この「託幼一体化」



2007			2007年6月29日、人民代表常務委員会「中華労働法」	従来、妊娠、出産、育児休業期間中の労働条件が不利な状況であった。これを改善し、労働条件の均等化を図る。	2007年1月、国务院「人口問題解決」	乳幼児の家庭教育を支援する。	
2010					2010年5月、国家中期教育改革綱要(2010～2020年)	基礎的・基本的な教育を普及させる。	
2011					2011年8月、中国児童発展指導綱要(2011～2020年)	総合的に早期発達を促進し、0～3歳児の指導を重視する。	
2012			2012年「女性の労働特別保護規定」	出産休暇(産前産後)を98日(産前15日を含む)と定めた。			2012年から上海市、北京市など14の地域に0～3歳未満の子どもの早期教育拠点を設立する。その重点は、乳幼児期の教育・管理、サービスなどの分野を探索していくことである。2013年12月から「単独二子」の政策を実施した。夫婦のどちらかである場合、二人目の子どもを生むことが可能。
2013					2013年6月、国家事業十年教育発展二個五年計画	就学前教育に重点を置き、0～3歳児の指導を重視する。	
2014					2014年12月、地域児童計画(2014～2020年)	支援を重点とし、0～3歳児の指導を重視する。	
2016					2016年、教育部「幼稚園規程」の改正	幼稚園の規模、安全、設備などを改めた。	2016年1月1日、「人口及び出生法」改正案を提出する。



2017			2017年「女性の保職労働規定」改定	出産に開関係する休暇、給料、育児給付、産後休暇、など改定された。		
2019					2019年（内閣府）に「0～3歳児の保育の推進に関する指針」を公表した。	「0～3歳の乳幼児の保育の推進に関する指針」は、家庭を主とする保育の施設での補助を原則とし、優先的に乳幼児の健康を確保する中国衛生会が実施する「0～3歳児の保育の推進に関する指針」の試行による。保育局が、部局に設置された「0～3歳児の保育の推進に関する指針」の試行による。保育局が、部局に設置された「0～3歳児の保育の推進に関する指針」の試行による。保育局が、部局に設置された「0～3歳児の保育の推進に関する指針」の試行による。
2021					2021年、中国衛生保健委員会「保大（試行）」	2021年7月、中国共産党中央委員会政治局は、最口と展の発する関する、ら政策を夫婦もで政策す重施する。2021年7月、中国共産党中央委員会政治局は、最口と展の発する関する、ら政策を夫婦もで政策す重施する。